

10月19日(金)

出席委員

委員長 塚本 よしひろ 君
副委員長 せ お 麻 里 君
同 松永 よしひろ 君
委員 のだて 稔 史 君
同 やなぎさわ 聡 君
同 おぎの あやか 君
同 ゆきた 政 春 君
同 澤 田 えみこ 君
同 ひがし ゆ き 君
同 山本 やすゆき 君
同 石 田 ちひろ 君
同 田 中 たけし 君
同 せらく 真 央 君
同 松本 ときひろ 君
同 新 妻 さえ子 君
同 えのした 正人 君
同 吉 田 ゆみこ 君
同 安 藤 たい作 君

委員 横 山 由香理 君
同 石 田 しんご 君
同 筒井 ようすけ 君
同 つ る 伸一郎 君
同 あくつ 広 王 君
同 まつざわ 和昌 君
同 こしば 新 君
同 木 村 健 悟 君
同 鈴 木 ひろ子 君
同 石 田 秀 男 君
同 高 橋 しんじ 君
同 西 本 たか子 君
同 須 貝 行 宏 君
同 藤 原 正 則 君
同 こんの 孝 子 君
同 若 林 ひろき 君
同 西 村 直 子 君
同 せりざわ裕次郎 君

欠席委員

中 塚 亮 君

その他の出席議員

渡辺 ゆういち 君

出席説明員

区 長
森 澤 恭 子 君

副 区 長
桑 村 正 敏 君

副 区 長
新 井 康 君

企 画 部 長
久 保 田 善 行 君

企 画 課 長
佐 藤 憲 宜 君

財 政 課 長
遠 藤 孝 一 君

総 務 部 長
堀 越 明 君

新庁舎整備担当部長
黒 田 肇 暢 君

広町事業担当部長
多 並 知 広 君

総 務 課 長
勝 亦 隆 一 君

地 域 振 興 部 長
川 島 淳 成 君

文化スポーツ振興部長
廣 田 富 美 恵 君

子 ども 未 来 部 長
柏 原 敦 君

福 祉 部 長
今 井 裕 美 君

健 康 推 進 部 長
(品川区保健所長兼務)
阿 部 敦 子 君

保健整備担当部長
秋 山 徹 君

都 市 環 境 部 長
中 村 敏 明 君

都市整備推進担当部長
有 江 誠 剛 君

品川区清掃事務所長
品 川 義 輝 君

防災まちづくり部長
溝 口 雅 之 君

災害対策担当部長
(危機管理担当部長兼務)
滝 澤 博 文 君

会 計 管 理 者
大 串 史 和 君

教 育 長
伊 崎 みゆき 君

教 育 次 長
米 田 博 君

学校施設担当課長
森 雄 治 君

選挙管理委員会事務局長
鈴 木 誠 君

監査委員事務局長
高 山 崇 君

区議会事務局長
大 澤 幸 代 君

○午前10時00分開会

○塚本委員長 　ただいまより、決算特別委員会を開会いたします。

本日の審査に先立ちまして、ご案内申し上げます。本日の総括質疑は、ケーブルテレビ品川において、10月26日および10月29日に録画放送される予定でございます。委員ならびに理事者の方々の協力と真摯なご討議を賜り、成果の多い審査ができますよう、心からお願い申し上げます。

本日の予定に入ります前に、10月16日の筒井委員の質問のうち、防犯カメラに関する答弁について訂正があるとのことですので、理事者よりご発言願います。

○森学校施設担当課長 　筒井委員から、区立学校における屋内の防犯カメラの設置状況についてご質問を頂きました。その際、防犯カメラの設置台数を158台とお答えいたしました。86台でございました。おわびして訂正いたします。申し訳ございませんでした。

○塚本委員長 　それでは、本日の予定に入ります。

本日は、総括質疑、意見表明、そして表決の順に運営してまいりたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、これより総括質疑に入りますが、総括質疑の運営につきまして、若干の説明をいたします。

総括質疑は、運営方針の説明のとおり、各会派の持ち時間内をお願いいたします。持ち時間の中には、答弁時間は含みません。質疑の順序は、品川区議会自民党・無所属の会、品川区議会公明党、しながわ未来（無所属・立憲・ネット）、日本共産党品川区議団、品川改革連合、品川区議会日本維新の会の順でございます。経過時間のお知らせにつきましては、残り時間がなくなった時点で振鈴を2回鳴らします。

なお、質問の際は一問一答形式にならないよう、また理事者の答弁も質問に対して的確かつ簡潔にしてください。委員会運営に特段のご配慮とご協力をお願い申し上げます。

質問者は、委員長より順次ご指名申し上げます。

それでは、総括質疑を行います。

最初に、せりざわ裕次郎委員。

○せりざわ委員 　品川区議会自民党・無所属の会を代表して、せお麻里副委員長と共に総括質疑を行わせていただきます。

私からは、ふるさと納税と品川区の広報戦略についてお伺いします。まず、ふるさと納税の総論として、これまでの品川区での流出額・流入額の推移をご説明いただきたい。そして、これまで取り組んできた区の出組と、これまでやってきた中での課題感というのがあれば、まず教えていただきたいと思えます。

○堀越総務部長 　ふるさと納税に関するお尋ねでございます。

流出額でございますけれども、令和3年度は約30億円、令和4年度が約39億円、令和5年度は約45億円と、年々増大する一方という形でございます。

一方で流入額につきましては、令和3年度は1,700万円、令和4年度は1,900万円、令和5年度は8月末現在で150万円にとどまり、全て「約」でございますけれども、税の流出に歯止めがかからない状況が続いています。その状況の中で、地域の魅力を発見しまして、シティプロモーションにつながる返礼品を提供したところでございます。

この課題の中で区としては、この制度の抜本的な見直しを求める考えは変わりませんが、寄附者の満足度が高い企画型や体験型を中心に、例えば、しながわCSR推進協議会の会員企業に働きかけ

るなど、地元企業との連携も促進しながら、区の魅力の発信をさらに充実させていかなければならないと考えてございます。併せて、ガバメントクラウドファンディングの取組もさらに拡充していきたいということで、寄附の増加に努めていきたいと考えているところでございます。

○せりざわ委員 課題感是非常にあるということでお話を頂きました。

品川区でこれまで議会でも様々提案させていただきましたが、流出対策もしくは制度そのものの改変というのは、品川区が23区等と手を取り合って、国に強く働きかけを行っていくしかないと思います。一方で、制度が改変されるまでの間は、流入対策、流出の増加に対して、ある意味、制度を活用して、品川区が傷口を少しでも減らしていくという取組が必要かと思えます。その中では、我々会派の中で提案させていただいた屋形船というのも体験型の返礼品に組み込まれましたし、これから返礼品で体験型も拡充していきたい、そしてまたガバメントクラウドファンディングを活用していきたいというお話も頂きました。

一方で、マーケティングの視点、以前も提案させていただきましたが、例えば女性向け、男性向け、子ども向け、子育て世帯であったり、高齢者、高額納税者であったり外国人向けという視点というのは、まだまだ返礼品に足りていないと思いますので、そちらについては今後の展開をお聞かせいただきたいと思えます。

○堀越総務部長 先ほどお答えした中で、しながわCSR推進協議会会員企業に働きかけをというお話、地元企業との連携をさらに促進しながらというお話をさせていただいたところでございます。

今、マーケティングの視点というお話を頂きましたけれども、より広く寄附を集めていくという観点からは難しい面もありますけれども、先ほど申し上げた企業などと様々な連携をする中で、企業のターゲット層といいますか、そういう切り口などから発見できる可能性もあると思いますので、様々な面で努力していきたいと考えているところでございます。

○せりざわ委員 今、より広くというところで課題もあるというお話を頂きましたが、これは以前も、決算特別委員会だったと思えますが、お話をさせていただいたのが、広く浅く、ふるさと納税を図っていくという話ではなくて、深くポイントを絞って返礼品を用意していく。それをどんどん増やしていくことが、広く深く返礼品を提供できるということになるかと思えますので、ぜひここは、マーケティングの視点というのは忘れずに進めていただきたいと思えます。

昨年これも提案させていただきましたが、組織体制のところ、ふるさと納税については今、所管が税務課で、今回の決算特別委員会でもずっと税務課長にお答えいただいていたと思えます。私は、企画課であったり広報広聴課であったり、他区でもそういった事例が多くあると思えますので、執行体制の改変の検討というのもぜひ進めていただきたいと思えますが、品川区が把握している他区の状況や、今考えている組織体制の検討状況をお聞かせください。

○久保田企画部長 ふるさと納税の組織体制についてですけれども、初めに他区の状況についてでございます。総務部門が9区、税務部門が4区、企画財政部門が4区、あとはその他、専門の部署を設けている区もありますが、そういった状況でございます。

また、区における今後の執行体制についてでございますけれども、税の流出に歯止めがかからない状況が続いておりますので、私どもとしましても、しっかりと対応できる執行体制について検討していきたいと考えているところでございます。

○せりざわ委員 今、現状のふるさと納税の執行体制について、一定程度、課題もあって、これから改変を検討していきたいというようなお話だったと思えます。

ふるさと納税というのは、やはり納税でありますから、税務課の仕事も当然かかっていきます。ただ一方で、納税されて、そこからは税務課の手続になるかと思いますが、そもそも返礼品を用意していく、そしてPRしていくというところを言うと、企画や広報などというのが、その手前の段階に業務としてあると思いますので、ぜひこれは全庁的な体制の中で、企画部において執行体制については検討いただきたいと思います。

全庁体制で検討していくに当たって様々ご提案させていただきますが、先ほどマーケティングの意味では、マスのニーズではなくて、ニッチなマニアックなマーケティングというか、ニーズを掘り当てていくほうがいいのではないかというお話はさせていただきました。例えば、これから始まるシティランなど、マラソン好きの人に向けてシティランを返礼品にしていくというのも1つ、手だと思えますし、品川区には本当にいろいろな色があって、例えば歴史好きに関しては、坂本龍馬であったり伊藤博文、様々な偉人と呼ばれる方々が品川区にゆかりがある。そして、ドクターイエローや御料車など、電車好きにもヒットする返礼品というのが用意できると思います。こういった、広く浅くではなくて、深くしっかりとニーズにマッチするような返礼品を、ぜひ全庁的に再構築していただきたいと思います。

その中で、全庁体制で例えばパワーチーム等で取り組んでいただくとして、どこが責任者になるのか分からないようなパワーチームではなくて、もしくは税務課が同じく今のようにやっていくのではなくて、企画部の中で、企画部の新しい課になるのか、今のどこに入るのか分かりませんが、どこかがしっかり責任感を持って、企画部が主導となって、ふるさと納税についてはパワーチームをつくっていただきたいと思います。こちらのご見解をお聞かせいただきたいと思います。

もう一点、併せて勧めたいと思いますが、ふるさと納税の流入対策を進めていく中で、課題感としては、やはり全国の様々な自治体がある中で、品川区の返礼品が埋没して、そもそも目に入らないのではないかというのが課題としてあると思います。その対策として、先ほどマニアックなニーズの掘り起こしというお話もさせていただいたと思うのですが、例えば民間サービスでよくあるような、家族割やリピート割、紹介者割引みたいな、既に納税した方の横のつながりといった展開を求めていくというのも、1つ、埋没しないための解決策になるのかと思いますが、こちらもご見解をお聞かせください。

もう一個、ふるさと納税の流出額が多いところというところ、おおむね23区がほとんどになると思います。これまで23区では、手を取り合って、ふるさと納税制度を使うのをやめましょう、それで反対していきましょうというのが、これまでの流れでした。これは非常に時流も変わってきて、23区の中でも前向きに活用する区が増えてきた中で、23区から23区にふるさと納税をするというような仕組みが1つあるのかと思っていて、どうせ流出するのであれば、23区同士で、競争率を23分の1に減らすことで、1つ、埋没対策になるのかと思うので、例えば23区の特別サイトみたいなものを立ち上げて、ふるさと納税に対しての特別サイトでそれぞれが補完し合うような制度の構築というのも1つ、手になるのかと思いますが、それぞれご見解をお聞かせください。

○久保田企画部長 まず初めに、責任体制等についてでございますけれども、ふるさと納税による区の流出額が今増えているということで、これは私どもとしては大きな課題と認識しているところでございます。こうした流出に歯止めをかけるためには、ご提案にもありましたように、区内企業や団体、商店街等と連携しまして、魅力ある返礼品等の企画立案、情報発信等が不可欠であると考えております。こうしたことを推進していくためには、全庁的に推進していかなければならないと考えております。また、執行体制についても、こういった状況に機動的に対応できるような執行体制が必要と考えてございますので、私どもとしましても検討していきたいと考えているところでございます。

次に、レポート割等のご質問でございますけれども、こうした取組につきましては、私どもとしましては、今、他の自治体の動向や実態、どういう取扱いをしているかといったことについて、調査研究していく必要があるかと考えているところでございます。

次に、特別区での連携したふるさと納税への対応についてでございますけれども、特別区、他の区においても危機感を持っていると認識しております。特別区長会などでも、国に対して制度是正の要望を毎年出しているという状況があります。ただ、特別区における連携につきましては、他区の動向等も踏まえつつ、調査研究が必要な課題であると認識しているところでございます。

○せりざわ委員 まず23区の連携について、他区の動向ということなのですが、これはどこかが手を挙げないと、そもそもスタートしない話だと思いますので、これは、できる可能性があるかはもちろん研究していただく必要がありますが、できるとすれば、ぜひ品川区がリーダーシップを持って、23区で流出について歯止めをかけよう、お互いに流入していこうというのはプラスの面があると思いますので、ぜひご検討いただければと思います。また、家族割等の割引の話については、ふるさと納税は国の制度でありますから、そういったことがそもそもできるのかというのやはり確認していただきたいと思いますが、仮にできないとすれば、納税者に対して例えば招待チケットみたいなものを送って、ほかのイベントに誘導していくというのも1つ、手だと思っていますので、例えば納税した方のお友達は、しながわ水族館が無料ご招待や割引になるなど、そういった品川区のサービスに結びつけるというのも1つ、方法としてあると思いますので、ふるさと納税にとらわれない取組をぜひご検討いただければと思います。

最後、ふるさと納税について返礼品というのは、本来もちろん納税していただくことが目的になりますが、返礼品を買わなくても、返礼品を選ぶに当たって目に入ってくることで品川区をPRしていくということも、もしくは品川区の伝統産業などを支援するというのも、1つ方法としてあるのかと思います。今、品川区のホームページでは、品川区の伝統工芸保存会とあって、品川区内で20社ほどが伝統工芸を営まれているわけですが、そういったものを例えば返礼品に入れ込むことで、品川区にこんな伝統工芸があるのだ、それを品川区が返礼品を通じて支援しているのだというような色にもなると思いますので、そちらも併せてご見解をお聞かせいただければと思います。

続けます。ふるさと納税については、かねてより、広報戦略が非常に大切だというお話はさせていただきました。先ほどもマーケティングの話をしていただいたとおり、どの層にどのジャンルをどうやって売り出すかというのが、品川区にとって課題なのだろうと思います。

これまで前区長である濱野区長は、シティプロモーション事業を平成27年に立ち上げて、「わ！しながわ」というキャッチコピー、キャッチフレーズ、そしてロゴマークをつくって、やってきたと思います。これも以前、私は議会でも、もしくは会派要望でもお伝えさせていただきましたが、今、新区長の中で、新たなキャッチフレーズやキャッチコピーもしくはロゴマークというの、まさに展開する時期なのかと思うのですが、ここの広報戦略について、今の検討状況をお聞かせください。

○久保田企画部長 まず初めに、伝統工芸品等のご質問にお答えいたします。

伝統工芸品につきましては、品川区は20の団体、20社というのでしょうか、いろいろ活動されて、様々に積極的な取組が行われているところでございます。品川区も、区の魅力の一つであるという認識をしておりますので、こうした伝統工芸品等をホームページ等で見やすく発信するというのも、区のプロモーションにつながると考えているところでございます。こういったことにつきましても、引き続き研究していきたいと考えています。そして、伝統工芸品を返礼品に加えることにつきましても、区の

魅力発信に加えまして、産業振興にもつながるといことから、伝統工芸保存会と今後協議してまいりたいと考えているところでございます。

次に、シティプロモーションについてお答えいたします。区はこれまで、「わ！しながわ」のキャッチコピーとロゴマークを様々な事業に活用しまして、一定の成果を上げてまいりました。今後は、開始から約8年を迎えるといったところもございしますので、一定程度の見直しが必要と考えているところでございまして、品川区の価値やイメージを想起させるようなキャッチコピーも含めまして、新たな取組を検討していきたいと考えているところでございます。

○せりざわ委員 新たな取組を検討したいというお話を頂きました。

その中で、どんどん新しい品川区の色というのを見つけて、もしくは再発掘して広報していただければと思いますが、例えば観光大使についても以前も提案させていただきました。今、サンリオのシナモロールに品川区で観光大使を務めていただいていると思いますが、ここに一本足でシナモロールだけに限らずに、別のところの観光大使というのもあっていいのかと思っています。今、品川区にはゆるキャラがたくさんいますし、ほかにも人というのを起用するというのも1つ、手だと思しますので、今既に品川区のファンになっている方々というのは、継続的にファンになっていただいて、まだ品川区の魅力が届いていない方に、ほかの観光大使、例えば1日観光大使でもいいと思いますし、1日区長など、様々なやり方を使って、ほかの層から品川区の魅力を発信していくというのも手なのかと思いますが、そこについてご見解をお聞かせください。

○久保田企画部長 シティプロモーションの一環としまして、観光大使等を活用してプロモーションを図っていくということは大変有意義な手法だと認識しておりまして、現に品川区もシナモロール等、サンリオにご協力いただきながら進めていて、一定以上の効果を上げているというところがございます。こうした取組につきましても、今後、シティプロモーションを新たに検討していくといった中で、そういった他の広がりを見せて、観光大使等の活用ができるかということについても、引き続き検討していきたいと考えているところでございます。

○せりざわ委員 様々、前向きにご検討いただいていると思います。

今回、品川区長が昨年代わって非常に注目が集まっている、まさに品川区の色を売り出すタイミングになるのかと思いますので、ぜひこのタイミングで品川区の色、もう一度、魅力発掘をしていただいて、新たな品川区の色を出して行って、ファンをどんどん増やしていただければと思います。私からの質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○塚本委員長 以上で、せりざわ裕次郎委員の質疑を終わります。

次に、せお麻里副委員長。

○せお副委員長 せりざわ委員に続いて、総括質疑をいたします。

令和4年度の年度途中である12月に、濱野区長から森澤区長に代わりました。途中ということで、かなりご苦労もあったかと思えます。令和4年度に事業を安定的に執行するために心がけたことは、どのようなことでしょうか。さらに款別審査では、横山委員からの質問に区長が、様々な場面に行かれたことと、その発信力によってシティプロモーションに寄与しているといった答弁もありました。当初から精力的に区内・区外と様々な場所に出かけ、お話しされているのを私も拝見しています。そのようなシティプロモーションをはじめ、今後の事業展開はどのようになっていくのでしょうか。

区長、2点、ぜひご答弁いただけたらと思います。

○森澤区長 私からは、まず区政運営についてお答えいたします。

令和4年12月に区長就任後、事業を安定的に執行するために心がけたことですが、4期16年続いた濱野区政のよいところを継承しつつ、時代や区民ニーズに合わせて進化・発展していくことが重要と考え、この間、区政運営に臨んでまいりました。継承と発展を円滑に進めるためには、区議会の皆様方、そして区職員の理解と協力は欠かせないと考え、「誰もが生きがいを感じ、自分らしく暮らしていける品川」の実現に向け、私の区政運営に対する理念や思いを、先ほどご紹介もありましたが、様々な場面・機会において率直に伝え、区民の幸せ、ウェルビーイングの向上に向け、職員と共に区政を前に進めるべく取り組んでまいりました。

一方、私が就任した直後におきましても、物価高騰への対応は喫緊の課題でありまして、地方創生臨時交付金などの活用により、速やかに補正予算を提案することで、区民や区内企業の皆様方の支援を進めました。その後も事業の進捗管理等に努め、令和4年度予算の円滑な事業執行に取り組んだところで、これは、ひとえに職員の尽力のたまものだと思っております。

その結果、各会計決算額の総計、歳入額2,692億4,328万円、歳出額2,609億2,897万円で、差引残額は83億1,431万円の黒字となりました。普通会計についても、実質収支は約63億円の黒字、経常収支比率は74.8%、人件費比率は13.4%となっており、引き続き健全財政を維持することができたところであります。

次に、シティプロモーションについてお答えします。先ほど、せりざわ委員よりも様々ご提案いただき、ありがとうございます。区では平成27年度から、定住人口の獲得と認知度向上を目的にシティプロモーションを推進してまいりました。区民の皆様との協働による魅力発信事業や、SNS活用による区のPRなど、様々な取組を進めた結果、定住意向が向上するという一定の効果を上げてきたと考えております。

一方で、事業開始から8年が経過した現在、品川区のまちや区政を取り巻く状況が大きく変化するとともに、区民ニーズも多様化しています。今後は新時代のしながわを力強く推進するため、品川区の有する価値やポテンシャルを再定義し、強みとして育てていく、いわゆる都市ブランディングの視点から、区民の皆様や商店街、地元企業、各地域で活動する団体等とも連携しながら、戦略的なシティプロモーションを検討していきたいと考えています。その際、横山委員からも以前にご指摘がありましたように、やはり私が外に出ていって発信していくといったことも大事かと思っております。

○せお副委員長 区長の思いを理解いたしました。

行政を素早く動かす実行力と、それを適切に伝えていく発信力が、森澤区長はすばらしく、シティプロモーションに寄与することはもちろんのこと、品川区の好事例が広まり、他の自治体や国を動かすと私は確信しています。今後も実効性のある活動や政策を期待しております。そして議会としては、区民と共に考えていきたいと思っております。

それでは、各論に移ります。再犯防止推進計画についてお聞きします。保護司会をはじめ、地域でボランティア活動をされている方々、区の職員の皆様、警察の方々、日頃から防犯に対しご尽力いただきありがとうございます。まずは、令和4年度、社会を明るくする運動において、主にどのような目的で事業を展開され、どのような成果がありましたでしょうか。課題も教えてください。そして、社会を明るくする運動に関連して、今年度、品川区では再犯防止推進委員会が設置され、再犯防止推進計画を策定中であり、保護司会からも計画策定の要望があったと伺っております。大変ありがたいです。そこで、再犯防止推進計画の進捗状況をお聞かせください。

○川島地域振興部長 まず、社会を明るくする運動につきましては、法務省が主唱する全国運動で、

犯罪や非行の防止、罪を犯した方の更生についての理解を深め、安全・安心な地域社会を築いていくための運動です。保護司をはじめ、民生委員、町会・自治会など、関係機関が連携することに一定の成果があり、それぞれの立場で力を合わせることで犯罪や非行を防止し、明るい地域社会を築くとともに、犯罪や非行した方の立ち直りを支える地域社会を目指すことを目的として実施しているものでございます。

現在、全国的に、検挙人員に占める再犯者の割合である再犯者率が上昇しており、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止が大きな課題となっております。そのため、区では現在、再犯防止推進計画を策定しているところでございます。その素案についてパブリックコメントを今実施しており、令和6年1月には、パブリックコメントでの意見を品川区再犯防止推進委員会に報告し、素案を決定し、3月に計画を公表する予定でございます。

○せお副委員長 再犯防止推進計画ですが、まず国において平成28年12月、再犯の防止等に関する施策に関し、国および地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めた再犯防止推進法が成立し、同月に施行されました。それに基づき、平成29年に第一次再犯防止推進計画が閣議決定されています。要は、都道府県および市町村に対しては、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が課されたのです。そして今年3月、第一次の計画を発展させて、第二次再犯防止推進計画も閣議決定されました。

再犯といっても、犯した罪や再犯者の特性は様々ですが、私からは今日は主に知的障害者に焦点を当ててお話しします。この課題を私が知ることになったきっかけは、以前に元葉山町議会議員の細川さんに、ご自身が過去に薬物使用で服役されたこと、その後、出所して更生まで至った経緯をお話いただいたときです。細川さんは次のようなことをおっしゃっていました。軽微な犯罪を繰り返している障害者、主に知的障害者が多くいたと記憶していると。障害児者を支援したいという思い一つで政治の世界に飛び込んだ私としては、衝撃を受けました。

そこで、委員長の許可を頂きましたので、こちらを提示します。そもそも国での再犯防止推進計画は、元衆議院議員の山本議司さんの著書『獄窓記』、そして『累犯障害者』もきっかけになっていると伺っています。こちらにはリアルな、犯罪を犯してしまった障害者の様子が描かれています。

さらに昨年度、私は、法務省が長崎刑務所における知的障害受刑者処遇・支援モデル事業を始めたことを知りました。法務省によると、「令和2年度の調査では、全国で1,345名の知的障害を有する、またはその疑いのある受刑者がいること、そのうち療育手帳を取得している者は414名、30.8%であることが判明した。これらの受刑者は再犯に至るまでの期間が比較的短く、入所度数は全体より多い傾向にあり、受刑中、必要な支援がないままに出所した場合、短期間で再犯を反復してしまうことが懸念される」とあります。そこで法務省は長崎刑務所において、九州から50名程度を集約し、社会福祉法人南高愛隣会と契約して、1、特性に応じたアセスメント、計画立案、2、訓練・指導、3、療育手帳取得に向けた調整、4、息の長い支援を可能とする調整の4つの取組を事業展開し、帰住した後も、息の長い、寄り添い型の福祉サービスに移行できる体制を構築するとのことで、官民連携の取組はすばらしいと感じます。

こちらは長崎でのモデル事業なので、全国の刑務所での取組は先になりますが、この4つの取組は地域に帰ってきてからの支援と同じだと思っています。もちろん早期に刑務所で取り組むのは大切ですが、出所してからでも遅くはないです。不幸な出来事を防ぐためにも大切な支援だと思っています。

そこでお伺いします。今お話ししたような、出所してから福祉サービスを利用したケースは、今まで

ありましたでしょうか。そして、そのようなケースがあってもなくても、このような取組にどのような課題がありますでしょうか。お聞かせください。

○今井福祉部長 初めに、出所してから福祉サービスにつなげた事例についてです。ご本人に窓口等で直接お尋ねする性質のものではないと捉えておまして、現時点ではサービスご利用者の状況は把握してございませんが、過去に窓口で、出所後であることをご本人からお伺いして対応した事例がございます。

次に、罪を犯した障害のある方への支援の取組の課題についてです。出所後であってもなくても、通常の支援の中で、まずは障害者の方のご意向や障害特性等を踏まえ、アセスメントを行った上で、住まいや受入れ施設の調整、手帳の取得に関する手続支援や、生活の安定に向けた福祉サービスの提供を行っているところでございます。しかしながら、軽微な犯罪など再犯を繰り返す場合もあり、生涯にわたって寄り添った支援が必要なことは、障害者支援の課題と捉えております。軽度な知的障害などの場合は、ご自身では気づかずに、生きづらさや困難さを抱えている方もいらっしゃると思います。例えば生活にお困りになった場合には、暮らし・しごと応援センターや社会福祉協議会をお訪ねすることもあるかと思えます。様々な窓口でお話を伺い、その方に寄り添って、行政による福祉サービスにとどまらず、支援につなげていくことが、地域共生社会、地域全体の課題と捉えております。

○せお副委員長 課題を理解いたしました。

私は、法務省が業務委託をした南高愛隣会にもお話を伺いました。南高愛隣会は、私が生まれた1977年から障害者支援をされている法人で、罪に問われた障害者の支援は全国に先駆けて行っています。法人によると、「その背景には、孤独や孤立、困窮、障害や病気等が隠れている場合が多い。それは、当事者ご自身でも認知できていない場合が多く、ご自身だけでは解決できないので、支援を提案する中で初めて自覚し、福祉・医療サービスとつながる方もいらっしゃいます」とのことです。そして、今まで司法と福祉で情報提供や連携がほとんどなく、退所後の支援が不足していたことが、罪を繰り返してしまう累犯障害者を生む要因となっていたとも伺いました。

そこで私は、南高愛隣会のように支援いただける民間事業所がとても重要になってくると考えています。品川区と事業所、官民連携で取り組まないと成立しません。そういった官民連携は、再犯防止推進計画が策定されるに当たって、どのように検討されていますでしょうか。情報提供もできるのでしょうか。そして、連携するには、例えばケース会議や協議会といった会議体も必要と考えます。見解をお聞かせください。

○川島地域振興部長 再犯防止推進計画の策定においては、事例でお示しいただいた、官民連携まで踏み込んだ具体的な検討というのはしてございませんが、適切な保健医療や福祉サービスにつなげるために重要な視点と認識してございます。そのため、再犯防止推進計画の基本方針に、保健医療・福祉サービスの利用促進等のための取組を掲げ、区が提供する支援サービスにおいて、犯罪をした人への確実な支援につながる取組の周知や関係機関との情報共有について書き込んでございます。また、司法と福祉の情報連携については、各取組において再犯防止を推進していく上で大変重要な視点であるとも考えてございます。

福祉分野では、相談を支援につなげていくため、ケース会議を開催しているところです。犯罪や非行の背景には様々な要因があると考えますので、ご相談いただいた方の状況に応じて丁寧に対応していく必要があると考えております。

再犯防止推進計画におきましては、品川区保護司会をはじめ、更生保護活動に携わる民間協力者との

連携を進めるとともに、毎年、再犯防止推進委員会でのご意見を踏まえまして、計画の改定時にはその意見を反映させながら、再犯防止に向けた取組を進めていく考えでございます。

○せお副委員長 私が座ってしまったので一問一答になってしまうのですが、最後にすみません。

また、ここからは知的障害者に限らないお話ですが、法務省のホームページにも、ほかの自治体の事例が書かれており、ほとんどの自治体が、福祉関連の部署が所管になっていて、また再犯防止推進計画のほかに地域福祉計画にも、再犯防止の施策を盛り込んでいるところが多いです。これは、再犯防止に努めるには、若者から高齢者、障害者であっても、福祉が充実していないと成り立たないからです。現在、品川区において準備中である重層的支援体制整備事業もあります。薬物使用を含めた精神障害者も増えているとのことで、先ほどおっしゃっていましたが、保健医療との連携も大変重要で、再犯防止はまさにこの事業の中で取り組まなければならない支援だと思っています。地域福祉計画や重層的支援体制整備事業に再犯防止施策を取り入れることについて見解を伺います。

○今井福祉部長 現在、町会・民生委員の皆様をはじめ、地域福祉を支える区民の皆様による実行委員会形式で策定中の第四期地域福祉計画においては、品川区再犯防止推進計画の基本方針に記載の保健医療・福祉サービスの利用促進等のための取組を踏まえ、相互に連携を図る計画として位置づけをする予定です。また、再犯防止施策に関わる当事者や関係者の皆様からのご相談につきましても、重層的支援体制整備の中で、所管の地域活動課だけではなく、庁内および多機関連携の中で対応してまいりたいと考えております。

○せお副委員長 国からの指示による計画策定も大切なのですが、実効性のある施策にするため、品川区の特徴を活かした工夫をぜひお願いいたします。

次に移ります。児童相談所です。民生費でも質疑がありましたが、児童相談所設置市となることで増える事務について、令和4年度から保育課では人員を増やしているといったご答弁がありました。16事務増えるわけで、これはかなり大変なことだと思っています。例えば認可外保育施設や、福祉部で言うところの放課後等デイサービス施設も、指導監督が東京都から品川区へ移るわけです。そこで、事務が増えることへの対策をお聞かせください。

そして、区で全てを賄うのは困難だと思っています。都区財政調整のお話もありますが、東京都の何かしらの補助金を利用したり、区の職員が業務に慣れるまで都の職員を派遣してもらうなど、できないのでしょうか。見解を伺います。

○柏原子ども未来部長 私からは、16事務の移管に関わるご質問にお答えいたします。

まず、事務が増えることといったところへの対策についてでございますけれども、児童相談所の設置市事務について、こちらについては令和3年度から、庁内で検討を計画的・継続的に進めてきておりまして、庁内での意識の統一といったことや、事務の中の精査といったところを行ってきたところでございます。必要な人員、予算等につきましては、精査・整理しながらですけれども、人事課や財政課と現在も調査をしてきているといったところでございます。

また、次に、都の補助金等の活用といったお話でございますけれども、設置市事務に係る、移管に係る直接的な補助金等というのは、活用できるものはないといった現状でございます。また、国に対しましても財政支援等を訴えているといった現状でございます。引き続き、国や都など特定財源について活用できるものがないかということについては、検討していきたいと考えてございます。

また、都職員の派遣等というお話もございましたけれども、現在、都がそれぞれの事務ごとの説明会を開催しているといった状況でございます。具体的な事務の引継ぎについて始まっている状況でござ

います。こうしたところで、着実な事務の引継ぎというところが一番大切な部分と捉えてございまして、都の職員の派遣というのはなかなか難しい面もございまして、そういった着実な引継ぎを受けて、いずれにしても区移管によって事務レベルの低下にならないように、都との連携を深めながら進めていきたいと思っております。

○せお副委員長 指導・監督するということは、子どもたちの安心・安全に直接関わります。ぜひとも、16事務はもちろんのこと、ほかの業務がおろそかにならないよう、早急に国や都と連携しながら整備をお願いします。

さて、都立児童相談所のお話ですが、以前に一時保護されていたお子さんが、医療が必要な状態にもかかわらず、小児科医がいない病院に入院させられたり、リハビリも十分に受けられないことがありました。とても小さなお子さんだったので成長は早いですし、一日一日が大切です。そこで区立児童相談所では、保護者がどのような状況でも、まず子どもが適切な医療を受けられる権利、そして成長・発達を一番に考えていただき、医療機関に関しては、一時保護に協力していただける病院を増やす努力をしていただきたいのですが、見解を伺います。

また、児童相談所内の一時保護所での対応を伺います。国のデータによると、社会的養護を必要とする障害等のある児童は増加傾向にあり、平成30年のデータでは、児童養護施設では36.7%、里親においては24.9%となっています。現在はさらに増えていると予想され、児童養護施設や里親に引き渡す前段階である一時保護所も、そのような児童が多いことも予想されます。児童相談所内の一時保護所において、児童それぞれの障害も含めた特性に対しての支援は、どのように行う予定でしょうか。個別の支援計画も立てていただけると伺っておりますが、一時保護所で行える医療、主に心理、PT、OT、STなども含めた、個々の特性に対する具体的な支援をお聞かせください。

○柏原子ども未来部長 まず、児童相談所と医療機関に係るご質問についてでございますけれども、まず児童相談所が行う支援につきましては、児童の最善の利益に資することを目的に行われるものでありと捉えてございまして、そうした観点から、医療機関への一時保護に当たりましては、児童の意向、保護者等の意見および治療方針、入院設備等を総合的に考慮いたしまして、児童相談所としての援助方針を決定していくといったことになってございます。一時保護受託に協力していただける医療機関につきましては、近隣の医療機関等をはじめ、今後も協力を依頼していきたいと考えてございます。

また、一時保護所での医療等、個々の特性に対する支援についてでございます。保護所では集団生活となるといったところが基本ではありますが、一時保護に至る背景には様々な要因があることから、お一人お一人の支援プログラムを作成して、個別計画を基本に対応するといったことになってございます。支援の過程におきまして、障害が見られるお子さんに際しましては、児童精神科医や保健師、心理療法担当の職員といった方からの助言を受けて、さらに詳細な支援プログラムを作成してまいります。

今、お話のありました、PT、理学療法士や作業療法士といった方々の資格者の配置というのは、現段階では想定してございませんけれども、治療行為やリハビリなどが必要な場合は、医療機関等への一時保護委託、また職員による同行通院などを想定しながら進めていきたいと考えてございます。

○せお副委員長 どんな状況に生まれても、全ての子どもたちが幸せに自分らしく生きてほしいです。私としては、先ほどの病院へのお願いなどはお手伝いさせていただきます。一緒に地域の子どもたちを守っていきましょう。

次に、公有地についてです。まず全庁共通プロジェクトについてですが、行政評価シート、事業の概

要には、活用方針未定の公有地等について、多様な行政ニーズを踏まえた利活用に向け、民間活力の活用等、あらゆる手段を視野に入れた検討を進めるとあります。この視点における、令和4年度の成果と現在の課題を教えてください。そして、区有地については、以前から議会でも触れさせていただいており、例えば役所内にある旧リボンや旧リボン旗の台もそうですが、倉庫のような使い方をしている場所も見受けられます。倉庫に関しては、どうしても必要であれば民間からお借りすることも可能です。区有地という土地に限って言えば、今の時代においては持っていることが貴重だと思っています。そのような観点から、スピード感を持って有効活用に取り組むべきと考えますが、区の見解をお聞かせください。

○久保田企画部長 令和4年度の全庁共通プロジェクトについてでございますけれども、旧荏原第四中学校など公有地の有効活用につきまして、各敷地周辺の将来人口推計や民間施設分布の整理を行うとともに、民間事業者へのサウンディング、また、そうした実施や分析なども行ってきたところでございます。様々な視点から検討分析を行うなどの取組を進めてきたところでございます。

次に課題としましては、多様化する区民の価値観やニーズを的確に把握することと考えておりまして、旧荏原第四中学校の活用につきましては、今年度、跡地活用方針策定委員会やワークショップの開催などにより、広く区民の意見を聴取しているところでございます。また、公有地の活用につきましては、行政需要や地域の特性などを考慮するとともに、区民の代表である区議会の意見をはじめ、地域の方や関係する団体など、様々な区民の意見や要望をお聞きしながら検討することが大事だと考えているところでございます。今後も公有地の有効活用に向けまして、スピード感を持って検討してまいります。

○せお副委員長 スピーディーな検討を、ぜひお願いしたいと思います。

区有地といえば公園も、区民の貴重な財産である区有地です。令和4年度より検討を進めていただいているPark-PFIですが、今年度には東品川海上公園で事業者の公募を予定しています。例えば、いわゆるインクルーシブ公園、障害があってもなくても一緒に遊べる公園が、障害がある子もない子も一緒に考え、防災まちづくり部のご努力の下、実現しています。そういった意味でも、区内全部で274か所の公園がある中、多様な区民ニーズに応えるためにも、公園それぞれの個性や使用目的があつていいと考えますので、今後のPark-PFIの導入を期待しているところです。

私は、区民のお話を伺っている中でやはり多く頂くのは、障害者の就労に関しての要望です。個々の特性に応じて、今までにない場所や業種での就労、要は就労の業種の選択肢を増やしたいし、そして就労の機会も増やしたいと思っています。そこで、Park-PFIによって選定した事業者において、地域貢献、社会貢献の観点からも積極的に障害者を雇用していただきたい。そのような視点・考え方を区として持っていただきたいのですが、見解を伺います。

そして現在、一部の区立公園では、社会福祉協議会のふれあい作業所に清掃業務を委託しています。近所で朝よく拝見し、温かい気持ちになっています。その清掃業務は障害者にとって貴重な労働の機会ですので、Park-PFIの導入によってその機会が奪われてしまうと残念です。Park-PFIの導入によって、障害者の清掃業務などの労働機会を現状より減らすことがないようにしていただきたいのですが、こちらも見解を伺います。

○溝口防災まちづくり部長 現在、私どものほうで進めておりますPark-PFI事業につきましては、既存の公園が持っています機能を踏まえつつ、民間の活力やノウハウを活かして、さらなる公園の活性化や利用者の利便性の向上を図っていくといったことを目的に進めているものであります。

また併せまして、副委員長ご指摘の社会貢献や地域貢献といったものを併せて進めていくといったこ

とも重要であると認識しているところでございます。

そこで、事業者を選定する際には、障害者の雇用といった社会福祉の関係、または地域の皆さんと協働する地域福祉の向上といったものにつながる提案につきましては、当事業を導入する目的でもありますので、例えば事業者を選定する際の評価項目に、福祉に関する内容を加えるなどといった取組を行っていきたくと考えているものでございます。

次に、本制度を導入することで、これまで公園の清掃等をお願いしておりました社会福祉施設等の清掃業務につきましては、減らすことのないように留意しながら、本事業の導入を進めていきたくと考えているものでございます。

○せお副委員長 そのような前向きな見解をお持ちいただきありがとうございます。障害者の労働の機会を増やせるように、区としても積極的に考えていただきますよう要望いたします。

最後に、所得制限についてお聞きします。私は以前から、障害児を育てている家庭になぜ所得制限がかかるのだろうとずっと疑問でした。私たち障害児を育てる保護者は、もう皆さんご存じかと思っておりますが、医療機関にかかる回数が多く、発達を促すための療育も必要。ということは、当然、時間も必要です。その時間はもちろん、働きにも出られない。ただ、基礎自治体にとっては予算に限りがあるので、バランスも考えると、今かかっている所得制限を一度に撤廃するのは困難だと思っています。ですから、段階的に、障害児に関わる給付などの所得制限撤廃ができないかと以前から考えており、優先順位はどこなのか、私なりに調査したり考えたりしていました。

先日、ある芸能人の方が、長女には脳性麻痺があると公表しました。さらには、座位保持装置と子ども用車椅子で約82万円かかっている。負担額は所得制限があるのでと伝えていました。この方は、こんな私の言い方ではなくて、温かい表現の仕方なので、ご注意ください。その後、続けて伝えていたのは、必要な子どもに必要なものが行き届き、「安心してどんどん大きくなるんだよ」と思えることが一番の願いですとも書いていました。本当に、82万円かかっても成長してくれることがうれしいと、私たち保護者はそんな思いです。ただ、先々を考えてお金を残してあげたいのも保護者の思いです。友人の子ども用車椅子も約25万円かかっていました。子ども用車椅子などは、子どもの成長に伴って、洋服のようにサイズアウトし、改良やメンテナンスなども定期的に必要です。長期間必要であれば、その費用は莫大です。さらには、今お話しした補装具とともに、まさに日常の生活に直結する日常生活用具は重要で、そちらにも所得制限がかかっている状況です。

補装具、日常生活用具。まずは品川区が、この2つの所得制限を撤廃して、全ての障害児の成長を支援していきますという姿勢を見せていただけるとありがたいです。ちなみにこちらは国の事業で、所得制限にかからない方は原則1割負担、課税世帯は負担上限月額3万7,200円です。そこで、所得制限を撤廃した場合、障害児が利用する補装具、日常生活用具、それぞれ区の負担はどれくらい増えるのか教えてください。

最後に、障害児の補装具・日常生活用具の給付での所得制限撤廃について、そして今後、障害児の福祉に関する事業での所得制限を段階的に撤廃することについて、それぞれ見解を伺います。

○今井福祉部長 障害のあるお子さんが利用されます補装具および日常生活用具の段階的な所得制限撤廃についてお答えいたします。

初めに補装具についてですが、身体障害や難病等で、日常生活や就学のために身体機能を補完・代替する補装具を製作・修理する場合、支給しております。補装具は20品目以上の品目がございまして、令和4年度の児童への給付実績は92件で、区負担額は330万円余でございます。

なお、補装具につきましては国の事業でございまして、国と都の補助金が入っております。所得制限を撤廃した分は全額、区の負担となりますので、所得制限を撤廃した場合、希望される品目によって金額が異なりますが、例示にありました座位保持装置のついた車椅子などを考えますと、これまで全額、自己負担されていた方を含め、これまでの区負担額330万円余に加え、約1,000万円が増加になりまして、全体で約1,330万円余となります。

次に日常生活用具についてですが、日常生活を容易にするため、補装具と同様に20品目以上の品目があり、支給しております。主なものは紙おむつで、令和4年度の児童の給付実績は137件で、区負担額は120万円余でございます。なお、日常生活用具も先ほどの補装具と同じでございます。同じような国と都の補助金の仕組みでございまして、所得制限を撤廃した場合には、希望される品目によって金額が異なりますが、これまで全額自己負担の方、つまり今まで制度外だった方も含めまして、区負担額120万円余に約400万円を追加することとなり、総額で520万円余が全額の区の負担額となろうかと思っております。

障害児の補装具、日常生活用具の給付を含め、障害児に関する事業の所得制限の段階的撤廃につきましては、子どもの支援を進める観点から、それぞれの事業の性質に鑑み、多角的に検討してまいりたいと考えております。

○せお副委員長 日常生活用具に関しては、給付の種目も時代に合ったものというお声も、団体から頂いております。そちらも丁寧に議論を重ねていただければと思っております。そして、この時代に合わない、障害者を育てている家庭への所得制限。もちろん、子ども全員に関してもそうですが、ぜひ優先順位を上げて、全庁で議論いただければと思います。

これで、自民党・無所属の会の総括質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○塚本委員長 以上で、せお麻里副委員長の質疑を終わります。

次に、つる伸一郎委員。

○つる委員 区議会公明党を代表して、若林委員と共に総括質疑を行います。

初めに、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制を推進する重層的支援体制整備事業（しあわせ創設プラン）と、孤独・孤立対策についてお尋ねいたします。

品川区は、地域共生社会の実現に向け、2022年度より重層的支援体制整備事業を、しあわせ創設プランとの名称で、複雑化・複合化した課題を抱えるケースについて、多分野による支援方針の検討を行い、相談支援体制の構築をスタートさせました。重層的支援体制整備事業については、2020年の第1回定例会より、繰り返し、体制整備を求めてきたことから、2025年度の本格稼働に向けた盤石な体制を求めるものです。今年度は、断らない相談支援の構築のほか、参加支援、地域づくりに向けた支援の構築においては、その課題や不足資源の把握、人材育成研修、行政機関以外との連携に向けた他機関研修の実施などに取り組みされると認識しています。また、組織横断的な相談支援を実施し、仕組みの検証や改善を行うとしています。

そこで改めて、品川区としての事業名、しあわせ創設プランとして、初めてつくり設けること、新たに設立することの意味がある「創設」の名を冠した思いと、現在の体制整備の進捗状況、相談支援の対応についてお知らせください。

○今井福祉部長 しあわせ創設プラン、重層的支援体制整備事業につきましては、区が取組を始めた当時、行政機関では一般的に普通を使用している「重層的支援体制整備」では区民になじみが薄いことから、より分かりやすい事業の表現として示させていただいたものです。この事業の目的である、不安

や課題を抱えている方が、誰かに、またはどこかにつながることで、安心して地域で暮らせる社会を目指すことから、不幸せをなくしていく、幸せを新たにつくる事業との思いを込めております。

現在の進捗状況についてですが、複合課題の相談ケースを実際に持ち寄りまして庁内でケース会議を開いたり、地域支援が見える化するためのシステム構築の着手に取り組んでおります。令和7年度の本格実施に向けまして、鋭意検討を進めております。相談支援の対応につきましては、ケース会議での協議を経て、関係者間共同で相談者への回答を行うなど、成果が出ているところでございます。

○つる委員 複雑化した課題の一つに挙げられる孤独・孤立対策について、重層的支援体制整備事業の構築と併せて、来年度施行の孤独・孤立対策推進法に基づき、孤独・孤立対策と一体的に推進していく必要があります。孤独・孤立の課題は、コロナ禍にあつて、DVや児童虐待、困窮、ひきこもり、孤独死などの課題が顕在化し、健康悪化や経済的不安定化、社会保障給付費の増大を招く要因にもなっています。推進法には、基本理念として、孤独・孤立について、人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、孤独・孤立の状態にある者の問題が社会全体の課題であるとの認識の下に、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要と明記されました。

そこで、品川区の孤独・孤立の現状と把握状況、区がこれまでに取り組んできた孤独・孤立対策についてお知らせください。

○今井福祉部長 今年度改定予定の品川区地域福祉計画の事前アンケート調査結果によりますと、20代から30代の若者の孤独・孤立を感じる割合が、前回の調査より著しく高くなっていることが確認されております。この世代につきましては、同世代の支援体制や施策の検討が必要なこと、特に、やはり関係が希薄化と言われている都市型の孤独・孤立について分析が求められると考えております。

区ではこれまでも孤立死対策としまして、福祉部で、高齢者見守りネットワーク事業をはじめ、自殺対策、DV相談、虐待、ひきこもり、不登校、生活困窮対策など、幅広くそれぞれの課題を、各セッションが連携しながら対策を取ってきたところでございます。私どもは今年度から、孤独・孤立プラットフォーム推進事業にも取り組んでまいりますので、区民の皆様の孤立・孤独を防止する様々な対策について検討を進めていきたいと思っております。

○つる委員 過日の一般質問の答弁では、今年度改定する地域福祉計画に、推進法の成立を受け、重層的支援体制整備と重複する、誰一人取り残さない考え方を位置づける必要があると示され、また、孤独・孤立に悩む幅広い世代に対しての基本的施策の体系化の検討が行われていると認識しています。また、推進法では、自治体に孤独・孤立対策を推進するために必要な連携および協働を図るため、孤独・孤立対策地域協議会の設置の努力義務が課されていますが、品川区は過日の款別質疑にて、来年度設置する旨の答弁をされています。そこで、重層的支援体制整備と重複する、誰一人取り残さない考え方を、地域福祉計画にどのように位置づけるのか。また、孤独・孤立対策推進協議会の設置時期、構成メンバー、具体的な役割など、改めてお知らせください。

○今井福祉部長 孤独・孤立対策の地域福祉計画への位置づけにつきましては、現在策定中の骨子案におきまして、既に「計画とSDGsとの関係」ということで1ページ割いて記載しているところでございます。SDGsは、誰一人取り残さないことを表明していることですので、本計画においても基本的な理念として反映していきたいと考えております。重層的支援体制整備と併せて、私ども、この地域福祉計画の中で、組織横断的な取組として位置づけております。

また、地域協議会につきましては、まずは今年度の調査におきまして、孤独・孤立対策事業を行っていらっしゃる区内のNPO法人などの組織・団体の洗い出しを行い、活動内容を把握してまいりま

す。その上で、地域協議会参加に当たって、各団体との参加の協議を経て、発足という段取りとなると考えております。設置時期につきましては来年度を予定しているため、構成する委員や役割など具体的な状況につきましては、設置時期でございます来年度にお示しすることを予定しております。

○つる委員 品川区は、来年度策定の第四期品川区地域福祉計画策定に向けた改定作業を今年度実施しています。その改定に向けて昨年度実施した地域福祉計画改定に伴う区民アンケートでは、孤独の状況についての全体の回答は、「たまにある」、「時々ある」、「しばしば・常にある」は約25%で、20歳から29歳の若年層では5割弱の方が孤独を感じていることも分かりました。

孤独・孤立問題を研究する早稲田大学の石田光規教授によれば、若年層の孤独感が増加している点について、背景にはSNSの普及を挙げています。SNSがない時代は、つながらないことが当たり前で、つながらないことに対する不安感がなかったが、SNSによる常時接続は、つながりに対する期待水準が上がり、孤独感を満たすよりもかえって孤独を感じさせていると指摘しています。

また、地域福祉計画改定に伴う専門職へのアンケートでも、複雑な課題や複合的な課題を抱えた人や世帯の相談の増加を、在宅介護支援センターなどの専門職の82.9%が、支え愛・ほっとステーション地域支援員や民生委員などの地域の相談員の52.3%が、増えてきているとの回答を示しています。さらに、増加してきている課題については、高齢や介護、生活困窮に次いで、孤独・孤立は51.9%で、高齢分野においては64.4%、子ども分野においては42.9%という回答で、各世代において孤独・孤立の課題が存在していることが分かりました。

そこで、事前アンケートで示された各属性に広がる孤独・孤立対策の強化と、若年層での孤独・孤立感が顕著になった要因の分析、若年層に向けた具体的な孤独・孤立対策をどのように強化していくのか、区のお考えをお知らせください。

○今井福祉部長 地域福祉計画の事前アンケート結果の分析につきましては、孤独・孤立の年代別の要因や、心身への負担状況など、さらなる調査を行い、詳細な状況を把握することが必要と考えております。先ほど申し上げましたプラットフォーム推進事業の中で、今年度、孤独・孤立対策に係るアンケート調査などを実施いたしまして、さらなる情報の集約と分析を行ってまいります。

また、若年層に向けた具体的な孤独・孤立対策の強化につきましては、この分析を基に各事業あるいは新規対策として、庁内横断的に施策を展開して検討してまいりたいと考えております。

○つる委員 ぜひ、分析に基づいた新たな、今、「新規」とございましたけれども、若年層に向けた具体的な孤独・孤立対策を積極的に検討していただきたいと思えます。

品川区は、若者の孤独・孤立感が顕著であることをはじめ、望まない孤独・孤立は心身の健康面への深刻な影響があることなどから、誰一人取り残さないという地域共生社会の実現に向け、先ほど来ご答弁でもありますが、内閣官房の地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業に関わる第二次取組団体に応募し、過日、決定されました。そこで、今回、同事業に応募した理由、決定を受けての今後の取組、スケジュールなどについてお知らせください。また、品川区の孤独・孤立対策の区民への周知、意識啓発をどのように行っていくのか、併せてお知らせください。

○今井福祉部長 本年5月に成立いたしました孤独・孤立対策推進法を受け、誰一人取り残さないという地域共生社会の実現に向けて、現在、区が取組を進めております重層的支援体制整備事業と一体的に推進していく必要があるとの認識の下、内閣官房に応募し、9月8日付で採択されたところでございます。

今後は、国が委託するシンクタンクとの協議・調整の下、品川区の取組を進めてまいります。具体的

には、さきに述べましたアンケート調査による孤独・孤立状況の深度化、先行自治体の事例収集、区内関係団体等の調査などを行い、次年度に向けて基礎固めを行いたいと考えております。その後、庁内や関係団体との共有・議論を行い、地域協議会を立ち上げるわけですが、区民への周知、意識啓発につきましては、広報、ホームページ、特にソーシャルネットワーク、SNSなどの発信のほか、シンポジウムなどの開催を考えております。

○つる委員 今の周知・啓発等についてなのですが、これは広く一般の区民に対する周知・啓発も大事なのですが、特に当事者といったところは、自分がそうした当事者であるということの認識がないといった課題もあろうかと思えます。そうした方へのアプローチも含めてお考えいただきたいので、ここについては改めてご答弁いただきたいと思えます。

次に、専門職アンケートでは、支援を行う上で連携を深めていきたい部署や機関として、役所の生活福祉担当課の58.5%が筆頭に挙げられる中、支え愛・ほっとステーションが37.2%と中位に位置しています。会派の質疑でも指摘がありますが、支え愛・ほっとステーションの前提は高齢者等となっている中で、実質は高齢者の相談が中心となっているのが現状です。これまで社会福祉士を中心に、アウトリーチも含め、高齢者の相談、コーディネートを担ってきました。一方で、地域福祉の課題として、高齢者だけでなく幅広い世代が、複雑化・複合化した課題や、制度のはざままで支援が行き届かず、孤独・孤立に陥っているケースがあると認識しています。地域の相談機関として、高齢者に限らず、孤独・孤立に陥りそうになる区民の把握、相談支援の最前線拠点としての支え愛・ほっとステーションは、大きな役割を担える機関として期待されます。しあわせ創設プランとしての相談体制については、本庁舎での連携体制のほか、区内20か所にある地域包括支援サブセンターとしての位置づけの在宅介護支援センターや、地域に根を張る13か所の地域センターでの相談体制の整備が重要です。区民向けの事前アンケートでは、家族や親族に解決困難な課題が発生した場合の相談先について、友人・知人や区役所等との回答がある一方で、相談先が分からないとの回答が16.8%に上ったことを、品川区は計画改定の課題として捉えていると認識しています。

そこで、在宅介護支援センターや、地域の身近な行政機関である地域センターに設置している支え愛・ほっとステーションを、幅広い世代の相談機関として拡充していくことが望まれますが、しあわせ創設プランでの位置づけはどうか、現在の相談対応実績と併せてお知らせください。

○今井福祉部長 初めに、地方版孤独・孤立対策プラットフォームの周知でございますけれども、もちろん高齢者につきましては、高齢者クラブを含めて、様々な周知などを進めていくとともに、来年度は高齢者の独り暮らし実態調査なども行ってまいります。

続きまして、在宅介護支援センターや支え愛・ほっとステーションの拡充などにつきましては、まず相談件数でございますが、直近の令和4年度の在宅介護支援センターの相談対応実績につきましては、区内20か所で約2万4,000件、支え愛・ほっとステーションの相談・対応実績は、区内13か所で合計で約2,500件でございます。在宅介護支援センターは、介護に関わる専門相談、支え愛・ほっとステーションは、主に高齢者からの相談のほか、ご家族からの相談等も受けているところでございます。地域センターに支え愛・ほっとステーションがございますので、区民の身近な相談機関として設置されておるところでございます。在宅介護支援センター、そして支え愛・ほっとステーション、それぞれが核として、他の相談機関との有機的な結びつきにより、区の重層事業が目指す連携型の相談支援の体制を担ってまいりたいと考えております。

○塚本委員長 プラットフォームではなくて、孤立対策としての啓発というところでの質問だったか

と思うので、その点でのご答弁がもしあればお願いします。

○今井福祉部長 大変失礼いたしました。

いわゆる孤独を感じていらっしゃる、または当事者の皆様への周知ということでございますけれども、まずは、例えば高齢者であると、民生委員や独り暮らし実態調査の中でフォローできる部分もございます。ただし、生きづらさの面で抱えていらっしゃる孤独・孤立というのは、なかなか明らかにならない部分もございますので、様々なチャネルを通じて情報を発信していきたいと思っております。特に、社会福祉協議会が行っている、例えばエールしながわなどのひきこもり対策の皆さんもいらっしゃいますので、そのような団体も含めて、きちんと民間の方のご協力も得ながら、周知・啓発を進めていきたいと考えております。

○つる委員 その周知のところは、本当に必要な人に届くということが大切だという意味合いでございますので、この事業だけではなく、品川区の施策全てにおいて言えることかもしれませんが、そこをしっかりと、再度、重点的にお願いしたいと思っております。

イギリスでは、孤独・孤立対策において、社会的処方取組を進めています。かかりつけ医らが、体の不調を訴える患者に必要なのは医療か社会的処方なのかを判断し、社会的処方であれば、地域の人々とのつながりを結ぶ社会的処方を実施するとのこと。社会的処方とは、医師が薬の処方を行うだけでなく、高齢者が生活を取り戻していくための手助けとして、地域でのボランティア活動や運動サークルの紹介等、地域活動への参加を進める取組です。内閣府の「高齢社会白書」には、イギリス国内で100以上の地域で進められ、社会的処方を受けた患者の80%が、救急外来、外来診療、入院の使用を減らしたとの実績が紹介されています。

日本においては、2021年度から厚生労働省が、保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくり事業として、複数の県において社会的処方のモデル事業を展開しています。このモデル事業では、具体的には医療保険者はかかりつけ医との協働において、加入者の健康面だけではなく、社会生活面の課題の解決も必要になる場合、地域社会で行っている相談・援助などにつなげていく取組を行っています。

こうした事例も含め、品川区において、地域における相談体制の拡充等の視点で、地域で開業されているドクターや医師会に、社会福祉の担い手としてご協力いただき、体制強化を図ることも検討の一つと認識しています。ドクターの元には、病気そのものの診察だけでなく、地域福祉に該当する相談も寄せられていると、医師会所属のドクターからも伺っています。医療に関するご相談には医師会のネットワークで対応しているが、患者から寄せられる地域福祉のご相談については、寄り添う気持ちがあっても、つなげる場所などが分からないこともあるとのこと。患者によっては、ドクターだからと相談されるケースもあるとの声もあり、各開業医のドクターに地域福祉の担い手としての期待もある一方、本来業務のほかに担えるかは課題もあります。そこで、医師会との調整の前提の上で、医療の現場で寄せられるご相談に対し、支え愛・ほっとステーションとの連携や、既存の区の相談機関を紹介するリーフなどの配布、また社会福祉士の活用など、地域福祉的なご相談への支援策が必要と認識しますが、ご見解をお知らせください。

○今井福祉部長 地域福祉に関わる医師・医師会等との連携につきましては、これまでも医療と介護の連携の場である地域ケアブロック会議において、在宅を支援します関係者の皆様との意見交換や、顔の見える関係づくりを、地域ごとに進めてきたところでございます。加えて現在、委員ご提案の医師会などを通じて、今後は、管轄の支え愛・ほっとステーションに在籍いたします、社会福祉士の資格を持

つコーディネーターを紹介するなど、周知を図ることや、相談機関の情報リーフレットの提供などを行い、地域福祉、そして地域資源の情報共有に努めていきたいと考えております。

○つる委員 孤独・孤立の具体的な予防策の一つとして、eスポーツを活用した多世代交流の推進を求めてきました。過日の一般質問や決算特別委員会の款別質疑において、現在、児童センターの利用児童がゆうゆうプラザに赴いて、eスポーツを通じた多世代交流の事業を進めていると示されました。さきに引用した石田教授は、誰もが行きたい時に行ける場が継続してあること、緩やかにつながる仕組みが地域にあることが重要と指摘しています。

そこで改めて、孤独・孤立の具体的な予防策の一つとして、eスポーツを通じた多世代交流の事業の進捗状況と、同事業の継続・拡大を視野に入れた実施を求めますが、ご所見をお聞かせください。

○柏原子ども未来部長 多世代交流事業についてのご質問でございます。

具体的に申しますと、東中延児童センターに来ている子どもたちが、平塚橋ゆうゆうプラザに訪問する形で事業実施という方向で、今、調整を図っているといった状況でございます。実施時期につきましては、まだ確定はしてございませんけれども、なるべく早期に実施したいということで調整を図っているといったところでございます。

また、他の児童センターにおいても、機会があれば多世代交流事業を実施していきたいという考えでございます。今回こうした事業を実施する中で、そういう実績を基に、どういった運用が効果的のかなど、今後、検証していきながら、次の展開につないでいきたいと思っております。

○つる委員 ぜひ、地域共生社会の実現に向けた様々な施策展開については、今後、様々な機会を通じて、また改めて推進していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、防災対策についてお尋ねいたします。どんな災害が起ころうとも犠牲者を出さないために、過去の災害を教訓に、災害に備えたまちづくりや人員の確保、発災時の救助、復旧作業等の技術の向上など、自助・共助・公助それぞれの防災対策の強化や、区民への防災意識の啓発は重要です。品川区は本年2月、災害時等における輸送業務等の協力に関する協定を締結し、備蓄物資と輸送路の確保を強化しました。また、備蓄物資の有効活用として、備蓄物資の利用期限1年前から、各種の訓練での啓発品や、児童・生徒の防災意識高揚のための飲料水・食料の配布、生活困窮者に対する支援、「優しさをかたちにプロジェクト」として生理用品を配布するなどして有効活用し、物資の入替えを行っています。こうした取組で、区としては廃棄ゼロを達成しているとの認識にありますが、地域からは、備蓄物資そのものの配布だけでは活用されずに廃棄されてしまうこともあるとの課題が指摘されています。こうした課題に対して、SDGsの視点も踏まえたサステナブル防災として、備蓄物資を適切に有効活用できる法人と協定を締結し、例えば備蓄物資を食材にしたリメイク弁当の製造・販売を障害者就労に結びつけるなど、防災意識の啓発と福祉施策に活かしている自治体もあります。

そこで、現在の活用状況と経費や職員の負担などをお知らせいただき、備蓄物資のさらなる有効活用として、災害対策用備蓄物資を有効活用する協定の締結を検討してはいかがでしょうか。

○滝澤災害対策担当部長 備蓄物資の有効活用につきましては、区民の皆様を対象とし、備蓄物資を実際にお使いいただくことを基本としております。区民の皆様を対象とすることで、防災備蓄の重要性を認識していただくとともに、区民の皆様からのご意見を伺いながら防災備蓄の改善につながっているとところであります。現在、地域の防災訓練やイベント、各所管の事業等で活用しており、廃棄ゼロを達成している状況です。

経費や職員の負担についてですが、平素の備蓄物資輸送・管理業務委託の中で有効活用の物資輸送に

も対応しており、職員の負担は軽減しております。委員からご提案の協定につきましては、区民以外の有効活用の手法として、今後はサステナブル防災としての活用を検討してまいります。

○つる委員 協定について、また引き続き、ぜひ積極的な検討をお願いしたいと思います。

先日、ある地域の防災区民組織の方から、地域住民の命を守るために、避難経路などの分かりやすい地図の作成に際して、紙ベースの地図ではなく地図データを加工して地図を作成したいとのご相談を受けました。現在、区は「品川区防災地図」を、紙媒体とPDFデータで区民に展開していますが、PDFデータではデータ加工はできません。そこで、防災区民組織の皆様の防災力強化の支援として、区が作成・所有する地図データを、加工が可能な状態での提供や、民間の地図データを購入した際に活用できるよう、防災資機材整備助成金の対象に地図データを含めるなど、対象の拡大および交付額の増額を検討してはいかがでしょうか。

○滝澤災害対策担当部長 ただいまありました「品川区防災地図」は、品川区を4分割して、防災に必要な情報をPDF形式で図式化した、縮尺の小さい紙地図であります。このため、町会・自治会などが地域のための防災地図として活用する上では、縮尺を大きくすることはできず、大変に粗い地図となっております。

一方、品川区では「しながわMAP」を区ホームページ上で公開しており、これは縮尺が自由に換えられ、地図のレイヤーとして、公共場所、避難所、一時集合場所、街頭消火器、標高図などを自由に選択して活用できるとともに、地図の保管や印刷も任意の縮尺で行えるものとなっておりますので、まずは「しながわMAP」の活用を考えていただければと思います。

また、市販されている住宅地図などの取得を希望する場合の費用助成は現時点では行っておりませんが、共助を担う組織の地域防災力向上のための支援として、今後はその費用助成についても検討してまいりたいと考えております。

○塚本委員長 交付額の増額というところもあったかと思うのですが、ご答弁をお願いできますでしょうか。

○滝澤災害対策担当部長 そのところは、市販の地図などの取得の費用助成のところの中で検討しながら、それも含めて交付額の増額ということを検討してまいりたいと思います。

○つる委員 「しながわMAP」については、かつて区民が活用しやすいということで、その活用を推進させていただいて、品川区に実施いただいたマップで、それを活用いただくということで、いろいろな意味でうれしく思いますが、しっかりとそうした防災対策の強化の視点で、地域の皆様がしっかりと使いやすい資料・データの提供を、これからも検討していただきたいと思います。

それぞれ、積極的な検討、そして実施を期待して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○塚本委員長 以上で、つる伸一郎委員の質問を終わります。

次に、若林ひろき委員。

○若林委員 品川区議会公明党の総括質疑を、つる委員に引き続き行います。

まず、令和4年度決算の概要などをお聞きいたします。一般会計決算歳入は1,959億円余、実質収支は62億円余の黒字で、昭和53年度から45年の黒字。財政の健全化判断比率は4項目とも健全性を表しています。一方で、単年度収支はここ数年、赤字が続く傾向が見られます。単年度収支について、財政運営の面などから説明を伺います。

令和4年度予算編成では、経常的経費5%のマイナスシーリングを設定されました。来年度予算編成では設定されていません。設定しなかった年度の決算とも比較し、マイナスシーリングの評価をお聞か

させていただきます。

新公会計制度に基づく行政評価シートが作成されましたが、このシートによって何が見えるようになり、財政の捻出など、どのように活用するのかお聞きいたします。

また、ふるさと納税による財政や区民サービスへの影響をお聞かせいただき、今後の対応の考え方をお聞きします。

水と緑や災害時協定など、交流を行っている5つの市町のふるさと納税の活用事業についてもお聞かせいただきたいと思います。

○遠藤財政課長 まず初めに、単年度収支についてお答えいたします。

単年度収支は、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額を言います。令和4年度におきましては、要因の一つとなりますが、令和3年度に実施しました新型コロナウイルスワクチン接種等に国からの支出がありましたが、対象経費に対して収入額が超過したところでございます。令和4年度はこの超過分に対し、国庫支出金返還金が約17億円ほど生じたことなど特殊な事情もありまして、単年度の収支はマイナスになったというところでございます。

なお、財政運営におきましては、実質収支や財政健全化判断比率、また基金や起債の状況など、複数の数値・指標等から分析する必要があります。現状におきましては、財政上は問題がないと判断しているところであり、今後も様々な指標の分析を基に、健全財政に努めていければと思っております。

次に、マイナスシーリングの評価についてお答えいたします。予算編成における経常経費のシーリングにつきましては、予算超過を防ぐために、各部局の計上予算額に上限を設けて実施するものでございます。また、マイナスシーリングにつきましては、予算の不断の見直しを行うことにつなげるとともに、マイナスシーリングにより捻出した財源を、新規事業やレベルアップなど臨時的・政策的経費に活用しているところでございます。シーリングは予算編成上の手段であることから、決算からマイナスシーリングを評価することについては、捻出した財源を政策的な事業に振り分け、執行できたという点におきましても、一定の評価ができたものと考えているところでございます。

○久保田企画部長 行政評価についてお答えいたします。

今回の行政評価では、効果的・効率的な行財政運営に向けて、行政活動の効果や成果を、必要性や有効性などの観点から分析し、事業の実施方法の改善等に資するため、実施いたしましたものであります。今回実施したことによりまして、各事業の達成状況や効果・課題を把握することができました。現在では評価作業を進めているところであり、各事業に係る費用対効果の検証、改善・見直しを行いまして、新規事業や既存事業のレベルアップのための財源を確保してまいります。そして、事務事業評価により確保した財源につきましては、区民の幸せの視点を踏まえまして、真に必要な行政サービスに振り向けていきたいと考えているところでございます。

○堀越総務部長 ふるさと納税による影響に関してでございますが、流出額は、令和4年度が約39億円、令和5年度が約45億円となっております。区の財政に影響を及ぼしていると考えてございまして、区民サービスの低下を避けるべく、対策が必要となっていると認識してございます。

区といたしましては、ふるさと納税制度の抜本的な見直しを求める考えはございませんが、企画型や体験型を中心に、またこれまでに加えて、今後は、しながわCSR推進協議会に働きかけるなど、より地元企業との連携を促進いたしまして、より区の魅力の発信を拡充させてまいりたいと思っております。

併せて、寄附の使い道を明記したガバメントクラウドファンディングといった取組も拡充し、寄附の

増加に努めてまいりたいと思っております。それから、税務課が担っております担当部署につきましても、税収減への対応に向け、執行体制について検討してまいりたいと考えております。

次に、交流を行っている宮古市、山北町、早川町、富岡町および坂井市の5市町では、それぞれ地場産品の農産物・魚介類等を中心とした返礼品を用意いたしまして、ふるさと納税を募り、この寄附金を、自然保護や子ども育成、観光、移住・定住促進など、各地域の特性に応じた事業に活用しているところでございます。

○若林委員 最後のふるさと納税、5つの市町のご様子を聞きました。活用事業の内容は、環境保護、いわゆる環境関係、また地域の発展のためにということで、交流という性格上、私は、品川区に各市町のふるさと納税サイト、ホームページをリンクさせるとか、また区のサイトを逆に先方にリンクしていただいて、さらなる住民レベルでの相互の交流・理解というものが進展すると思えますけれども、これについてのご答弁を頂きたいと思えます。

続きまして、款別審査の中から2つの事業についてお尋ねいたします。

コンテナ型喫煙所が大崎駅東口に設置されました。今年度は西口にも設置しました。支出額、設置の効果と今後のご予定をお聞きいたします。

また、令和4年度は路上に捨てられた吸い殻本数を調査いたしましたけれども、区内の状況を改めてお知らせください。路上喫煙禁止推進地区以外でも、推進地区に接するエリアの路上喫煙の実態や、住宅街でも被害を訴える声が多くあります。対策を進める上で、目的を明確にした再調査が必要と思いますが、いかがでしょうか。併せて、公道・私有地でのポイ捨ては法律上どのような行為となるか、お知らせいただきたいと思います。

認知症では、軽度認知障害に至る前の頭の健康領域・正常値を定期的に観察し、指導などを行うことで、認知機能低下に自ら努力できることから、あたまの元気度チェックの早期導入を求めています。これにつきましても、改めてお考えをお聞きいたします。

○堀越総務部長 委員ご指摘の通り、この5市町とのさらなる理解や交流を深めること、加えて、品川区との区民、市民、町民同士の相互理解、心の触れ合いを促進することは大変重要であり、相互のサイトのリンクについても、先方の意向も確認しながら、前向きに検討してまいりたいと考えております。

○川島地域振興部長 まず、コンテナ型喫煙所に関連する支出額につきましては、令和4年度決算額で、大崎駅西口喫煙所の設置費が2,088万5,700円、大崎駅東西両喫煙所の維持管理費が547万4,774円の、計2,634万474円を支出しております。

効果につきましては、喫煙所から煙の流出に関する苦情がなくなりました。

今後につきましては、令和5年度は、大崎駅東口喫煙所にコンテナ型喫煙所を設置する準備を進めております。コンテナ型喫煙所は、財政負担や適地の確保等の課題がございますが、設置に適した土地を探し、整備を進めていきたいと考えております。

次に、昨年度実施しました、ポイ捨てされた吸い殻の調査でございます。こちらの状況ですが、令和4年度の調査では、月平均にしますと約17万本ほど捨てられていたというような結果でございます。こちらの目的は、推進地区等におけるポイ捨ての現状把握の一環として実施したものでございます。推進地区に該当しないエリアからもポイ捨ての苦情等が寄せられておりますので、そうした区民の声には迅速かつ丁寧に対応するとともに、生活安全サポート隊による平素のパトロール活動等を通じまして、実態把握と良好な環境の保全に努めてまいりたいと思っております。

再調査につきましては、指導・取締りによるマナーアップ活動、喫煙所の整備等の対策の効果を検証する中で、目的や手法、時期などを検討しまして、再調査を実施したいと考えてございます。

それから、ポイ捨ての法律上の位置づけでございますが、区条例のほか軽犯罪法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止しております不法投棄に該当するおそれがあります。区条例と軽犯罪法は、公道上等の公共の場所における行為を対象としますので、私有地内における行為は廃棄物処理法が適用されることになると認識してございます。

○今井福祉部長 あたまの元気度チェックについてお答えいたします。

初めに、認知機能の状態を数値で測ることによりまして認知症の早期発見につなげる集団型検診として、9月のシルバークフェスタのイベントにおいて試行的に実施した際には、参加した高齢者の約9割の方から、今後も継続して定期的に確認していきたいとのご意見を頂いたところでございます。あたまの元気度チェックの活用によりまして、定量的かつ定期的に高齢者自らが自身の変化を認識することにより、認知症への備えに対する意識が高まり、早期発見・早期対応に資する取組として効果が見込めるものと認識しております。現在は個別検診で行っておりますもの忘れ検診の分析を行いつつ、あたまの元気度チェックについて、医師会や医療機関と協議の上、引き続き早期導入について検討を進めてまいります。

○若林委員 コンテナ型のところでは、答弁の後半、これから大崎駅の東口をやるみたいなお答弁に聞こえましたので、もう一度ご確認いただいて、もし訂正がありましたら改めて答弁をお願いいたします。また、再調査については、ぜひ実施の方向でご検討をお願いしたいと思っております。

品川区が掲げます、「住み続けたいまちしながわ」、「誰もが生きがいを感じ、自分らしく暮らしていける品川」への方策についてお尋ねいたします。

この夏、公明党として、35の団体から区政への意見・ご要望をお聞きするとともに、区民との個別対話を行い、800人以上の方々からお話を伺いました。個別の状況に応じ、行政の取組やサービスを紹介いたしましたが、印象に残るのは、年齢や収入の要件に外れ、支援が届かない方々、家計状況などから先行きの不安にさいなまれる声でございます。コロナ禍、全国的に生活保護申請の急増など、多くの世帯が生活に困窮しました。低所得層だけでなく中間層も含む、全ての人を受益者とする新たなセーフティーネットの整備を求める声が高まっていることから、公明党は2020年全国大会で、少子高齢化・人口減少が進行していく中で、格差拡大の抑制や、誰をも孤立させない創造的包摂社会を、ポストコロナの新しい社会の構築への視点と定めました。具体策の一つとして注目されるのが、全世代型社会保障の考え方をさらに進めたベーシックサービスであります。医療や介護、育児、教育、障害者福祉、住まいなど、人間が生きていく上で不可欠な基本的サービスを無償化し、弱者を助ける制度から、弱者を生まない社会へと、福祉の裾野を大きく広げるものです。

このようなサービスとして、私どもとして考えられる施策について若干お聞きします。出産費用は、全国平均で私的病院50万円であることから、出産育児一時金は本年4月、50万円に引き上げられました。品川区の1年間の出生数と実際の出産費用をお知らせいただき、一時金との差額もお聞きいたします。

児童育成手当と障害手当について、対象者と支給人数、また所得制限により受けられない人数と、支給した場合の金額をお知らせください。

区営住宅の最低家賃はおよそ2万数千円となっております。民間賃貸住宅を利用する区民の中で、区営住宅所得基準と同等の方に最低家賃分を補助した場合の金額は幾らになるかお知らせください。

○川島地域振興部長 先ほどのコンテナ型喫煙所の私の答弁ですが、誤りでございまして、大崎駅東口ではなく、大井町駅東口にコンテナ型喫煙所の設置の準備を進めているものでございます。失礼いたしました。

○阿部健康推進部長 区民の出生数と出産費用に関するお尋ねです。

まず、令和4年度の出産数でございますが、3,410人でした。区民の実際の出産費用については把握してございませんが、区内の分娩取扱い医療機関における通常分娩の費用は、おおむね60万円前後となっております。委員ご指摘のとおり、出産育児一時金が本年4月に、これまでの42万円から50万円に引き上げられ、平均的な出産費用との差額は約10万円となっておりますが、国の出産・子育て応援交付金を活用し、妊娠届時と出産後の応援ギフトとしまして合計10万円の経済的支援を行ってございます。

○柏原子ども未来部長 私からは、児童育成手当等のお尋ねでございます。

まず児童育成手当、対象でございます。少し細かい言い方になりますけれども、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童ということで、おおむね18歳以下の児童がいらっしゃる家庭で、父母が離婚していたり、母が婚姻によらないで生まれた児童や、父または母が重度の障害を持っているなど、幾つか要件がありまして、そういったところに該当する場合に、父母や養育者に支給するという制度でございます。

支給人数でございますが、令和5年度当初で、児童数としましては1,961人になってございます。所得制限等で受けられないであろうという想定の人数でございますが、約3,300人でございまして、仮にそうした方々に支給した場合は、約5億4,000万円という形になります。

障害手当につきましては、対象者は、障害のある20歳未満の児童を養育する世帯に支給という制度でございます。支給人数は令和5年度当初で159人、所得制限で受けられていない人数は、およそ290人ということで捉えてございます。そうした方へ支給した場合の金額といたしましては、約5,400万円となると見込んでございます。

○中村都市環境部長 区営住宅の家賃補助についてですけれども、まず現在、区内の区営住宅は13団地でございます。それぞれの団地によりまして、また入居者の所得によりまして、使用料は異なりますけれども、最も低い使用料の月額が2万8,700円でございます。

民間賃貸住宅を利用する区民で、区営住宅入居資格と同水準の所得の方は約2万3,000世帯と推計しております。したがって、2万8,700円を2万3,000世帯に補助した場合の総額ですが、月額で約6億6,000万円、年額でいきますと79億2,000万円余ということになります。

それから、参考までですが、民間賃貸住宅の家賃と区営住宅の最も低い使用料との差額を補助するという考え方でいきますと、その差額の平均が約8万7,000円になりますので、2万3,000世帯に補助した場合の想定補助額といたしまして、月額約20億円、そして年額では約240億円ということになります。

○若林委員 まさに現実的な数字を確認いたしました。大変衝撃的といいますか、これが現実なのだとこのところから、次の段階に移ってまいります。

ベーシックサービス提唱者の井手英策・慶応大学教授は、公明党の地方議会局などで講演され、会派でも直接お話を伺いました。ベーシックサービスとはどのようなものか、しばらくお時間を頂戴いたします。

まず、国際比較や国内のデータで日本の経済的状況を見ます。1人当たりのGDPは、OECD38

か国中、最高1995年の6番目から、2020年は23番となり、経済状況などを評価した今年の国際競争力ランキングでは、過去最も低い64か国中35位で、1997年の17位から、なだらかに低落しています。

勤労者世帯収入のピークは1997年で、以降、働きに出る女性が増え、今では専業主婦世帯の2倍以上が共稼ぎ世帯ですが、世帯収入はいまだに二十数年前に及ばない実態があります。世帯収入300万円未満が全体の3割、400万円未満は5割弱。これは平成元年度の割合とほぼ同じで、平成の30年間を通じて、元の所得水準に戻ってしまったということでもあります。

正規雇用と非正規雇用の割合は、45歳－54歳の層で見ますと、平成元年と比べ、平成最後の年には非正規割合がほぼ倍増しております。若い人たちの置かれた状況はさらに深刻で、平成の間に非正規が正規雇用者数を上回るほどになりました。今の15歳－24歳の若年層は、雇用が保障されない上に、45歳－54歳という子どもの教育に一番お金がかかる年齢になっても、安定した職に就きにくくなっているということが言えます。第1回定例会で紹介しました、近年、子どもを持つことをリスクと考える若者が増えていることが指摘されていることを裏づけるデータとなっています。

このような状況に対する私たち日本人の意識はどのようになっているか。全体の3割を占める世帯収入300万円未満は手取りで240万円、共働きであれば1人120万円という計算になりますが、暮らしぶりが下と答える方は4%。内閣府調査では93%が中流意識を持っておりませんが、家計の目的別の消費額を見ると、飲食や衣類にかける支出・教育費は子どもの数を減らすことで抑制されていることが分かり、一方で、パソコンやスマホへの支出と通信費は、30年前から7倍と突出して伸びております。結婚、子どもを諦め、飲食を抑え、ほかの人と同じようにスマホを持つことで中流を意識する。そのような人たちが大勢いる社会になったとも言えます。

国際調査によれば、日本の所得の格差は大き過ぎると感じている人は8割弱ですが、所得の格差を縮めるのは政府の責任であると思う割合は54%で、所得格差は自己責任とする意識が強くなっています。また、金融広報中央委員会調査では、8割の方が老後の不安を抱えています。生涯、病気にならない、教育や介護の必要がない、障害者にならないと断言できる人はいません。働いている人、働けない人、全ての人たちが人間として必要なサービスを利用でき、将来の不安から解放される社会。施しても救済でもない、堂々と権利を使うことができる仕組みをつくるのが、ベーシックサービスの核になる考え方があります。

子どもの貧困対策推進法の成立から10年、子どもの貧困率は低下し、私立高校授業料の実質無償化、大学給付型奨学金制度、給食費の無償化も進みました。ただ、と阿部彩東京都立大学子ども・若者貧困研究センター長は言います。経済状況がよくなると、貧困から抜け出せないのはその人のせいではないかという自己責任論が広がる懸念があり、親、大人の貧困についても、親が真っ当に働いているのに子ども1人を養えない社会はおかしいと思えるかどうかです。同情ではなく連帯の力で社会自体を変えていこうという風潮が生まれて初めて、根本的な貧困の解決が目指せると思います。

2017年9月、当時の安倍首相は、「少子高齢化という最大の課題を克服するため、我が国の経済社会システムの大改革に挑戦する、そして子育て世代への投資を拡充するため、これまでお約束していた消費税の使い道を見直すことを本日決断しました」と表明し、ベーシックの一つともいえる保育・幼児教育の無償化などへとかじを切りました。「同苦が根底にあつてこそ、人間における集団的連帯が成り立つのだ。同苦とは単なる同情ではありません。この言葉の意味をかみしめてください」と提唱者は言います。歴史上、喜びだけを分かち合っているコミュニティなどなく、連帯というのは、痛みを分か

ち合ってもなお、共にあろうとする人間の意思であると。

さて、以上のような観点から何点かお尋ねいたします。

本委員会等でも取り上げてきましたけれども、本年3月、学校教材、学用品と、区立学校以外に通う子どもの給食費の負担軽減策を区長に緊急要望いたしました。改めて、学用品については、就学援助人数、世帯数、また所得制限該当以外の人数、世帯数と支給した場合の金額をお知らせください。給食費については、国立の特別支援学校を含む学校や、明晴学園のような、私立の障害児対象の学校などがありますが、これらの学校に通う人数と、必要な金額をお知らせいただきたいと思います。そして、いずれについても支援拡大のお考えをお聞きします。

また、区民生活を支えるソーシャルワーカーである介護職の報酬は、約10年間で月7.5万円程度積み増しなどされ、区においても、「需要が高まる介護に対して支えとなる人材が不足しており、その影響はますます深刻化している」として事業を実施されておりますが、介護人材の確保と定着、処遇改善などの、いま一重の直接的な支援の取組のお考えをお聞きします。

また、款別審査で取り上げた高齢者インフルエンザワクチン接種費用の無償化、補聴器購入費助成の所得制限撤廃についても、改めてお考えをお聞きいたします。

○米田教育次長 私からは、教育に関わるご質問にお答えいたします。

就学援助認定者数と世帯数についてのお尋ねですが、令和4年度実績で3,369人、2,370世帯であります。所得制限以外の人数については、約1万9,300人です。全児童・生徒に対する世帯数は把握してございませんが、就学援助認定以外の方に就学援助費相当を支給した場合は約9億1,000万円余と見込んでございます。また、国立・私立特別支援学校に在籍する児童・生徒は約25人と把握しており、区立学校の給食費相当額を補助した場合、年間で約150万円と試算しております。

今後の支援拡大の考え方についてですが、国立・私立特別支援学校への給食費補助の拡大や、区立学校の教材費等の負担軽減について、検討を行ってまいります。

○今井福祉部長 私からは、介護人材と補聴器購入費助成についてお答えいたします。

初めに、介護人材につきましては、介護職員の給与の原資は介護報酬で賄われるものであることから、一義的には国の審議会等で議論されるべきテーマだと考えております。現在、令和6年度介護報酬改定に向け、社会保障審議会（介護給付費分科会）において審議が行われているところでございます。そのような中、本日、報道ではございますが、政府関係者からの情報として、今月末までに取りまとめる経済対策の中に、介護職員らの報酬を月6,000円引き上げる案を調整しているとの報道に接したところでございます。こうした中、区としても、現下の厳しい状況に鑑み、介護サービスの安定的な提供が図られますよう、介護人材の確保と定着を促進する方策について検討を進めてまいります。

次に、補聴器購入費助成でございます。今年7月より開始いたしました本事業につきましては、当初想定していました申請件数を大きく上回る件数の申請を受けております。補聴器の装用によりまして高齢者の社会参加を促し、認知症や介護予防へつなげる効果が見込めることから、所得制限の撤廃によりまして、より多くの高齢者の健康寿命の延伸につながるものと認識しております。引き続き、補聴器装用による効果検証と併せ、都などの動向も注視しつつ、検討を進めてまいります。

○阿部品川区保健所長 私からは、高齢者インフルエンザワクチンについてお答えいたします。

既に開始しております今年度の接種では、勸奨を積極的に行うとともに、高齢者の健康を守る観点から、ワクチン接種費用につきましては、今後の都の動きや、都内、他の自治体の状況も把握しながら検

討してまいります。

○若林委員 介護職の月6,000円という報道のご答弁があった際には、会場から、様々な意味でのご感想の声が上がったと思います。私も、様々なそういう声を聞きながら、ご検討いただくということでございますので、区を取組を一重、ぜひお願いしたいと思います。

さて、ベーシックサービスの例を基に質疑を進めさせていただきます。避けて通れないのは、必要な財源をどのように確保・捻出するかであり、その財源をどのようなサービスに振り向けるかであります。来年度の予算編成基本方針では、「政策評価・事業評価の取組を一体的に反映させるため、これまで以上に事業の実効性と効率性に対する分析を行う必要がある。」「各部局においては、第一に、子ども、現役世代、高齢者、障害者など、誰もが生きがいを感じ、自分らしく暮らしていける品川区を目指す。そのために、現在および未来においても、区民の誰もが幸福を実感できることを念頭に置いた施策を展開すること」と示されました。議論してきた一定の方向性が端的に表されていると感じております。

新たな行政評価シートの活用や、国・都の支出金も最大限に活用した財源の確保、サービスにおいては質疑等を通じて取り上げたものも含め、施策分野や対象世代のバランスにも配慮しながら、積極的な予算編成を行っていただきたいと存じます。

ベーシックなサービスへのご見解、また今後の施策展開のお考えを、最後にお聞きしたいと存じます。

○久保田企画部長 初めに、ベーシックサービスに対する区の見解でございます。

ベーシックサービスは現金支給ではなく、社会保障に係るサービスを無償化するものと認識しております。無償化の対象とする社会保障サービスの選定や財源の確保、国民の理解等が課題になると認識しております。今後も社会経済情勢をはじめ、国の議論や動向等を注視してまいります。

次に、今後の施策展開についてです。現下の社会情勢は、急速に加速する少子化、エネルギー価格の高騰などによる物価高など、激動する時代の中にあります。社会経済情勢や価値観の多様化などにより、心の豊かさを求める施策が重要になってくると考えているところでございます。

一方で、施策を実施するには財源の確保が必要であります。行政評価によるスクラップ・アンド・ビルドを進め、財源を確保し、区民に求められる施策をバランスよく実施することで、区民の幸せ、ウェルビーイングの向上を目指して区政を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○若林委員 ベーシックサービスについては、本格的に今回こういった場で取り入れさせていただきました。勉強すればするほど、ベーシックサービスの実現は大変に、私たちの中では難しいと感じておりますけれども、この理想的な社会に向けて、私どもはまた区民の皆さんとも議論をしながら、また執行部とも議論しながら進めてまいります。

○塚本委員長 以上で、若林ひろき委員の質疑を終わります。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前11時58分休憩

○午後 1時00分再開

○塚本委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総括質疑を続けます。松永よしひろ副委員長。

○松永副委員長 しながわ未来（無所属・立憲・ネット）を代表し、吉田ゆみこ委員と共に総括質疑を行います。

初めに、公契約条例について伺います。

公契約とは、国や地方自治体、いわゆる品川区の事業を民間企業などに発注や委託する際に結ぶ契約であります。そこで、本区では、建設業をはじめ、保育園や情報管理、学校給食など、様々な企業と契約を結ばれているかと思えます。最近では、物価の高騰など経済環境の急激な変化により、企業間競争が激しくなっており、入札における過度な競争は公共事業の品質や区民サービスの低下を招き、受注事業者の経営悪化や下請業者へのしわ寄せ、そして労働環境の悪化などの問題につながるおそれがあると考えられております。

そこで、公共事業の現場について、本区ではどのようなモニタリングをされているのでしょうか。また、建設団体による独自の調査によると、適正な賃金が支払われていないという調査結果が出てきておりますが、そのことについてどうか、併せて伺います。

○堀越総務部長 公共事業の労働環境に関するモニタリングなどに関するご質問でございますけれども、区では予定価格2,000万円以上の工事請負および委託請負の契約を対象に、労働環境チェックシートの提出を義務づけておりまして、労働環境の確認を行っているところでございます。令和4年度では、対象とする工事請負契約は98件、委託契約は220件でございました。

労働賃金の単価についてですけれども、工事請負契約では、公契約条例を制定した他自治体の労働報酬下限額と、それから委託契約では最低賃金法に基づく賃金単価との比較をそれぞれ行いまして、これらを下回るものはありませんでした。労働条件、それから安全衛生関係等、その他の確認項目と併せまして、適正な労働環境が守られていることを確認しているものでございます。

次に、建設団体による調査につきましては、その日に現場で働いた方々から聴取したものと聞いておりまして、チェックシートで事業者へ提出していただいている内容とは必ずしも一致するものではございませんけれども、関係団体の意見交換の場などを通じまして現状把握に努めるとともに、引き続き、適正なチェックシートの提出を求めてまいります。

○松永副委員長 労働環境チェックシートや独自調査などで労働環境を把握されているとのことでしたので、安心いたしました。もし、また課題点等がありましたら、改善をぜひよろしくお願いいたします。

続けて公契約条例について伺いますが、今年の第2回定例会で質問をさせていただいた際に、既に制定されている他自治体の様子を伺っている段階だと認識しております。制定につきましては、以前は検討中との回答を頂いたのですが、他自治体の様子を伺った結果、現在の制定に向けての課題点、進捗状況についてお知らせください。また、公契約条例について国での検討の動きなどがありましたら、その旨も併せて伺います。

○堀越総務部長 検討の状況等でございますけれども、これまで既に導入したほかの自治体の状況や、区内関係団体との意見交換などを踏まえて、今、検討を行っている最中でございまして、受注側、要するに事業者側の事務負担が増大するという点について課題があるものと認識しているところでございます。今後、課題に対する実効性のある制度の構築に向け、さらに事業者との協議を重ねるなど、引き続き検討してまいりたいと思っております。

それから、公契約条例に関しましての国の動き、検討状況でございますが、国土交通省で、中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会というのがございまして、こちらにおいて、担い手の確保と持続可能な建設業を目指す方策の検討を行っておりまして、この9月に中間取りまとめを出しているところでございます。この中で、適切な労務費等の確保や、いわゆる賃金が行き渡ることの担保のため、標準労務費の勧告等を検討しているという聞いております。公契約条例の検討に当たっては、こうし

た国の動きについても注視していきながら検討していきたいと考えてございます。

○松永副委員長 ぜひ、国や自治体の動向を見据え、制定に向けて前進していただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

次に、防災対策について伺います。

初めに避難所について伺います。避難所の受入体制は約3割と言われ、残りの7割の方は在宅避難を進めていると伺っておりますが、現在、本区で進めている避難所の受入数、そして在宅避難の割合についてお知らせください。また、ペット同行避難等のマニュアルについて、何か所の避難所で作成されているのでしょうか。現在の状況について併せて伺います。

○滝澤災害対策担当部長 令和4年に東京都が発表した新たな被害想定では、現在、副委員長がおっしゃったとおり、品川区では、人口約42万2,000人のうち約2割に当たる約8万8,000の方が避難所避難者、約1割に当たる約4万4,000の方が区外の親戚や知人宅などへの避難者とされており、それ以外の約7割、約29万1,000の方が在宅避難者になり得ると考えております。

次にペットの同行避難についてですが、9月末の時点で、区民避難所52か所のうち34か所の避難所運営マニュアルにおいてペットの受入れが可能となっております。今後は品川区地域防災計画の大規模修正に伴い、令和6年度中に全ての区民避難所においてペットの受入れができるよう、避難所連絡会議などの場でご理解を得て、マニュアルを整備してまいります。

○松永副委員長 割合につきましては理解いたしました。ペット同行避難等のマニュアルについては全ての避難所で必要かと考えておりますので、ぜひ早急なマニュアル作成をお願いいたします。

次に、品川区医師会、荏原医師会との連携について伺います。現在、災害が発生した場合、区内各地区に1か所、学校医療救護所が設置されると伺っております。そこで、どこに設置されるのかを分かりやすくするため、委員長の許可を頂いておりますので提示させていただきます。

こちら、防災ハンドブックに掲載されております。このハンドブックは災害時にとっても重要な役割があると考えます。そこで、「しながわ防災ハンドブック」と、こちらも許可を得ていますのでご提示させていただきます。「品川区防災地図」は、どのくらいの数に配布されているのでしょうか。また、学校医療救護所が設置されていないところでは、養護教諭との連携を取ることは可能なのでしょうか。併せて、学校医療救護所の設置数が全体的に少ない感じがいたしますので、ぜひ増設していただくよう要望いたしますが、区のお考えについてお知らせください。

○滝澤災害対策担当部長 区では、令和元年度に「しながわ防災ハンドブック」を、令和4年度に「品川区防災地図」を作成し、それぞれ区内の全戸に配布いたしました。それ以降も、区内に転入した方や配布を希望される方には随時お渡ししているところでございます。

次に、学校医療救護所における養護教諭との連携についてですが、養護教諭は必ずしも医療職の職員ではないことから、災害時には人命救助の観点から可能な範囲で協力を得つつ救護を行っていくこととしているところであります。

最後に学校医療救護所の設置数ですが、人口比で設置数を検討した場合には、風水害対策における自主避難施設などと同様に、区内13地区に15か所設置されることが適切であると算定されております。一方で、品川区地域防災計画の大規模修正では、避難要領を避難所避難から、在宅避難を基本に修正していることから、今後は在宅避難者に対する巡回診療についても検討すべき課題と認識しております。医師会とも連携しながら、災害時の地域医療が回復するまでの間の被災者に対する医療救護の在り方・体制について検討してまいります。

○松永副委員長 学校医療救護所につきましては、ぜひ進めていただければと思います。

また、「しながわ防災ハンドブック」、「品川区防災地図」につきましては、全戸配布や、転入された方には届出を出された際に配布しているようですが、なくしてしまった方もおられるようで、こうした方々に対し、各地域センターや防災訓練、イベント等で配布されていると伺っております。ぜひこうした取組を続けていただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それはなぜかといいますと、防災で一番大切なことは自助です。この自助が、一人一人の防災意識を高めるため今後必要になってくると考えております。そこで今、各地域で防災訓練等が行われていると思っておりますが、毎年この防災訓練に参加されている方はいつも同じ方で、新規で参加されている方は少ないのではないかと感じております。そこで、非常用食品を活用した炊き出し訓練や防災スタンプラリーを行うなど、イベント形式にして、ご家族や若者にも参加しやすい環境づくりが大切だと考えておりますが、本区の考えをお知らせください。また防災訓練は、町会・自治会員だけでなくも参加は可能なのでしょうか。改めて伺います。もし可能であれば、町会・自治会加入の資料と同時に配布するなどの工夫も大切だと思いますが、いかがでしょうか。併せて伺います。

○滝澤災害対策担当部長 防災訓練につきましては、自助意識の醸成、共助の取組の確認という点で、町会・自治会員だけでなくも広くご参加していただくことが重要であると考えております。

一方で、訓練の参加者が固定化しているなどの課題も認識しております。このため、誰でも訓練に参加していただけるよう、イベント要素などを加味した防災訓練の在り方を具体化して、より幅広い世代や、障害をお持ちの方などにも、防災訓練にご参加いただけるようにしてまいります。加えて、地域の企業の方にも参加していただきまして、共助の力を高めていきたいと考えております。

また、訓練においては様々な啓発資料を併せて配布しておりますので、ご提案の町会・自治会加入などに関する資料につきましても配布していけるようにしてまいります。

○松永副委員長 ぜひ、自助、共助、そして公助の役割を、区民の方に対ししっかりと周知していただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、品川歴史館について伺います。いよいよ来年の4月にリニューアルオープン予定の品川歴史館ですが、4月のいつ頃にオープンされる予定でしょうか。また、品川歴史館近くにあります大森貝塚遺跡庭園とコラボし、例えばキッチンカーを出店し、来館者のおもてなしをするなどの企画等は考えておられるのでしょうか。併せて伺います。

○廣田文化スポーツ振興部長 品川歴史館についてのお尋ねでございます。

現在、本体工事が終了いたしまして、内装・展示の準備をしているところでございます。リニューアルオープンにつきましては、ゴールデンウィークには多くの皆様に観覧いただけますように、4月中・下旬頃を想定して準備しているところでございます。

オープンに際しましては、歴史館のみならず大森貝塚遺跡庭園にも回遊して楽しめるような仕組みについて、今、仕組みの構築について検討しているところでございます。

○松永副委員長 ぜひご検討していただければと思います。

続けて、品川歴史館オープニングセレモニーの来場者についてですが、どのように周知されているのでしょうか。一般の方も参加は可能なのでしょうか。併せて、リニューアルした品川歴史館は、品川区全体の歴史が以前よりも多く詰まっており、またお茶室の利用も可能になると伺っております。そこで周知方法についてですが、町会・自治会掲示板、またホームページ、そしてコミュニティバスの広告看板等での周知を要望いたしますが、いかがでしょうか。

○廣田文化スポーツ振興部長 オープニングのセレモニーにつきましては、参加者や具体的な内容については現在検討を進めているところです。キッチンカーも含めまして、検討していきたいと思っております。

周知についてなのですが、区のあらゆる媒体を活用して行っていくことと、学校等にも利用を積極的にしていただけるように、積極的に求めるような方策も進めてまいります。ご提案の内容につきましても、周知に活用できないかというところは当たっていかうかと思っております。

○松永副委員長 ぜひ、決まり次第、せっかく見に来たのに入れないという状況が起こらないように、そしてリニューアルオープンする告知も大切なので、それぞれ区民に配慮した周知をお願いいたします。

次に、先ほどお答えいただいた大森貝塚遺跡庭園とのイベント企画についてですが、リニューアルオープンがゴールデンウイーク前ということもあり、ぜひゴールデンウイーク期間中、縄文太鼓や縄文文化に関する公演を、歴史館か遺跡庭園での開催をしていただきたいということなのですが、また可能でしたら、縄文太鼓の演奏会を大森貝塚遺跡庭園の中庭で行ったり、歴史探検として鹿嶋神社や来迎院、そして近隣町会や近隣住民にお願いするなど、共同でウォーキング大会やスタンプラリーなどの開催を提案いたしますが、いかがでしょうか。

○廣田文化スポーツ振興部長 公演会や各種イベントのたくさんのご提案をありがとうございます。

現在、オープンに向けて検討しているところでございますけれども、たくさんのご提案でございますので、オープン当初に全て実施するということは困難かとは思いますが、新しくなった歴史館に、区内外を問わず多くの方に来ていただけるように、今後もいろいろな取組をしていく中で考えていきたいと思っております。

○松永副委員長 品川区の歴史を知る機会に、ぜひご検討いただくよう、よろしくをお願いいたします。

そこで、2027年は、大森貝塚がモース博士によって発見されてから150周年という節目の年があります。ぜひ、こうした大きな節目の年ということで、大森貝塚遺跡庭園を多くの方に知っていただくため、大田区とコラボし、大森貝塚を世界に発信できるようなイベントをしていただきたいと考えておりますが、本区の考え、また大森貝塚150周年の記念品として、例えば社会福祉協議会と連携し、縄文クッキーを作っていただき、それを記念品としてお渡ししてみたいはいかがでしょうか。併せて伺います。

○廣田文化スポーツ振興部長 大森貝塚発掘150周年記念のご要望を頂いたところでございますけれども、まだ期間も長くございますので、今後、大田区や大森貝塚保存会の方の動向などを見ながら、品川区としても考えていきたいと思っておりますのでございます。まずは新しくなった歴史館について区内外の方に知っていただくということが、今、一番早い課題となっておりますので、そちらに注力しながら、もう少し具体的なことについてはお時間を頂きたいと思っております。

○松永副委員長 ぜひ、大田区も含めた大きなイベントが開催できるよう、ご検討のほどよろしくをお願いいたします。

そして、そのことを見据え、最後の質問になりますが、大森貝塚遺跡庭園をこれからどのように進めていけるのか、またアイデアにつきましては、地域の方からのご意見を聞かれるなどして進めてみてはと思うのですが、本区の考えについてお知らせください。

○溝口防災まちづくり部長 大森貝塚遺跡庭園につきましては、平成8年に現在の形で整備されて、現在、27年を迎える公園でございます。これまでもミストのリニューアルや、施設の緑化に合わせた施設の修繕、また大森貝塚を周知ということで、JR東海道新幹線側の斜面に、品川区大森貝塚とした

看板を設置したPR等を行いながら管理してきたところでございます。また、副委員長ご紹介の令和9年には、モース博士が大森貝塚を発見してから150年の節目を迎えるということもあります。今後、公園の施設の機能の老朽化といったものの度合いを見ながら、また令和9年には節目を迎えるということもありますので、それを見据えつつ、大規模な改修については検証していく必要があると認識しているところでございます。

また、改修に当たっては、これまでの公園でも、公園利用者や地域の方など様々なご意見を聞きながら計画を進めてきておりますので、同様な形で、改修に当たって、公園の関係者の方、また今後の展開なども注視しながら、ご意見を聞きながら、よりよい公園にしていきたいと考えているところでございます。

○松永副委員長 様々多くのご要望をさせていただきましたが、ぜひともご検討いただければと思いついて、私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○塚本委員長 以上で、松永よしひろ副委員長の質疑を終わります。

次に、吉田ゆみこ委員。

○吉田委員 松永副委員長に引き続き、総括質疑を続けます。

私からは、品川区の再開発事業の在り方について改めて伺います。

土木費のときも申しましたが、再開発だからといって反対という姿勢では私はおりません。ただし、再開発に当たっては、地権者のみならず、区分所有者、賃借人など、なるべく多くの関係者が参加して合意形成を図った上での再開発であるべきと考えております。

残念ながら、品川区で行われている再開発はそのようになっておらず、個人の財産権が正当に守られていないというご相談も私の元には参ります。先日、都市開発課長からは、個人の財産権に関しては、これまで損をしたというお声は一人も頂いていないという明言を伺いました。その点について、改めて確認させていただきたいと思っております。

それから、土木費の質問の際には根拠を言わなくて申し訳ありませんでした。東京都の都市整備局、令和3年3月の、東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準を基に質問いたしました。この運用基準によると、再開発に当たっては公共公益施設の整備の推進が求められていると理解しております。土木費の質疑の際には、区民が利用できる区有施設についてあまりご答弁がなかったと思うのですが、改めてその点について伺います。

○有江都市整備推進担当部長 再開発に関する応援をありがとうございます。

まず、土木費で答えさせていただきました、個人の権利の件でございますけれども、再開発事業が終了した後に、権利についてのご相談とかご意見というのは私も聞いておりませんので、課長が答弁した内容と同じでございます。

続きまして、再開発における公共公益施設の可能性の件につきましては、そもそも市街地再開発事業では、公共施設としては、事業者との調整によりまして、道路や公園や空地などの都市基盤をつくらせていただきまして、地域の方々の快適な安全・安心なまちづくりという形の中で整備させていただいております。その中で、地域の例えば地域性などといったものを踏まえまして、公共施設のニーズがあれば、そういったものをご意見としまして、例えば区の内部の関係部署等でいろいろ意見を募りまして、そういった意見があれば、例えば再開発の協議会もしくは準備組合等と協議させていただきまして、そういった公共施設の整備に向けた調整を図っているというような状況でございます。

○吉田委員 あまり、再開発を応援するというほどでもないのですけれども、特にビル風は凶器です

ので、ぜひ整備いただきたいと思います。

それで、土木費の際にも、空地や道路などというお答えが来るに相違ないので、ぜひ区民利用できる施設という点で伺いました。そういう区民利用できる施設が、まだ一件もお答えいただけていないのですけれども、そういう意味では一件もつくられていないという理解でよろしいのでしょうか。それは、例えばいろいろな担当部署が、そういう施設は区民は要望していないということで要望がなかったのか、もしくは、地域の方たちからそういう要望が一切上がってこないという意味なのか、その辺についてお答えいただけたらと思います。

○有江都市整備推進担当部長 これまでの再開発におきまして、公共公益施設として、先ほど申しましたように道路、公園等は当然あるのですけれども、建物として整備したものにつきましては、例えば子育て支援施設や高齢者福祉施設、あとは区民や地域活動に資する施設などがございます。それらのものをどのような形で再開発において取り入れていくかということでございますけれども、市街地再開発事業における公共施設の整備については、開発予定地域におきましての地域特性や、地域でつくられました協議会・準備組合との協議を踏まえまして、関係部署との現況のまずは情報共有を行います。そこで協議を進めていきます。具体的には、関係部署および準備組合などと、双方でいろいろな調整を繰り返していくような形になりますけれども、そういった取組の中で、区として地域特性に応じたまちづくりができるように協議を行ってまいりますけれども、再開発事業につきましては組合が事業者であるため、整備ができるかどうかの判断につきましては、再開発事業者が必要性などを踏まえましてつくっていくものでございます。

○吉田委員 最終的には、やはり事業者が判断されるということは、そのとおりとしたいと思います。私が気にしておりますのは、品川区の中で、区としてこの再開発に当たってはこういうものを実現してほしい、こういうものが要望に上がっておりますということを、きちんと伝えているのかどうかということです。

先ほど、高齢者福祉施設、子育て支援施設というお答えがありましたが、それについては具体的に、場所を言うのがはばかれるようでしたら、具体的にこういう施設が何個、実現しておりますというお答えを頂きたいのですけれども、いかがでしょうか。

○有江都市整備推進担当部長 再開発における公共公益施設の設置に関しましては、各関係部署、様々な声を聞きながら設置させていただいております。先ほど申しましたとおり、事例としましては、子育て支援施設、高齢者福祉施設等がございすけれども、例えば我々が把握している範囲でありますと、子育て支援施設では8施設、高齢者福祉施設は2施設、あと、区民や地域の活動に資する施設を7施設ほど、これまで再開発でつくっております。

○吉田委員 区民の自治活動などに資する施設としては、例えば区民集会所などということが想定されるのですけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。それから子育て支援施設も、できましたら、子育て支援といってもいろいろありますので、例えばどういう施設が実現しています、どういう要望が上がってきた結果、協議の結果、こういうものが実現していますというふうに教えていただけたらと思います。高齢者施設も同様です。この中で、例えば障害者施設などが全然ないのですけれども、それはご要望がないという理解でよろしいでしょうか。その点についてもお答えください。

○有江都市整備推進担当部長 個々の細かな調整の経緯というのは非常に、過去の経緯もございすので、この場では詳細はお伝えできないのですけれども、例えば子育て支援施設としては保育園などが設置されております。場所につきましても、この場では詳細は割愛しますけれども。

あと、障害者施設などの要望があったかどうかにつきましては、これまでの実績がないものですから、そういった中での調整の経緯につきましては、この場ではご答弁できない状況でございます。

○吉田委員 ごめんなさい。これまで実績がないのということなのですが、やはり実績がない分、余計、こういうものも実現可能ですというのを所管から促していただくとか、地域の方に促すなどということはされないものなのでしょうか。あくまで、地域や各所管から要望が上がってくるまで検討もされないという意味なのでしょうか。

続けますけれども、障害者や高齢者の施設については、つくりたいけれども、今、場所がないからというのが、度々、委員会の中ではご答弁として挙がっているかと思うのですが、要望したのだけれども、その事業者の判断で実現しなかったのか、それとも要望していないのかということについては、区の姿勢としては私は大変重要ではないかと思うのですけれども、その点について伺います。

○有江都市整備推進担当部長 公共施設の設置についてでございますけれども、基本的には再開発は拠点整備というところで、例えば大崎や大井町といった拠点のところで整備されているというところ、ある程度、場所が決まっているというような状況になっております。その中での地域特性というものを我々として把握しつつ、関係する部署にもいろいろ意見を聞きながら、最終的には公共施設として必要なかどうかというようなところを吟味しまして、先ほど申しましたとおり、協議会もしくは準備組合、要は再開発組合になる前の段階でございますけれども、そういったところでの調整を図っていくわけでございます。

最終的には、やはり事業者でございますので、事業性などを勘案しながら最終的には判断しますので、区としましては、そういった公共施設が必要であれば、そういった事業者に対して調整していくというような姿勢は持っております。

○吉田委員 そうなのです。区の姿勢のほうを伺いたいです。

それで、今、担当の部長だけにお答えいただいておりますけれども、例えば子育ての担当や福祉のほうから今までこういう要望を出したというような実績があったらぜひ伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

それと、手順も伺いたいです。まず、こういう再開発の事業が起こっています。話があります。こういう要望、必要はありませんかと促していただきたいというのが一方であるのですけれども、一方で各所管には、そういう話があればぜひ、「今度の再開発に当たっては、うちの所管のこういう施設が足りないという声が上がってきているから」と要望してほしいと思うのですけれども、その手順がよく分からないので、その点についても併せてお答えいただければと思います。

○有江都市整備推進担当部長 先ほども答弁させていただきましたけれども、基本的な公共公益施設を再開発でつくる場合の庁内でのプロセスということでございますが、まず、実態は地域特性に応じてということでございますので、再開発がある場所におきまして、そういった地域特性があるかないかみたいなのは所管でも一応把握します。その中で、協議会・組合との調整を図っていくわけでございますけれども、庁内におきましては、関係部署に事前に、こういった場所での再開発の動きがありますので何か必要なものはございませんかというようなお問合せをさせていただきます。そういった中で、そういった意見があれば、それを我々は抽出して組み上げて組合と調整いたしますけれども、いくなれば民間が行う開発でございますので、そういったものをどうするかというのは、非常にやはり事業性というものが事業者は重要になってきますので、そこの兼ね合いなどといったところを調整しながら、また関係部署と引き続き調整しながら図っていくということでございますので、委員ご指摘のようなや

り方を実際しておりますので、引き続きそういった視点で、公共施設につきまして取組を進めていきたいと思っております。

○吉田委員 ごめんなさい。理解が悪くてすみません。

地域特性でということなのですが、地域特性でまず判断するというのは、どういう意味のご判断なのでしょうかとこのと、最終的に事業性というのとはよく分かります。そのとおりだと思います。その中で、例えば障害者施設や高齢者施設が入ることが、事業的にそれが不利になるというような判断が働いているという理解でよろしいのでしょうか。教えてください。

○有江都市整備推進担当部長 地域特性といいますのは、例えば大崎ですと、大崎駅前周辺ではもうかなり、緊急整備地域でございますので、オフィスや住宅といったものは造られていくわけでございます。そこに公共施設として何が足りないのかというようなところを、我々としては地域特性という言い方をさせていただきます。ただ、公共施設が十分にあるなどという話になると、そういったニーズというのがそもそも出てきませんので、そういったところではそういった声というのは多分聞こえてこないという形になると思います。拠点における地域特性を我々としては集約しまして、内部的に調整していくというような流れになっていきます。

○吉田委員 よく分からないのです。

それで、例えば大崎を今、例に挙げられましたけれども、そこでは全ての施設が十分に整っているから特に要望しないというふうに聞こえてしまったのですけれども、それが間違いだったら、「こう間違っています。こういうふうに要望しています」とお答えいただきたいと思っております。

どうしても納得がいかないのが、やはりいろいろなところから、例えば高齢者施設や障害者施設が足りないから増やしてくれというお声が一方であるのは確かですよね。それが、再開発の中のこういう制度があるにもかかわらず、なぜ実現しないのだろうか。最終的には事業者が、それは収益性が悪いから採用できませんと言われてるのが現状なのか。そういう再開発だと、先ほど応援して下さってと言われましたけれども、それは応援し難いと思ったのですけれども、その点についても教えてください。

○有江都市整備推進担当部長 地域特性という話を先ほどさせていただきましたけれども、やはり同じような施設が同じ場所に幾つもあるというのは過剰な投資なのかという考えもありますので、そういったところがないような形でバランスよく公共施設を設置するというのが地域特性ではないかと思っております。

あとは、先ほど申しましたように、事業者の判断というのとは、やはりどうしても民間事業でございますので、最終的な判断というのとはあるのですけれども、要は何を受け入れるかどうかというところも踏まえて、様々なケースがございますので、一概にこの施設がいいとか悪いとかという判断は、最終的には事業者の判断になりますので、我々としては、そこで必要なものが、こういうものがありますという話は、協議としては、区の考え方としては、やはり示していきたいと思っておりますけれども、残念ながら最終的には、そういった事業者側の判断というのとは、いかんともし難い部分がございますので、そういったところで、これまでのやり方としては、そのような形でやっておりますので、引き続き調整を進めていきたいと思っております。

○吉田委員 事例は挙げにくいかもしれませんが、収益性で事業者が判断するというのとは本当によく分かります。それはやむを得ないことかと思っております。

先ほどから繰り返しておりますけれども、区がどこをどういうふう判断して要望を出したのかということが伺いたいのです。多分、区民の方たちもそうだと思います。

繰り返しますけれども、障害者施設、高齢者福祉が足りないというお声が度々上がってきております。それを品川区が、こういう制度を利用して増やそうとしてきたか、してこないかということが、区民の方の関心事になるかなと思ひまして、私はここで質問しております。福祉部からお答えいただくことはできないでしょうか。今までこういうことを要望してきたけれども、残念ながら事業者の都合で、こういう判断の結果、やむを得ず引っ込みましたとか、そういうようなお答えが頂けたらありがたいと思ひます。

やり取りを続けてもあれですので、次の質問も一緒にやります。市街地再開発事業は事後評価が求められていると理解しております。国の市街地再開発事業における事後評価手法マニュアルには、実施するかどうかは実施主体の裁量に委ねられているとしながらも、事後評価は再開発事業のより一層の向上を図る上で重要な役割を担うものであり、事業実施主体等においては積極的に事後評価に取り組むよう努めるべきであるとされております。品川区も事後評価は行われていると思ひますし、その評価の中で、例えばこういうふうに要望したものが実現したかどうかというのは評価の一つになると思ひますけれども、その辺の事後評価が実施されているかどうかについても併せて伺ひます。

それで、ぜひこの事後評価については、区民が大変関心があると思ひますので、公表していただきたいのですが、今、私が検索した限りでは公表されていなかったのですけれども、公表についても伺ひたいと思ひます。

○桑村副区長 最初のほうの質問にお答え申し上げたいと思ひます。

まず再開発事業というのは、やはり地権者の方等が話し合つて、どういう施設がここにふさわしいだろうかということを経験しているわけでございます。区内においては、やはりいわゆる住居系、それからオフィス系、また工場などがあつたところは工場みたいなものが一緒に入ってくるような形になります。そうすると基本的に、住居系が入れば、そこにお住まいの方にとって、一定の利益、利便性があるような施設、例えば子育て支援施設みたいなものは、これはそこにつくられた中の方の利便性もありますし、地域の方の利便性もあるのだらうと思ひます。また、区でもやはりそういうことを考えるわけでございます。行政サービスが、ここにどのようなことが必要なのだらうか。そしてまた、そういった施設が出てくると、基本的には地域の中でどういう役割を果たすのだらうかということを経験すると、一定の、例えば地域の集会所やホール、あるいはSHIPなどがございませぬけれども、オフィス系が強いところではそういった施設が必要だらうというような考え方をお互いすり合わせるわけでございます。また、今おっしゃられました福祉施設というものは、区の中の別の計画でつくつて、この施設に何が必要かがもちろんありますので、それを再開発の中でつくるかどうかというのは、区の間違った考え方があるかと思ひますが、これまでは正直言つて、区の施設が今言つたような形でできてきている中で、区から例えばグループホームをここでつくるべきだというようなことは、なかなか、正直言つて折り合いがつかないだらうということを出してこなかったのも事実だらうと思ひます。

今お話を聞かせていただいて、いろいろな手法があるかと思ひます。それは一定の、そこだけの再開発ではなくて、はっきり言えば区、もう少し広い範囲での地域事業というのでしょうか、そういうことで考えていって、事業者の方にご協力あるいはご理解いただければ、考えられないかというようなこともございませぬ。いろいろ検討させていただければと思ひます。

○有江都市整備推進担当部長 私からは事後評価についての回答をさせていただきます。

港区のような事後評価につきましては、品川区では行っておりませぬ。市街地再開発事業を行う場合は、国土交通省に対して、事業の効果や必要性を評価するための指標など、新規事業採択における客観

的評価指標を提出しております、事業が適正かというものを含めて、国を含めて対応させていただいております。

市街地再開発事業につきましては、拠点の形成や、魅力・にぎわいのある都市空間の形成を目的としておりまして、例えば大崎地区などにおきましては、居住面積、業務面積の増加による昼夜間人口、もしくは緑地や空地率、公共公益施設などの増加によって、適正にまちづくりが進んでいると区は認識しております。ですので、事後評価は行っておりませんので、公表につきましてははないという形になります。

○吉田委員 事後評価はやはり、ぜひしていただきたいと思います。

今、港区の例を挙げてくださいましたけれども、私も港区の制度を拝見いたしました。中には、事後評価委員会ですか、区民参加でそういう委員会も開かれておりますし、それが公表されているという形です。区民であっても、素人という意味で区民の視点であっても、区民の視点でまちづくりという再開発というものを評価する視点は持っていると思います。ぜひ、この点については検討していただきたいと思いますが、改めて見解を伺います。

それから、副区長、大変誠実なご答弁を頂いたと思いますが、福祉施設というのが、ある意味やはり若干、場所によっては少しここは福祉施設にふさわしくないのではないかというようなお声があるのも承知しております。本当に残念なことで、いずれ、もしかしてすぐにでも自分もお世話になる施設かもしれないのですが、なかなかそれが、理解が得られないという状況があることは承知しております。であるならば、例えば、もっと受け入れられやすい施設の建て替えの代替地にそこを持ってくるとか、それによって、もともとあった施設の場所を空けて、福祉施設の移転地、仮施設を建てるところに充てるとか、そのような考え方もあっていいのではないかと思います。その点についても伺いたいと思います。今までそのような考え方はしてこなかったのか、ほかの自治体を見ると、どこかを建て替えて、その空いたところを、種地といいますか、福祉施設の移転先として、それで建て替えて、またそれを次の種地にしてというような形で、それこそ計画的に施設整備が進んでいると理解しております。そういうことが分かれば、区民の方たちのご要望の出し方も変わってくると思うのです。そこが計画的に示されていないということが、そもそも問題なのではないかと思うのですけれども、その点についてもお考えを伺いたいと思います。

○桑村副区長 今ご提案を頂いたわけでございますが、非常に大型の再開発については、そういう考え方もできるかと思っています。

ただ、もう一つ言えるのは、先ほどから事業者等のお話もありましたけれども、一定、区でかなり努力しないと、これはできないです。それともう一つは、一定の経費をやはり負担するというような、今の再開発の手法ですと、事業者に一定の社会貢献としてやっていただいているわけでありまして。そういう意味では、そういう大型の開発をするわけですから、そこにお住まい、あるいはオフィス等を構える方にとってもサービスが高くなるし、また地域によってもよくなるというのが再開発の理想ですので、そうやってもらいたいために、あまり区で財源を出して、それについてやってこなかったわけですが、今のようなお話ですと、最初から計画の中に区で一定の考え方をに入れて、違う手法を検討できる例えば事業者等があれば、やっていきたいと思っておりますし、今まで委員から頂いたご意見を参考させていただいて、今後の検討にさせていただければと思います。

○有江都市整備推進担当部長 事後評価につきまして私からお答えさせていただきますけれども、現時点では実施の予定はございませんけれども、他自治体の事例等を研究したいと思っております。

○吉田委員 事後評価、まずは研究ということだったのですが、やはり区民がそういうふうに主体的に評価に関わるということが次の理解を生んでいくし、区全体の中でこういう福祉が実現していくのだということの機運を高める形にもなると思います。ぜひ研究にとどまらず、一步踏み込んでいただけたらと思います。もし何か見解があったら、後で伺いたいと思います。

それから福祉施設です。確かに再開発事業という事業者の収益が最終的には物事を決めてしまうという中で、福祉というものを入れるのは大変難しい点もあるかと思いますが、例えば土木費のところでも例に出しましたけれども、中央区は待機児童の解消のために、再開発のところで保育施設をたくさんつくることによって待機児童の解消を図ったという事例もあります。ぜひ品川区でもそういう視点を持っていただきたいのですが、最後にもう一回、コメントを伺いたいと思います。

○桑村副区長 いろいろご意見を頂きまして。すぐにそれが、さっとできるかということ、なかなかそこまで頭が回らないですけれども、一定のお話になったのはよく理解できますので、十分検討させていただければと思います。

○有江都市整備推進担当部長 繰り返しの答弁になりますけれども、他自治体の事例等を研究してまいります。

○吉田委員 いろいろ検討していただいて、みんなが本当に賛成できる再開発を目指していただきたいと思います。

○塚本委員長 以上で、吉田ゆみこ委員の質疑を終わります。

次に、のだて稔史委員。

○のだて委員 日本共産党品川区議団を代表して、安藤たい作委員と共に総括質疑を行います。

私からは、羽田新ルートの中止、現庁舎跡地の検討、しながわ中央公園の存続を求めて質問をします。

初めに羽田新ルートです。運用開始されてから3年半、住民への被害は深刻さを増すばかりです。このままだったら引っ越すという人も。羽田新ルートは住民の生活を壊し、住み続けられない品川区にしています。

まず初めに、9月に実施した区民アンケートについてお聞きします。15歳以上の区民と小・中学生へのアンケートの回答数、そして回答割合をお聞きします。アンケートにどのような声が寄せられたのか伺います。オープンデータなども活用して、自由記述欄は全文を公開するよう求めます。いかがでしょうか。

○中村都市環境部長 羽田新ルートに関係するアンケートということで、まず区民アンケートの回答数についてですけれども、中学生を除きます15歳以上の全区民対象のアンケートについて、速報値でございますが、8万6,537人、割合として24.2%でございます。また、区立小・中・義務教育学校の児童生徒対象のアンケートでございますけれども、こちらは1万2,649人、55.2%となっております。

自由意見につきましては、現在、集計中でございます。また、公開についてですけれども、個人情報に配慮しつつ、どのような方法で公開できるかについてはこれから検討してまいります。

○のだて委員 自由記述欄を、寄せられた区民の声がしっかりと分かるように全文公開することを求めておきたいと思います。また、アンケートの結果は今後、まとめが出てくると思いますので、注目していきたいと思います。

共産党は、区民生活を壊している羽田新ルートの中止を求めてきました。その中で、区の求める固定化回避では、品川区の上を飛ぶことになることも指摘してきました。款別審査でも固定化回避に期待す

る声がありましたが、期待できるものではありません。国の固定化回避検討会は、都心低空飛行を運用している滑走路の使い方を変えずに検討しているため、空港手前の品川区の上を飛ぶことは避けられません。しかも、前回の検討会は昨年8月に行われ、既に1年以上が過ぎています。国の検討会は、住民をごまかし、検討を先延ばしにしているにすぎません。

先月、9月25日の建設委員会の陳情審査において、「区は、固定化回避については、品川区上空を飛ばなくなることを国に求めてきたわけではありません」と答弁しました。区は固定化回避を国に求めると説明してきましたが、具体的には品川区の上を飛ばないようにとは求めていないということがはっきりと示されました。私たちが指摘してきたとおり、区民をごまかしてきたということです。区民の願いは品川区の上を飛ばないことです。なぜ品川区の上を飛ばないことを求めないのか伺います。区が国に要望していた固定化回避とは、何を求めていたのか伺います。

○中村都市環境部長 羽田新飛行ルートについて、固定化回避検討会ですが、区はこれまで一貫して、区民の不安払拭のために、国の落下物対策、それから騒音軽減への取組、またさらに区民への丁寧な周知と説明を継続して行うように、これまで求めてきたところです。

固定化回避検討会につきましては、区は区民の影響の軽減に向けまして、現在の新ルートを将来にわたり固定化せずというところで、可能な限り環境影響の軽減につながる方策の検討・実施を国に求めているものでございます。

○のだて委員 私が求めたのは、なぜ品川区の上を飛ばないのかということも求めましたので、答弁していただければと思います。

実際、今、答弁された中でも、結局は品川区を飛ばないことは求めていないということだと思います。それでは区民への影響をなくすことはできません。最近、住民から、飛行機の数が増えているという声も聞きます。便数が増えれば、その分、住民への被害も増えることとなります。1年前と比べて、羽田空港の国際便の数は増えているのか伺います。固定化回避で区民をごまかすのはやめ、区民の願いである羽田新ルートの中止こそ必要です。品川区の上空を飛ばないことを国に求めるべきです。区長、いかがでしょうか。

○中村都市環境部長 まず、固定化回避検討会で区が求めてきたところというところでは、ルートに関するものにつきましては、これはまず大前提としては、国がこのルートについて具体的なものをまだ示していないというところがございます。そういった中で、区としましては、ルートあるいは飛行ルートそのものの是非といったものについてではなくて、まずは固定化回避検討会の中で結論を早期に示してくださいということを申し上げたところでございます。したがって、上空を飛ばないとか、あるいは飛ぶといった概念で求めてきたというところではありませんので、品川区上空を飛ばないことを求めてきたというようなことは、正解には近いけれども正解ではないといったところだと思います。というのは、ルートが示されない中ですので、そういったこととなります。具体的に反対などというところを明言したというところではございません。

それから、便数でございますけれども、国により認可された事業計画がございます。その中では、2020年度の夏の時期と、それから今年、2023年度の同時期の国際線の便数というところで、これは5倍に増加しております。これは、コロナ禍の減便からの回復といった状況でございます。

それから、まず品川区上空を飛ぶことについてですけれども、繰り返しになりますけれども、固定化回避検討会については、区民への影響の低減に向けて、現在の新ルートを将来にわたり固定化せずに、可能な限りの環境影響の軽減につながる方策の検討、そしてその検討結果の実施を国に求めているもの

でございます。新飛行ルートは国策として、国の責任において実施されているというところでございますけれども、区としましては、現在集計中の区民アンケートがございますので、その結果を踏まえながら、区民負担の軽減につながる具体的な解決策といったものを検討するよう、国に働きかけてまいります。

○のだて委員 区長からご答弁がなかったのは大変残念だと思います。

その中で、早期に具体化してほしいということを求めているということですが、既に検討して3年が過ぎているという状況で、もはや早くないという状況です。また、便数も5倍に増えているということで、それだけ区民の被害が増えているということになります。国の検討会では、区民の被害をなくすことはできません。引っ越しする人まで出ている羽田新ルートは、固定化回避ではなく中止にする。今、この立場に立つことこそ、品川区に求められています。日本共産党は、区民の皆さん、羽田議連の皆さんと力を合わせ、羽田新ルートをやめさせ、品川区の上を飛ばないルートを実現するために、力を尽くしていきたいと思います。

次に移りたいと思います。現庁舎跡地についてです。

新庁舎建て替えでも、JRの広町開発が進むように、区はJRに便宜を図ってきましたが、庁舎跡地の活用でも、特定企業のもうけのために差し出そうとしています。森澤区長は、区民と共に進める区政を掲げ、公約の重点政策に、負担を減らし、福祉を増やす、区役所建て替え費用を200億円軽減と掲げ、定期借地権で庁舎跡地を長期に民間企業に貸し出し、施設を建設することを含み、PFIによる検討を始めています。

PFIは、これまでも紹介してきましたが、渋谷区では70年の定期借地の後、優先譲渡権を設定するなど、区有地を差し出し、特定企業のもうけを生み出しました。こうしたPFIによる検討はやめるよう求めたのに対し、区は、区民ニーズの実現と区民負担の軽減を両立できると説明し、推進姿勢です。しかし、区民ニーズの実現どころか、区民の財産である区有地が特定企業のもうけのために利用され、70年にわたり、区民要望のために自由に使えなくなります。こうしたPFIを進めるために、企業に活用方法の提案を募集する対話型市場調査、マーケットサウンディング調査が行われています。この対話型市場調査への応募は何社あったのか、どんな提案がされたのか、それぞれ伺います。どんな内容で公募しているのかが区民に分かるように、事業者に渡した事業概要書と事前質問、回答シートの公開を求めます。いかがでしょうか。

○多並広町事業担当部長 私からは、現庁舎跡地に関するご質問にお答えいたします。

区では、現庁舎跡地に係る対話型市場調査を実施しており、今年9月15日に調査実施要領を公表し、募集を開始したところであります。10月5日に募集を締め切り、10月下旬から11月上旬に向けてヒアリングを行っていく予定です。

まず、応募があった事業者の数についてですが、複数社からの応募がありました。今後、調査の概要を取りまとめる段階で精査して交渉してまいります。

次に、提案内容についてですが、国が定めるガイドライン等に準拠し、事業者のノウハウの保護の観点から、事業者と事前確認した上で公表していくこととしております。

最後に、事業概要書と回答シートについてですが、応募があった事業者に跡地活用の概要を説明するための事業概要書と、提案内容を確認するために回答シートを事業者へ渡し、提出いただくためのものであり、いずれの資料につきましても、応募事業者と対話をするために用いる資料でありますので公表してはおりませんが、調査の概要を取りまとめる段階で公表させていただこうと思っております。

います。

○のだて委員 区長は徹底した情報公開を掲げていましたが、今回、応募件数も複数というだけで、これを示せないというのはひどいのではないかと思います。改めて、この複数社が何社なのか伺いたいと思います。

新庁舎でも、検討報告書はほとんどが黒塗りで、非公開、密室で進められてきました。今回も、企業の都合のいいように公開しない、隠蔽するということなのではないでしょうか。企業では事業概要書が出せるのに、区民には出せないというのは、区民参加の姿勢がありません。ぜひ今からでも区民には公開するようにしていただきたいと思いますが、なぜ公開できないのか、伺います。事業概要書と事前質問の内容も、どんな内容だったのか伺います。

○多並広町事業担当部長 今の対話型市場調査の調査内容の公表についてのところでございますけれども、この内容につきましては、結果を概要としてまとめて公表していくことになってございます。この進め方の手順に当たっては、先ほども少しご説明させていただきました、国のガイドライン等に準拠させていただいております。調査中は各いろいろな事業者の方と対話するために必要な事業をその中で行っていくものであり、それを聞いた上で、それをまとめて公表するという形を取らせていただくというものでございますので、決して公表しないということではなくて、まとめて必ず公表するということでございます。

○のだて委員 まとめた後で公表するということですが、それは、今公表しない理由にはならないと思います。ぜひ公開して、区民参加を進めていくという姿勢が必要だと私は思います。

今回、8月の庁舎跡地等活用検討委員会では、会の役割が今ひとつ薄いのではないかと意見も出され、また、区はここで施設を絞り込んでいくとは考えていないと、区民ニーズと対話型市場調査のマッチングを行うところだと説明しました。検討委員会の形骸化が浮き彫りになったと思います。

区民の声を聞くというポーズを取りながら、検討委員会ではどんな施設にするか絞り込みをしないとすれば、区民参加のアリバイづくりに利用されかねません。このどこの、区長の言う「区民とともに創るしながわ」なのか、伺います。特定企業のもうけのために区有地を差し出すことになるPFIの導入はやめるべきです。いかがでしょうか。

○多並広町事業担当部長 庁舎跡地等活用検討委員会は、区民の皆様から幅広い視点からのご意見を頂戴すべく設置しているものでございます。今後、ワークショップやアンケートの結果を検討委員会の中でご報告させていただき、ご議論いただく予定です。引き続き、区民と共に検討を進めてまいります。

また、官民連携によるまちづくりは、行政と民間が連携することで、民間のノウハウや創意工夫等を活用する有効な手法であり、区民ニーズの実現と区民負担の軽減の両立を図るべく、引き続き検討を進めてまいります。なお、PFIを前提とした検討を行っているものではございません。

○のだて委員 検討会は施設を絞り込んでいくものではないということですので、本当に形骸化しており、区民参加とは言えないと思います。区民の財産が奪われるPFIはやめるよう、改めて求めておきたいと思います。

区は、庁舎跡地を、多くの集客が可能なアリーナ等の多目的施設にする考えを示してきました。現在もアリーナを造るつもりなのではないでしょうか、伺います。

品川区は福祉施設が足りていません。特別養護老人ホーム等、老健施設の合計整備率は23区最低、障害者施設は通う場所もなく、入所施設も区内にないため区外に入所している方がたくさんいます。区内障害者団体からも、この機会に福祉施設の整備を求める声が寄せられています。国が社会保障を削っ

ているときに、区として福祉の充実こそ必要です。現庁舎跡地には、特別養護老人ホームや老健施設、障害者総合支援センターなど、福祉施設の整備を求めますが、いかがでしょうか。区が実現を目指す区民ニーズには福祉施設は入っているのでしょうか、伺います。

○多並広町事業担当部長 現在、庁舎跡地等活用検討委員会で、区民のニーズの把握に努めているところであり、現時点でアリーナや福祉施設など、具体の施設を想定して検討しているものではございません。区民の貴重な財産である庁舎跡地を有効に活用すべく、新庁舎建設に係る区民負担の軽減と、区民ニーズのかなうまちづくりを両立させてまいりたいと思っております。

○のだて委員 今検討中ということですがけれども、ぜひ、不足している福祉施設は整備していただきたいということを求めておきたいと思えます。

ここで、委員長の許可を得て資料を提示します。この検討会に示された資料ですがけれども、庁舎跡地活用の検討範囲に、区役所前にあるしながわ中央公園が含まれました。6月議会で、現庁舎の場所に中央公園を移転し、現中央公園側と下神明駅側の宅地エリアを含め、アリーナを整備してはと質問がされ、8月の行政改革特別委員会で、中央公園も検討地域に含めることが突然報告されました。区は中央公園を大幅に再編する提案もあり得ると説明しました。

さきの一般質問で、この公園の存続を求める質問に、区は、「廃止を前提として検討を進めるものではない。区民のニーズを把握した上で必要となる機能を活かしつつ検討を進める」と説明。中央公園を存続するとは言いませんでした。しながわ中央公園は、休日ともなれば、区役所側にはくつろぐ家族、ヘリポート側では子どもたちが様々な遊びに走り回り、多くの方が利用している公園です。この中央公園がなくされようとしています。しながわ中央公園を今のまま残すよう求めます。いかがでしょうか。現庁舎跡地だけでは企業にメリットが少ないから、しながわ中央公園まで広げたのでしょうか、伺います。

○多並広町事業担当部長 しながわ中央公園につきましては、廃止や交換などを前提としているものではございません。検討対象については、あくまで庁舎跡地およびその周辺のまちづくりを一体的に行う観点が必要との考えから設定したものでございます。現在の公園を活かしつつ、区民ニーズを把握した上で、庁舎周辺の一体的なまちづくりについて検討を進めていく考えでございます。

○のだて委員 これを見ていただくと、面積がまるで違いますので、機能を残しても、やはり今までどおりにはなりません。ぜひ存続していただきたいと思えます。

現庁舎跡地の活用は、多くの区民が利用するしながわ中央公園を今のまま残し、不足している福祉施設の整備を含め、情報公開と区民参加で検討するよう求めます。

以上で、私の質問を終わります。

○塚本委員長 以上で、のだて稔史委員の質疑を終わります。

次に、安藤たい作委員。

○安藤委員 のだて委員に続き、総括質疑を行います。

まず、再開発について伺います。

区内各地で超高層再開発が開発企業のもうけのために行われ、その下で住民が犠牲になっています。行政、品川区が住民に寄り添うどころか、一緒になって推進、さらに広げようとしていることにも、住民からは強い怒りの声が上がっています。

もともと品川区では、再開発事業を担当する部課長は都市環境部長と都市開発課長の2人だけでした。しかし区は、再開発を進めるために人的体制を強化してきました。また、再開発補助金という形で莫大

な税金も投入されてきました。再開発を担当する部課長は、現在それぞれ何人いるのか、伺います。都市再開発法に基づく市街地再開発に投入してきた税金額は累計幾らになったのか伺います。また、その額は23区の中では何番目になるのか伺います。

○有江都市整備推進担当部長 再開発を担当する人数ということなのですが、市街地再開発事業に携わっている部署ということでは都市開発課になりますけれども、部長1名と課長2名が所属しております。

次に、これまでの補助金の額と、順位ということでございますけれども、現時点での23区内での順位については把握しておりませんが、区からの補助金に関しましては、事業が完了したものと、現在事業中の事業が完了するまでの予定額を合わせまして、合計で約1,530億円になります。

○安藤委員 委員長の許可を得ましたので、パネルを提示します。

これは昨年度、代表質問に当たり行った23区調査の結果です。調査係も通しております。品川区の再開発の税金投入額は、当時で1,520億円余で、中央区と並び、23区で断トツに突出しています。建設棟数は文字どおりトップです。そして、さらに再開発推進のための人的配置。2人から、まちづくり立体化担当課長を増やし、都から、今答弁されていますけれども、都市整備推進担当部長を招き、今年度からはさらに総務部に、広町事業担当部長と広町事業調整担当課長も増やしました。それぞれ3倍に増やしてきました。品川区は23区中、最も熱心に超高層再開発を呼び込んでいる自治体になっているということが分かると思います。

しかし、そうして熱心に区が進める再開発により、住み続けたいと願う住民が追い出されています。私は款別審査で、武蔵小山で既に建った2棟の超高層開発ビルについての状況について伺いました。改めて、武蔵小山パルム駅前地区・駅前通り地区、それぞれについて伺いますが、事業協力企業名、できた開発ビルの住戸数と店舗数、税金投入額と容積率は何%から何%上乗せしたのか、また従前の地権者数、土地所有者数と借地権者数、商業店舗数も伺いたいと思います。

○有江都市整備推進担当部長 まず武蔵小山パルム駅前地区でございますけれども、事業協力企業は、三井不動産レジデンシャル、旭化成不動産レジデンス、鹿島建設になります。住戸数は624戸、店舗区画は47区画になります。区からの補助金額でございますけれども、約101億円で、容積率につきましては約300%上乗せしていますので、400%から700%という形になります。また、従前の権利者数でございますけれども、組合設立時におきましては、共有者名義を個々に数えると、土地所有者数が2名、借地権者数が113名で、従前店舗数につきましては、詳細については区は把握しておりませんが、約100店舗程度と考えております。

続きまして、駅前通り地区でございますけれども、事業協力企業は、住友不動産、五洋建設になります。住戸数は506戸、店舗区画で13区画、区からの補助金額でございますけれども、約73億円となります。容積率は約300%上乗せしていますので、350%から650%という形になります。また、従前権利者数でございますけれども、共有者名義を個々に数えると、土地所有者が164名、借地権者が15名で、従前店舗数は、詳細については区は把握しておりませんが、約40店舗になります。

○安藤委員 また、私は款別審査で、開発終了後にどれだけの地権者が戻ってこられたのかと伺うと、区は、把握はしているが個人情報であり、再開発準備組合が非公表としているので公開しないと、答弁を拒否しました。私は、これだけの税金を投入して、区も公共事業と公言している事業で、どれだけの従前地権者、住民が戻ってきたか、住み続けられたかも公表しないというのでは、これが正しい税金の使い方かチェックすらできないのではないかとただしました。先ほども15件の調査の話がありましたけ

れども、そう思います。

では伺いますが、2地区について、地権者のうち何%の方が戻ってこられたのか、割合を伺います。割合なら答えられるのではないのでしょうか。それと、パルム駅前地区の地権者は115名、駅前通り地区は179名の地権者ということです。うち何人戻ってきたかという公表は、個人情報とは関係ないと思います。なぜ公表できないのか、改めて伺いたいと思います。

○有江都市整備推進担当部長 パルム駅前地区および駅前通り地区におきましての、戻ってきた地権者の数ということでございますけれども、再開発組合に確認したところ、現在事業中でありまして、個人情報に関する情報につきましては非公表ということで、区としては聞いております。

○安藤委員 割合について伺ったのですが、割合はお答えできないのでしょうか。併せて、再開発組合は認可されると、行政代執行権という公権力も付与されます。ただの1民間団体ではありません。また、莫大な公金の支出も受けています。再開発ビルに入った権利者の数を公開しないという組合の言い分は、私は通用しないと思いますが、いかがでしょうか。なぜ品川区は再開発組合の言いなりになるのか、伺います。

また、地元の住民の方に伺うと、戻ってきた地権者は、両地区とも僅か2名ですとおっしゃるのです。区は、再開発によってほとんど地権者が戻ってこられていない。つまり、住み続けられないまちをつくっている。その実態を知られたくないから、数を公表しないのではないのでしょうか。どうでしょうか。伺います。

○有江都市整備推進担当部長 割合につきましては把握しておりませんので、お答えできません。

市街地再開発事業においては事業者が組合となりますので、情報の取扱いにつきましては組合が判断するものと、区は認識しております。なお、地権者の動向の取扱いについてなのですけれども、事業が完了するものについては、今後、組合と協議してまいりたいと思います。

市街地再開発事業につきましては、市街地の土地を合理的に活用するとともに、都市機能の更新を図るために行われる事業でございます。地域ごとの課題に対応し、住みやすさ、快適さを向上させて、地域の経済の活性化など、地域全体の発展を目標に進めておりまして、区としては、地域主体で進めているまちづくりについては支援したいと思っております。

○安藤委員 区内では、もうあちこちで再開発が行われています。完了している再開発が山ほどありますので、ぜひ公表してください。そして、開発企業のもうけのために、莫大な税投入で住民を追い出し、最低限の実態すらも隠蔽する。こんな超高層再開発を、品川区はさらに小山三丁目第1地区・第2地区開発で事業認可を狙い、3棟も新たに建てようとしています。中止するよう強く求め、次の質問に移ります。

次は、いじめの問題なのですが、2020年に区立中学校で起こったいじめ重大事態に対して、区長部局が立ち上げたいじめ問題調査委員会の8月末の答申は、品川区教育委員会の能力と資質を根本から問うものでした。報告書は、その結語の中で、「本事案においては多数の関係者がいたにもかかわらず、当該関係者のいじめ重大事態に係る認識不足等により、本来早期になされるべきであったいじめ重大事態の認定がなされず、本件いじめの解明は不可能なものになってしまった。品川区の関係者一同においては、かかる事態を重く受け止め、今後、同様の事態が二度と発生しないように、品川区におけるいじめに対する対応・体制の整備、再発防止策の実行に取り組む必要がある」と述べています。まさに今回のような重大な事態を再発させずに、いじめを解決できる学校をつくるために、この報告・提言を活かせるかどうか。学校と区教育委員会に、そして私たち大人一人一人にも、行政をチェックしてただす役

割である私たち議会にも問われていると思います。その立場で質問していきたいと思います。

まず、改めて今回の事例で、被害生徒に対してどんないじめがなされ、どんな被害が生じたと考えているのか。経緯や事実を紹介するとともに、区教育委員会の認識を伺います。併せて、区教育委員会がいじめの重大事態だと判断したのはいつになるのか、伺います。

○米田教育次長 今、いじめ調査委員会の報告書の内容について冒頭触れられました。区教育委員会としても、関係する職員一同が非常に重く受け止めているところでございます。

まず、今回の事例の内容でございますが、令和2年に区立中学校生徒1名に対しまして、何者かによって、学用品の損壊や、机の中に「死ね」などと書かれた紙片の投入が繰り返しあり、被害生徒は学校生活に不安を覚え、適応障害と診断されました。学校では、被害生徒の訴えの後、直ちにこれはいじめと認知するとともに教育委員会に報告し、警察とも協力しながら、いじめ行為の停止に向け、生徒への指導や調査を行うなどの対応を行ってまいりましたが、いじめを解消することができず、当該生徒は他区の中学校への転校を余儀なくされたといういじめの経緯でございます。

教育委員会といたしましては、学校と共にいじめの行為を停止しようと動いておりましたが、結果的にいじめを解決することができず、またいじめの重大事態として適切な対応をすることができなかったことで、被害生徒の方に長い間、つらい思いをさせてしまっていること、ご家族には大変なご心労をおかけしてしまい、大変申し訳なく思っております。

区がいじめの重大事態だと判断した日付でございますけれども、教育委員会は本件について、令和4年3月に、被害生徒の保護者から、いじめの重大事態に当たるのではないかとお申出を頂き、同年4月20日に品川区いじめ対策委員会を開催し、いじめの重大事態に該当することを確認いたしました。その後、学校から重大事態の調査結果についての報告書の提出、および教育委員会にていじめの重大事態の発生報告を行ったものでございます。判断日といたしましては、令和4年4月20日ということになります。

○安藤委員 このいじめにより、被害生徒は救急搬送を3回、6回意識を失いました。回復困難な傷を負い、希死念慮すら抱きました。問題は、なぜ区教育委員会が、これを深刻な事態と受け止められなかったのかだと思います。

報告書は、学校から教育委員会事務局に対して、本件いじめの事実関係が適時に報告されていたこと、また、区教育委員会事務局は被害生徒保護者から複数回、直接、要望・相談も受けていたことを事実認定しました。その上で、こう述べています。「本件いじめは、『死ね』、『消えろ』、『殺すぞ本当に』などと記載された紙片が、げた箱や机等に挿入されるという様態で発生している。物理的な暴力を伴うものではないものの、誰だか分からない者に悪意を持たれ、殺すぞなどと生命を脅かす脅迫をされることで、被害生徒が覚えた不安感、被害生徒の精神状態に与える影響は想像に難くない。中学生である被害生徒が強いストレスを与えられれば心身に影響を及ぼすのは当然であり、現に被害生徒は従前、健康に過ごしていたにもかかわらず、意識を失い、倒れ、救急搬送される、過呼吸で倒れるようになるなど、いじめに起因して体調に支障を来しており、適応障害の診断も受けている。本事案の状況を踏まえれば、被害生徒の生命にも影響を及ぼし得る状態にあったということは想像できるはず」と述べています。なぜ区教育委員会は、このような事態を把握していたにもかかわらず、いじめの重大事態と捉えることができなかったのか、伺います。

続けて、さらに報告書は、区教育委員会の当事者意識の薄さも指摘しています。22ページの部分です。「本事案における教育委員会事務局の対応経緯を踏まえると、教育委員会事務局においては、そも

そもいじめ問題について自ら解決しようとする姿勢は見られない。学校の設置者として自らが負う義務を理解し、また被害生徒やその保護者の置かれた立場を理解しようとするれば、本件いじめの解決に向けた手段を自ら取ることができたはずであるが、学校や保護者からの相談や要望について、受け身で対応していたものと評価せざるを得ない」との記述です。伺いたいと思います。なぜ区教育委員会事務局は、これだけの事態に際し、受け身で対応したのか、何が原因だったのか、今後こうした姿勢は変わるのか、伺いたいと思います。

○米田教育次長 学校は、いじめの行為が発覚した当初から、いじめの認知を行いまして、教育委員会にも報告を行ってございます。繰り返されるいじめの行為に対して、教育委員会事務局の指導主事やHEARTSも学校訪問を行い、状況を把握し、支援策を講じてまいりました。しかしながら、本件いじめを重大事態とできなかつたのは、当時の担当者を含む教育委員会事務局が、具体的にどのような事態がいじめ重大事態に該当するののかという理解が不足していたことが原因であると考えます。保護者からの申出があったということですが、その後も、区教育委員会としての、いじめの重大事態についての理解や検討、判断の仕組みも不足していたと認識してございます。

このいじめにつきまして、教育委員会は、学校からの報告の下、いじめ行為の停止に向けた取組について、学校訪問や関係機関を交えたケース会議にて今後の対策を検討するなど、当時できる対応は行ってまいりました。しかしながら、結果的にいじめの解決には至らず、教育委員会による主体的な対応にならなかつた現状がでございます。調査報告書によりご指摘を頂いておりますとおり、教育委員会と学校とのコミュニケーション、意思疎通が不十分であり、解決に向けた方策を学校と共に十分練ることができなかつたことが原因だと考えてございます。

現在は、指導主事をはじめ、HEARTSのメンバーも含め、いじめの解決が困難な事例の対応に現在も当たっており、学校と教育委員会が一丸となって、いじめ問題に取り組む姿勢を持ってございます。

○安藤委員 姿勢を持ってございますということなのですが、少し厳しい指摘になりますが、款別審査において私は、議会に報告のない新たないじめの重大事件が2件、この件と合わせて計4件、発生していることをただしました。区教育委員会は、「調査が終わったら報告しようと思っていました」というような答弁だったと思います。

こうしたことを見ると、やはり根本的な反省が足りているのかと。いないのではないかと思います。得ないのです。他の3件の重大事態について、これは法における生命心身財産重大事態なのか、不登校重大事態なのか、伺います。調査結果はいつ頃出るのでしょうか。被害者保護者による申出なのかなど、どのような経緯で重大事態と認定されたのか、伺いたいと思います。

また報告書は、品川区においては、法施行以降、本事案に至るまで、いじめ重大事態として認知されたケースは一件もないと述べています。つまり、9年近くゼロだった重大事態が、昨年4月20日に保護者の申出により初めて認定されて以後、ここ半年の間に新たに3件も認定されたということになります。これまでも重大事態が見逃されてきた可能性があるのではないかと。区教育委員会の認識を伺いたいと思います。

○米田教育次長 現在、新たないじめの重大事態が発生したことについて、区ホームページにて公表しているところでございます。款別審査で担当課長からも申し上げましたが、今後、議会にも適切に報告ができればとは考えてございます。

品川区いじめ対策委員会で、この案件につきましては現在、調査中の案件となっております。こちらの詳細についての説明につきましては、調査終了時に区長へ報告するほか、ご家族の了承を得た上で、

区ホームページへの公表、議会への報告をさせていただきます。

調査につきましては、事案ごとにかかる時間が異なりますが、現在の3件のうち1件は11月末、残り2件は12月末を目途に、現在、調査を進めているところでございます。

また、5月の記者会見でも報告いたしましたが、令和3年度にいじめにより不登校になった事案が1件ございました。いじめそのものは早期に解決しており、その後、登校にも至ったものではございますが、いじめの重大事態として認定しておりませんので、説明させていただきました。今後、法に基づき、いじめの認知はもとより、いじめの重大事態の認定を適切に行ってまいります。

○安藤委員 最後に、今後の対策の具体化について伺いたいのですが、2012年の区内での痛ましいいじめ自殺の事態を受け、様々な体制を取ってきたと思います。しかし、このような深刻な事態が起きた。対応もできなかった。これまでのいじめ対策の何が悪かったのか、何が足りなかったと考えているのか、伺います。併せて、報告書の検討事項、提言を受けて、区教育委員会はいじめ解決防止のためにどんな対策を取るのか、伺いたいと思います。

○米田教育次長 教育委員会ではこの10年間、ご紹介のありました痛ましい事件と同種の痛ましいいじめ事案を起こさぬよう、人権尊重を最重要視し、品川区いじめ根絶宣言の策定、各校におけるいじめ根絶宣言の作成と掲示、品川教育の日による学校間の情報共有や、いじめ防止に関する講演会の実施、目安箱やアイシングナル、いじめ専用電話の設置などのいじめ相談窓口の設置、全児童・生徒に対する生活アンケート、それから学級風土調査などの各種調査、児童・生徒役員懇談会など、様々な取組を行ってまいりました。それぞれの取組につきましては有意義なものとして捉えており、いじめは絶対に起こしてはいけないという強い意志の下、教育委員会、学校は尽力してまいりました。

しかしながら、児童・生徒のトラブルが起こった際に、学校はそれぞれ対応を行っておりますが、それが法に基づくいじめに当たるかどうかの検討を組織的に行い、適切にいじめとして認知していない可能性がございます。教育委員会、学校に、法に基づくいじめの認知についての理解が十分ではなかったと考えております。

この反省を踏まえ、教育委員会も認識を改め、現在は、たとえ好意で行った言動であっても、相手が心身の苦痛を感じれば法令上のいじめに当たり、適切に認知するよう、繰り返し学校に対して指導しているところでございます。また、学校いじめ対策委員会の方針の中に「いじめのない学校づくり」という文言がございましたが、いじめはどの学校でもある、起こり得ることとして、「いじめを決して許さない学校づくり」という文言に改め、対応を行っているところでございます。

また、報告書の提言でございますけれども、いじめをまず早期解決したり未然に防止したりするためには、児童・生徒と日常的に接している教員が、意識的に児童・生徒の様子を観察し、適切にいじめを認知したり、いじめの予防的な視点を持った学級経営をする必要があると考えております。また、教員が1人で抱え込まず、組織的に対応することが大変重要です。いじめ対策委員会からの報告書を受け、本区の区立学校におけるいじめの認知の実態を改めて確認したところ、いじめの認知件数や認知率の低さが認められましたので、6月の校長や生活指導主任を対象とした研修会において、こうした本区の実態を提示し、法に基づいたいじめの認知を徹底するとともに、学校いじめ対策委員会を中心とした組織的対応を行うよう指導いたしました。

さらに、いじめ問題調査委員会より、同様のご指摘と、いじめの実態把握調査の必要についてご提言を頂きました。このご提言を踏まえ、学校教育委員会がいじめの実態を適切に把握できているかの調査を近日中に行ってまいります。また、次年度に向けて、効果のないいじめ予防プログラムの実施を検討し

てございます。いじめの被害児童・生徒への支援だけでなく、加害となってしまった児童・生徒への指導・支援、そして学級の大半を占める傍観者の意識を変え、いじめの未然防止を行うだけでなく、日常の児童・生徒の気持ちの変化を把握するツールの導入により、いじめの早期発見につなぎ、早期解決を目指してまいります。

○安藤委員 それと、報告書には、「本事案における教育委員会事務局の対応の問題点を踏まえると、教育委員会以外に、いじめ問題について迅速かつ的確な対応を行える部署の設置を検討すべきである」として、これを受けて区長部局で相談窓口の設置が進められています。しかし、その体制ですが、1年ごとの任期である会計年度任用職員3名のみなのです。区長部局設置のいじめ相談窓口は、報告書の提言が確保要件とする、いじめ事案を迅速に解決するのに必要なリソース・権限を有する組織になっているのか伺います。また、会計年度任用職員の体制で、組織としていじめ事案に取り組むノウハウを蓄積するということも書いているのですけれども、これができるのか、伺いたいと思います。

○堀越総務部長 区長部局における対応についてでございますけれども、学校教育委員会と連携する一方で、弁護士であるいじめ相談専門員を配置します。この知見を活かしながら、教育委員会や学校へ助言することや対応を促すことなど、解決に向けた取組を、ソーシャルワーカー、それから職員も一丸となって進めてまいりたいと考えてございます。

区長部局で対応することは、例えば被害児童・生徒、保護者の方が、学校や教育委員会に相談しづらい状況に置かれた場合に、相談しやすいということに意義があります。また、1つの事案に対して複数の視点から対応に当たることで、あってはならない漏れをなくし、対処をより迅速、よりの確に行うことができると考えてございます。

国においては、こども家庭庁など各府省が連携しまして、学校の外からのアプローチによるいじめ防止対策に取り組むことを進めております。調査委員会の報告書でも提言されており、区といたしましても、学校・教育委員会の外からの解決に向けた取組を行うものでございます。

また、つい先月、9月、寝屋川市に職員を派遣し、視察を行ったところでありまして、区での事例を積み重ねることと併せて、他の自治体で発生した事案での対応や取組を絶えず確認し、それらも参考に、組織としていじめ事案に取り組むノウハウを蓄積していきたいと考えております。

○安藤委員 様々、対策が語られました。

文教委員会などでは、既にこれまでも全教職員を対象に講演会や研修なども行ったなど、様々もう既に対策も打っていると伺うのですが、現場の先生からは、再任用や非常勤教員の方は実際に子どもを教えているのですが、全職員にやったという講演の対象外で、見ていませんという話も伺いましたし、それだけではなく、現場では今回のいじめは全く話題になっていないということも伺いました。区立中学校に通う私の子どもにも聞いてみたのですけれども、この事案が同じ区立中学校で起こっているにもかかわらず、知らなかったと言われたのです。これが現場の実態なのですか、これでどうして、対策を取る、今後は大丈夫だと思えるのでしょうか。

私は、この事例を教訓にすべきだと思います。ぜひ、全ての学校、教員で、今回の事例を正面から認識し、再発防止に向けた議論をすべきだと思います。そのためにも、対策委員会、調査委員会、2冊の報告書を全ての教職員に手渡して読んでもらい、全ての学校で話し合いを持つよう、区教育委員会はすべきだと思いますけれども、この点について、いかがでしょうか。

○米田教育次長 今、徹底が不十分であるというご指摘を頂きましたが、そちらについても、今後きちんと対応していけるように、学校長を中心とした学校の取組をより一層強化し、児童・生徒にも適時

適切に指導・啓発を行ってまいればと思っております。

今回、指導報告書2点につきましては、5月と9月に各学校には電子データで配布しております。校長・園長連絡会においても、調査結果の趣旨について説明しております。また、学校では年3回以上の校内研修会実施を義務づけておまして、併せて2つの調査報告書の活用も求めています。本区で起こったいじめの重大事態について振り返り、自校で同種のいじめが起こった際にどのように組織的な対応をするのか、教員間で議論する場は大変重要だと考えております。

教育委員会といたしましては、校長会を通じて、実際に行われた校内研修会のモデルケースを紹介するなどして、管理職を含めた全ての教員がいじめ問題への理解を深めるだけでなく、児童・生徒と共にいじめ問題に向き合い、よりよい学校風土を築くことができるよう支援を行ってまいります。

○安藤委員 ぜひ、実際に議論をしていただきたいと思います。

終わります。

○塚本委員長 以上で、安藤たい作委員の質疑を終わります。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後2時45分休憩

○午後3時00分再開

○塚本委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総括質疑を続けます。藤原正則委員。

○藤原委員 藤原正則です。総括質疑をさせていただきます。

まず、西大井の駅前の活性化について伺います。私はこの質問をさせていただくと、本当にわくわくします。これから西大井がどう変わっていくかという思いで、答弁する方々、西大井を想像して答弁してください。お願いします。

まず初めに、来年、ニコン本社移転が決まっています。完成の時期、そして移転の時期。それと、今まで言われているとおり、3,000人の社員の方々が増える。これは間違いありませんか。あそこは、南側、西側、北側の歩道が狭いのですけれども、オープンスペース2,200㎡。これも間違いないでしょうか。それと、西大井の近辺の新しい開発の状況というのは、どういうふうになっているのでしょうか。教えてください。

○中村都市環境部長 まず、西大井の状況でございます。

ニコン本社の西大井の移転でございます。こちらにつきましては、現在、本社家屋を工事中で、建設も順調に進んでいるということ聞いております。当初の計画どおり、令和6年春に竣工、そして夏から稼働という予定ということです。また、就業者数でございますけれども、本社建設前は約1,000人ということで、そこからテレワーク勤務や時差出勤なども図っていくとしておりますけれども、最大で3,000人増で、約4,000人の社員が勤務予定ということで、現在、計画変更するということが聞いておりません。

それから、オープンスペースなどの整備の状況です。こちらにも計画どおり整備される予定となっております。まず、歩行空間が、敷地の南・西・北、三方の道路に面しまして、1.5mから2mの幅で整備するといった計画でございます。また、広場状スペース、ご指摘のとおり、面積にして2,200㎡の整備も行われるということで、また広場状スペースには、当然のことながら、植栽やベンチといったものも整備を計画されております。これも現在、計画変更するということが聞いておりません。今、

順調に進んでいるということです。

それから、周辺の開発状況でございますけれども、今、こちらの大きな敷地は確かに開発の予定があると聞いておりますけれども、現在はまだ準備の段階というところで、具体的な計画の内容というのは示されておられません。また、区にも示されておられませんけれども、ただ、今そういった情報は区としても把握しているところで、今後の動きについても注視してまいります。

○有江都市整備推進担当部長 西大井周辺における再開発の動きについてでございますけれども、現在、2つの地区におきまして、まちづくり協議会がそれぞれ設立されております。まちの課題や将来のまちづくりの方向性などについて、地権者の方々でご検討されております。また、区ではこれらのまちづくりの動向や、先ほどのニコン本社の移転などあることから、土地の利用状況や交通量などの基礎調査を今年度、実施しております。まちの状況把握に努めております。

○藤原委員 西大井が変わりますね。本当にわくわくします。

今、答弁を頂いて確実に分かるのは、西大井駅利用者が増えるということですよ。でも現在は、東口にしか改札口はありません。何回も何回も要望しておりますが、もう、早く西口改札口を作っていたきたい。それが今すぐ厳しいのであるならば、あそこは改札口が東口に5つしかありません。あと2つ増設できるスペースは、私が見るとあります。これもぜひ要望していただきたいと思っております。

あと、西大井はマスタープラン改定でどういうふうに上がってきたのかも教えてください。また、線路があるわけですから、高崎線は通過しないで、ぜひ、とめていただきたいと思っております。

それと、しなバスが今出ていますよね。しなバスは大森駅まで行くとなっているのですが、大森駅の途中で左に曲がってしまうのです。ですから、大森駅の駅前まで、ぜひ行ってもらいたいと思います。これは地域の声でもあります。

それと、ジェイタワーからコアスターレのほうに渡る横断歩道は信号がありませんよね。ということは、乗客が増えたときに一人でも横断歩道に立っていれば、私は何回も交通安全で伺ったのですが、車は止まるわけですよ。そうしますと、あそこのバスをはじめ、本当にあそこは信号機をつけないという思いがあります。この辺については、いかがでしょうか。

あと、西大井駅前広場。例の水が出ていない噴水の公園ですけれども、あそこは改修するという設計に入ったというお話ですけれども、どういう状況でしょうか。また、あそこを駐輪場にさせていただけるのか、そのときにシェアサイクルは置いていただけるのか、お伺いします。

原踏切は、とても遮断時間が長いです。これについても、補助第205号線と補助第29号線が、いずれドッキングしますよね。そのときに合わせて、どう考えているか教えてください。西大井駅で降りる方、乗る方が増えていくと思います。ホームドアの設置はどうなっているのでしょうか。

あと、駅前の喫煙所は今、パーティションもなく、たばこの吸い殻入れが、ただ置いてあるだけです。その辺はどうでしょうか。

また、せっかくニコン本社が来てくれるわけですから、精密機械。あそこには、品川区初の創業支援センターがありますが、それとどういうふうと一緒にやっていくか。その辺についてお伺いします。

あと、私はずっと、生まれも育ちも大井ですから、大井町から西大井までの光学通りというものにごく愛着があります。でも、大井二郵便局の前の一方通行だけ、いきなり細くなるのです。でも、すごく学生たちの交通の量が多いのです。なので、ぜひ7時半から8時半はスクールゾーンにさせていただきたいのですが、この辺についてはいかがでしょうか。

○中村都市環境部長 まず、西大井駅の改札や、ホームドアなど、その辺のお話をさせていただきます。

す。

まず今回、ニコンの本社の社屋の工事ということで、この完成に向けて、テレワークによる在宅勤務や時差出勤といった分散化をしていくとは聞いておりますけれども、区といたしましても増設についてはJRに必要性を述べて、求めているところがございますが、駅の西側への改札口の新設については、地域からもまた要望も頂いているところです。

東口の自動改札のほうですけれども、こちらは増設、それから可動式ホームドアの早期整備も、当然、区も継続して現在まで要望を行っております。まずJRからの回答ですけれども、西口への改札の新設は、今、改札に必要な用地がないというような回答もありました。そこで、駅の西側の将来的なまちづくりの中で検討がなされる必要があるのではないかといたした回答を頂いております。それから、東口改札への自動改札機の増設ですけれども、これもニコンの本社の就業者数を見込んでも大きな混雑があるというところですが、JRとしましては、そういったところを検討した中では、現状の中で混雑が見られなかったというような見解が、現在のところでは示されているというところがございます。

それからホームドアでございますけれども、こちらの整備につきましては、利用者の安全の確保といたしたところからも、JRとしても前向きに考えており、計画を1年前倒しにしたというところですが、その整備の期限ですが、2031年度末までの整備を目指すとしているところでございます。

そういった一連の回答を受けまして、区としましては、相鉄線とJRの直通開通もありますので、鉄道便数がそういったところで非常に増えているというところがございます。そんな中で、近傍の踏切の遮断時間が増加しているという現状。こういった現状を伝えて、西口改札の要望についても、また引き続き、非常に強く求めていきたいと考えております。

それから、東口の自動改札機の増設ですけれども、まず本社稼働後の状況を注視しながら、これも要望してまいります。

それから可動式ホームドアの実施についてですけれども、こちらは、JRから設置については確約を頂いているところがございますけれども、一刻も早い整備を実施していただくように、これも引き続き強く求めてまいります。

それから、JR湘南新宿ライン。こちら、高崎線の停車は、やはりニコン本社の竣工というところで、駅の利用者の増加が見込まれるというところがあります。あと、さらなる利便性もまだ西大井駅で求めていくというところがございますので、そういった観点から、鉄道事業者に対してこれも要望してまいります。

それから、西大井のマスタープランのところでございますが、こちらはかねてから地域生活拠点としての位置づけがありましたけれども、今回の改定におきまして、新たに追記といたしまして、地域主体のまちづくりへ支援をしていくといったところ。それから、生活拠点として、生活支援機能のさらなる充実、それから大規模な土地利用転換といったものに伴います、環境配慮型の業務機能の導入や、先ほど私が申しあげました歩行者空間の整備といったものを追記してございまして、西大井はこれからはさらに発展していくという認識でございますので、引き続き、必要な支援をしていきたいと考えております。

それから、しなバスですけれども、しなバスにつきましては、大森駅のバス停の位置につきましては、昨年度、利用者アンケート、あとバス停の周辺の地域の皆さんのアンケートを実施したのですが、こういった中からも、大森駅のロータリー側への移設を要望いただいているところです。現在はバス停が、大森駅の北口が一番近いところで、その北口から約100m離れているというところ。これは徒歩1分ですけれども、100m離れている。それから、駅の東口からは250m、約3分の位置という

ところになります。しなバスの運行に当たりましては当初から、区といたしましても大森駅ロータリーへの乗り入れを検討してきたところですが、ただ、バス停の位置は今、現状では京急のバスの発着路線が、ロータリーのところで27路線あるというところで、本当にもう既に空きがない状況であるといった現状もございました。そういったところで、現在の位置に設置するというところになったという経過がございます。

一方、今、地元の大田区では、時期は未定なのですけれども、駅前整備計画もあるというところがございます。こうした計画の整備の内容を注視しながら、また駅前ロータリー側への移設の可能性について、引き続き検討を続けていきたいと考えております。

○溝口防災まちづくり部長 私からは、まず西大井駅の広場における横断歩道等の安全対策についてお答えをさせていただきます。

先ほどもお話がありましたように、まちづくりに併せて、歩行者の交通量調査等を今現在行っているところがございます。また、今後ニコンの本社の移転に併せて西大井の駅の利用者が拡大されるということもありますので、そういったものを踏まえながら、また交通量調査の結果といったものも踏まえて、さらなる安全対策が必要なものについてはしっかり行っていきたいと思っておりますし、場合によっては警察と連携しながら進めていきたいと考えているものでございます。

次に、西大井広場公園の北側といいますか、水系施設があるところの改修についてですが、現在、基本設計を進めているところでございます。これに併せて、西大井駅周辺の、問題になっております駐輪対策といったものに対しても、解決できるように進めていきたいと思っておりますし、できればシェアサイクルのポートといったものも、この公園の中に設置できればと、併せて基本設計の中で検討を進めているところでございます。

次に、原踏切の解消の件でございます。開かずの踏切と言われて、横断する方たち、また車の利用者の方にご不便をかけているというのは十分認識しているところではございますが、補助第205号線の都市計画道路の整備に合わせて、踏切の解消を図ってきたいところではございますが、その先につながる補助第29号の整備状況、または、高架上に新幹線が走っていたり地下に下水道の幹線が入っていたり、様々な条件がありますので、そういったところをクリアしながら、いかにして整備していくのか、引き続き検討していきたいと思っておりますし、先ほどと重なりますが、西大井周辺の歩行者の交通量調査というのも今現在行っておりますので、そういったものも踏まえながら、より効果的な整備の手法というのを検討していきたいと考えているところでございます。

私からは最後になりますが、光学通り。大井二郵便局の前の狭くなっている区道の関係でございます。これまでも委員からご指摘いただいております、私どもも現地を確認しながら、私どもとしてできる交通安全対策として、運転者に対してスピードを落としてもらうような注意喚起といったものも図ってきたところでございます。ただ、車を止めるという形になりますと、なかなか沿道の方のご理解や、また学校からに基づく申請といったものも必要になってきますので、引き続き警察にも現状等を報告しながら連携を図り、また交通安全対策には取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○川島地域振興部長 私からは、西大井駅前の喫煙所と西大井創業支援センターについてお答えいたします。

今お話がありましたとおり、西大井駅前の東口ロータリー、囲いもなく灰皿が置いてあるだけというような形で喫煙所がございます。通勤時間帯等は煙が出たり、それから道路にはみ出して、たばこを吸っているというような苦情がございまして、そちらは、生活安全パトロール隊の指導等の対応、声が

け、それから今、喫煙所を囲うパーティションの設置に向けていろいろと準備をしているところでございます。具体的な対策を検討しているところでございます。

今お話がございましたニコン本社の移転に伴いまして、区ではかねてから従業員の喫煙対策について申入れをしてきたところでございますが、社員用の喫煙所が整備されることは確認してございます。他方、区民への開放や公開空地への新たな喫煙所の設置は困難な状況とのこととございますので、引き続き、先ほどのパーティションの設置もございまして、西大井周辺に喫煙所の整備を進めていきたいと考えてございます。

それから次に、西大井創業支援センターでございますが、こちらは平成15年にオープン後、令和4年、コワーキングスペースを新たに設けましてリニューアルオープンしたところでございます。駅前の好立地でございますし、それから大崎・五反田地区や品川駅、横浜方面との交通の便も大変よいということで、今回の株式会社ニコンは精密機器の本社ということでございまして、さらなる発展の可能性を有していると私どもも考えてございます。今後も西大井の地域特性や特色を活かしまして、駅周辺の活性化に貢献する施設となるように創業支援を進めてまいりたいと考えてございます。

○藤原委員 今、東側を伺ったのですけれども、次に西側をお伺いしたいと思います。

原踏切を渡ったところに伊藤博文公のお墓があります。あそこが、西大井五丁目という地域があるのですけれども、昔、伊藤町と呼んでいました。そして伊藤小学校もあるのですけれども、伊藤小学校の教育の中で、伊藤博文公との関係といたしますか、あまり教育上で、少し浅いと思うのですけれども、それはいかがでしょうか。あと、伊藤博文公のお墓をはじめ、すごく西側は観光において素晴らしい施設があるのですけれども、観光という意味ではいかがでしょうか。また、西側というのは、不燃化特区地区が、西大井四丁目、二葉、豊町と、すごく広がっているのですけれども、令和7年で一応終わると思うのですけれども、私は5年延長して令和12年まで、やはりこの事業は最後までやり遂げなくてはならないと思っているのですけれども、東京都の要望を含め、その辺はいかがでしょうか。

○米田教育次長 伊藤公と、伊藤小学校という名前のついている学校の取組ということでご質問いただきました。

ご案内のように、伊藤小学校の校門のところには看板がございまして、伊藤小学校の由来ということで、もともと大井伊藤町という町名に基づいて、その伊藤町は伊藤博文公のゆかりの地であるということに基づいて伊藤小学校があるというようなことで、それぞれの子どもも通学のときにその看板を見ながら、自分の学校のつながりというものを認識しているものだと考えてございます。

ほかにも、コロナの中で少し活動が鈍っているところもありますけれども、地域活動の一環として、6年生が定期的に墓所の清掃活動を行っておったり、あるいは学校の中で伊藤公をイメージした児童発案のイラストを使っておったり、あるいは伊藤公の出身地である山口県光市の小学校と、いわゆるオンラインでのリモート交流会を開いたりというような活動を実施してございます。学校は、校名の由来となった伊藤公とのつながりを、地域や歴史を学ぶことなどに活用しているものでございます。

○廣田文化スポーツ振興部長 私からは、駅周辺の史跡等の観光についてお答えいたします。

委員ご案内のとおり、伊藤博文公のお墓がございまして、こちらは毎年秋に公開されておりました、この11月も公開されると聞いております。また、近くには養玉院如来寺に、大井の大仏として親しまれております木造五智如来坐像が安置されておりました、こちらも11月に公開されると聞いております。またさらに、白蛇で有名な蛇窪神社もございまして、歴史や文化、伝統の継承のために、近年、しろへびサミットというにぎわいイベントが行われておりました、この9月も大変にぎわったと聞いてい

るところでございます。たくさんの史跡がございまして、これら養玉院、蛇窪神社につきましては、荏原七福神となっております、特にお正月なのですけれども、その辺りは観光がてらというところで、七福神めぐりでにぎわっているということも聞いているところでございます。

このような貴重な史跡につきましては、今現在も観光協会が、まち歩きツアーなどを行うなどして様々な取組を進めているところでございますけれども、引き続き貴重な財産を活かすために、地域の魅力の発信に努めていきたいと思っております。

○中村都市環境部長 西大井駅の西側、二葉三・四丁目および西大井六丁目地区としまして、平成25年度から不燃化特区支援事業を導入して、建物の不燃化促進に努めているところです。令和7年度までの事業期間として不燃化特区の促進を今行っておりますけれども、令和8年度以降も継続して防災性の向上を進めていくといった必要があるということから、事業を強力的に進めていくための事業期間の延長について、これは区として要望してまいります。

○藤原委員 これからの西大井駅周辺まちづくり、本当に期待しております。

でも、今日、明日で全部できるわけがないですよ。私は、実は職員の方にこう言いました。「自分も今日、明日でできると思っていない。でも、定年の年齢が延びたのだから、これからずっとまだまだできるじゃないですか」と。職員にエールを送ったのです。そうしたら、こう答えられました。「だって、役職定年があるから、もう答弁できないかもしれない」、「えっ、どういうこと」、「だって、課長補佐になっちゃうんだもん。もう委員会室にも入れない」。総務部長、その方は、めちゃくちゃモチベーションが下がっていましたよ。これは、やはり職員の方々のモチベーションをどう維持していくかというのは大切なことですよ。だって、いずれ皆さんにも関わることですものね。そういうことを聞いてはいけませんか。でも、やはりモチベーションの維持は大切だと思います。それと、定年ではなくて、品川区を退職する方の7割から8割は20代・30代ですよ。これについては、しっかり対策をしていかないといけないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○堀越総務部長 役職定年に関するご質問でございますけれども、今年度から定年年齢が61歳に引き上げられ、今後、段階的に65歳まで引き上げられてまいります。その中で、60歳を迎えた管理職の扱いですが、原則となりますけれども、役職定年という制度がございます。そのほか、いろいろなプロジェクトの継続や、それからポストの欠員補充等が困難な場合には、引き続き管理職に留任するという場合も、例外的な措置として、今、検討しているところでございます。

それから、民間企業などの動向を見ますと、今、労働人口の減少や、それから様々なジョブ型雇用のいろいろな考え方を踏まえまして、役職定年を廃止するというような企業も出てきていると伺っています。地方公務員法が改正されて役職定年制度が導入されるのでありますけれども、この法律の附則の中で、民間の状況を見ながら、また所要の措置を講ずるというふうなことも書いてございますので、そういう状況を見ながら、しっかりと区政運営を行っていけるようなことがまず第一でございますので、モチベーションを図りつつということが第一でございますので、それをやっていきたいと思っております。

附則の改正の動向はありますけれども、制度は始まりますので、いろいろ状況を見ながらやっていきたいと思っております。導入したばかりですぐ廃止というのも現実的ではございませんので、動向を注視しながらもやってまいりたいと思っております。

それで、役職定年で降任した場合につきましても、これまで管理職として培ってきた経験や知識を区政の発展につなげられるように、希望や意向をしっかり聞き取った上で、いろいろな後輩の育成や、調

整的なポストなど、様々あると思いますので、そういったもの、それから先ほどご答弁した例外的な扱いなどを含めて、しっかりと丁寧に対応してまいりたいと考えてございます。

また退職についてでございますけれども、普通退職の数が毎年50名から80名という形で推移している状況でございます。20代から30代に退職が多くて、この50名から80名の間の大体7割から8割を占めているという状況で、これは品川区だけではなくて、ほかの自治体も若手の公務員離れというのは一定進んでいるようなのですけれども、理由といたしましては、民間企業への転職や他自治体への転職などが多いという形になってございます。国でもいろいろな総務省の検討会で、人材確保に向けた検討がついこの間始まったと新聞報道等にもありましたので、それを踏まえつつ、やはり職員の能力を発揮し、やりがい、充実感、生き生きと職務に取り組めるように、研修や、キャリアプランの早め早めの提示など、様々な方策を行いながら、職員一人一人のウェルビーイングを図りながら、定着率向上も狙っていききたいと、このように思っております。

○藤原委員 総務部長、いずれでいいですから、今の答弁は「他の自治体も」という答弁でしたけれども、「ほかの自治体は二、三十代は辞めていってしまうけれども、品川区はしっかり維持しています」という区になるといいですね。ほかの自治体もいなくなってしまうから、我が区も同じなのですかというのは、品川区の議員としては、何か寂しいですね。答弁は大丈夫です。

でも、こういう質問をさせていただくのは、選挙にこうやって当選させていただいているからなのですけれども、この選挙というのは平等・公平でないといけないと思っております。公営掲示板のポスター、今回、49から60の方は、高かったから本当に苦労されたと思うのです。ですから、脚立がないという方もいらっしゃいました。これはやはりよく考えていただいて、みんな同じように貼れるように工夫していただきたいと思っております。

それと、国会議員は国のこと。東京都議会議員は東京都のこと。区議会議員は区のこと。それでいいのですよね。上も下もないですよ。置かれた立場、置かれた組織で一生懸命、国民、都民、区民のことを考えて働いていく。この思いでいいのですよね。確認します。

○鈴木選挙管理委員会事務局長 まず1点目のポスター掲示場の最上段、貼りにくいという指摘でございますが、これはもう以前から同様の指摘は頂いているところでございます。この場合、この4月の選挙から方式を変えたのですが、以前は一番上の段が貼りにくいということで、特定の候補者に偏っては不公平という考え方で、上2段と下2段を入れ替えて2パターンという形で掲示場を設置しておりました。今回、変更の後は、実は違う問題点を重視したための現在の形になったのですが、以前の上位2段入替えのときに、実は各候補者が貼る区画番号も、くじ引によって決めておりました。なので、板面の数字が1から順番にきれいに並んでいるのではなく、ランダムになっておりました。その上、2パターンあるということで、結構な頻度で実は貼り間違い、候補者の方が自分の指定された番号ではないところに間違えるというのがありまして、これは実は、貼り間違えたポスターであっても、当該候補者以外は、選挙管理委員会であっても勝手に剥がせないという、個人の所有物という考え方がありますので、結果的にはその間違いが剥がされるまでは、本来貼る候補者が貼れない。つまり、選挙運動の妨げになってしまうという大きな問題がありました。今回の改定につきましては、それを最優先でまずは解決する。さらに、ご指摘の最上段の貼りにくさに関しては、候補者数にもよるのですが、一番大きな番号を最上段に持っていくことで、候補者が減ればその分、上を使わなければならない方も減るというような考え方で変更をかけたものでございます。

それから2点目の、国、都道府県、それから区市町村の議員の方々の上下がないということでござい

ますが、これはご指摘の通りでございまして、それぞれご自分の選挙区内にある有権者の方または住民の方のために仕事をされているということで、そこに上下はないと認識しております。

○藤原委員　そうですね。みんな一生懸命やっているのです。

でも、選挙のところで、補助金で差がつけられてしまっているのです。平等なのに、例えばポスターの枚数は、国会議員、都議会議員は2倍です。それだけではないです。法定はがきの印刷代も、国会は出るのですよね。事務所の立て看板は3枚出るのですよね。個人演説会の看板も3枚分、公費で出ますよね。選車の看板も4枚、公費で出ますよね。これは平等にしていきませんか。私は、そういうところで差がついてはいけないと思うし、こういうことを選挙管理委員会で話すのではないのですか。

ほかの自治体では選挙管理委員が日当のところがありません。今、品川区選挙管理委員会は平均月何回ですか。1回の会議は何時間ですか。もう、そういうことをいろいろ話していく時代が来たのだと私は思います。この辺については、いかがでしょうか。

○鈴木選挙管理委員会事務局長　まず1点目の公費負担です。選挙運営に係る経費の負担についてのございですが、ご指摘のとおり、国の選挙に比べて、地方自治体の対象となる数量に関しては差がございします。ただ、これは国の考え方としては、選挙によりまして、やはり対象となる選挙区の大きさが違って、有権者数も違うというようなところから、差がついていると聞いております。ただし、項目としては、基本的に地方自治体で条例で定めて、公費負担とできるものについては品川区でも全て対応しているところがございますので、そのための違いであって、平等性を欠くものではないと認識しているところがございます。

それから2点目の、選挙管理委員会の開催頻度等についてでございますが、基本的には月2回、定例会がございします。それから、1回当たりの時間は大体おおむね、通常るときであれば1時間程度、それから選挙時になれば、定例会のほかに臨時会が数回追加されまして、時間は1時間から2時間程度になるというのが現状でございます。

○藤原委員　選挙管理委員会事務局長、今日、私が質問したことを必ず、選挙管理委員会が開かれたときに、ぜひ話に乗せていただきたいと思っています。私はこれから介護人材確保について質問しますが、本当に、介護の方たちと選挙管理委員の給料はあまり変わらないのです。本当に大変だと思います。

まず介護の人材なのですけれども、皆さんは、7・8・9日と3連休を楽しみましたか。訪問介護の方たちはお休みを取れないのです。休みの日でも、待っている方々がいるから行かれる。ようやく休みを取っても、事業所から電話がかかってくるのです。「すみません。ヘルパーの何々さんが休んでしまったので出てくれませんか」。ヘルパーご本人からも、「すみません。いつもあるところに鍵がないんですけど」。そうやって本当に大変な中、介護従事者の方たちは働いてくれています。

福祉部長に質問をしても、この頃、答弁は大体分かっています。だけど福祉部長、聞かざるを得ない。私は要望するしかできないのです。でも、この質問は、するというのが分かったかもしれないけれども、昨日、6,000円と出ましたね。もしかしたら私の言霊が伝わったかもしれない。でも、6,000円と喜びました。本当は6万円のほうがいいのですけれども。だけど、多分また複雑なのでしょう。手続が複雑なのです。今も3段階ありますよね。でも複雑なのです。だから、それですごく介護事業所は時間を取ってしまうのです。だから、まず部長、お願いは、この複雑さを、役所に電話ができればすぐ対応してくれるというような人材確保をしてほしいというのが1点です。それと、ICT化なのですけれども、やっていますと言われるかもしれないけれども、補助金は民設民営にしか出ないのですよね。指定管理者には東京都は出さないのです。指定管理者だからといって、民設民営だからといって、利用者に

とっては別に関係ないでしょう。でも、これが現状なのです。こういうことについていかがでしょうか。

あと、介護予防も大事です。フレイル。でも、フレイルなどという言葉は、一般の区民の方はあまり分からないのです。だけど、介護予防というのは大事です。でも、本当に今の課で介護予防を全部できるのですか。対面でできるのですか。人材の確保は必要ですよ。それと、これだけが介護予防ですという1点ではないじゃないですか。これも、あれも、あれもというのが、点と点が線になって、線が面になって、介護予防というのは力を発揮するのです。だから、その辺の整理と、人員をどうつけていくか。どんどん要望していついていただきたいと思うのです。私にではなくて企画部だと思うのですけれども。

それと、もう一つ。あれはやってください。細かいけれども、出会いの湯。これはすごく介護予防になっています。もう、ぜひ維持・拡大していついていただきたいと思っております。その辺については、いかがでしょうか。

○今井福祉部長 日頃から介護保険を品川区の中で支えていただいている介護職員の皆様に、大変感謝しておるところでございます。

やはり、今、委員からもご紹介がございましたけれども、介護報酬につきましては国が一義的に決めるものということで、いつも答弁させていただいているところがございますけれども、やはり前回、コロナの前のときにも、国で経済対策があり、そのときのお話だと思いますけれども、介護職員の処遇改善支援金の補助金の手続が少し複雑であったこともあります。これについても私どもは、NPO団体の方々の協力を得て、どのように記入していったらいいかも含めて支援をしまいいりました。今回、もし国でまた新しい処遇改善の手続等ございましたら、今、委員におっしゃっていただいたように、しっかりと区としても事業者をお支えしながら、適切に処遇改善の対応ができるように支えてまいりたいと思っております。

次に、ICT化の部分でございますけれども、委員ご指摘のICT化については、例えば特別養護老人ホームなどで、いわゆるセンサー型の見守りのマットレスなどというもののICT化の内容だと思っております。このICT化によりまして、やはり夜間の見守りなどの軽減ができることから、職員の方も安心してICTを活用しながら、ほかの仕事に従事したり、様々なところで効果が出ていると聞いております。

このICT化につきましては、今ご指摘がありましたとおり、指定管理者施設につきましては、区が設置者でございますので、こちらは確かに都の補助金は対象になってございません。ですので、品川区としましては、区立の特別養護老人ホームに、順序立てて、法人とご協議しながら導入を進めてまいっているところでございます。

最後に介護予防でございますが、確かにフレイルという言葉は分かりにくいということでお話はありますけれども、私どもは、フレイルと介護予防を必ずセットでお話しさせていただきまして、例えば筋力や口腔ケア、栄養など、幅広い面で、なるべく幅広く介護予防の実際の中身が伝わるように、区民の方に周知していきたいと思っております。これを支えているのも、私ども職員だけではございませんで、地域づくり推進委員の皆様や、いろいろな事業者を実施していただいている事業もございますので、引き続ききちんと介護予防につきましては、区の職員、そして民間の事業者のお力、区民の皆様のお力を借りながら、さらに拡大に努めていきたいと思っております。

○阿部健康推進部長 私からは、「しながわ出会いの湯」についてお答え申し上げます。

本事業は、介護予防プログラムと入浴サービスを一体的に行うことで、高齢者の介護予防だけではな

く、健康と生きがいをづくりを図ることを目的とした事業でございます。

実施日数を増やすことにつきましては、現在の事業のスキームが、本来の浴場の開場時間より1時間前倒しで開けていただくというところもありまして、公衆浴場組合や委託先の都合をいろいろ勘案しなければいけませんので、急に実施日を増やすということについてはなかなか困難であると考えておりますけれども、実は新型コロナ禍で、定数をかなり制限していたところがございますので、今は定数を徐々に増やすことで、実績がまた以前のように戻りつつあるところでございます。

また、この趣旨としましては、健康体操にご参加いただいた後に入浴を楽しんでいただくということで、より高い効果を期待するものがございますけれども、プログラムにつきましても、非常に人気の高いカラオケ等、新型コロナ禍で制限していたプログラムもございます。また、このような世の中になってまいりましたので、プログラムの充実につきましても、さらに進めてまいりたいと考えております。

○藤原委員 福祉部長、心配しないでください。企画部にどんどん人材を求めて大丈夫ですよ。だって、区長のあれです。100の政策の88番。あれは1%、毎年20億円ですものね。20億円出てくるのだから大丈夫です。時宜にかなった政策、高齢者政策、どんどん予算を取りましょう。全然問題ないと思います。今、一生懸命、企画部でやってくださっているのですから。そうですよね。

これは最後に時間があつたら聞きますが、新副区長、私だけではなくて、いろいろな方のいろいろな質問、答弁を聞いて、品川区、23区は、本当に細かく区民の方と接しているでしょう。施策しているでしょう。今まで東京都にいらっしゃって、まずどういう感想を持ったか教えてください。そして、なぜ品川区に来てくれたか教えてください。そして、もう東京都の心ではないですよね。品川区の心で仕事をしてくれているのですよね。それでいいのですよね。それも伺いたいので、まず3点、お伺いします。それと、もう一つごめんなさい。財政調整については、今まで財政調整の払うほうだった方が、今度、財政調整を取るという、その辺についてもご答弁ください。

○新井副区長 ご指名いただきましたので、何か話したくて、うずうずしていたところでありつつ、何も用意していないので、自分の言葉でしゃべろうと思っています。

まず、就任させていただいて以降、連日、決算特別委員会の質疑にこうやって立ち合わせていただいて、それこそ鳥の目、虫の目、魚の目という言い方がありますけれども、本当に俯瞰的な大きな目線の事項から、本当に地域の具体的な話まで、いろいろなお話を聞かせていただいて、これをどうやってこれからの施策に活かしていくべきかというので、今、わくわくしているところでございます。

加えて、週末、いろいろなお祭りやイベントなど、地域の行事に行かせていただいて、それぞれ物すごく、品川区の地域を愛して、思いを持った方がたくさんいるのです。そういった方たちと話をさせていただいて、私自身、今この立場にいさせていただいて本当によかったと強く思っているところでございます。

その上でなのですけれども、財政調整も含めてですけれども、私自身、9月22日にまさに区民の代表である区議会の皆様からご同意いただいて今この場にいるわけですから、言うまでもなく、品川区政のため、あるいは区民のために汗をかいていきたいと強く思っているところでございます。

正直、いろいろまちを歩いていると、これまで副区長というのは、あまり外から来た人が過去いないわけですよね。それで、興味を持って、いろいろ私に話しかけてくださって、すごくありがたいと思いつつ、中には、何というんですか、あまり変な意味ではなくてですけれども、都庁から腰かけで来たのかとか、あるいは、人事異動で来たのでしょうかみたいな感じで言われることもあつたりはします。それはそれで、前例がない話ですから致し方ないかとは思っていますし、仕事の成果できちんと理解してい

ただければと思っています。

ただ、いずれにしても私自身、思いを持って都庁を辞めてここに来たところであります。9月22日に都庁でも、ありがたいことに私の退職のプレス発表までしてくれましたけれども、私自身、人生の1つの転機だと思って、品川区で汗をかきたいと思ってここにいるところであります。やはりその経過としては、ご挨拶のときにもお話しさせていただきましたけれども、私自身、品川区民でありまして、地域で町会の活動に参加して、それこそ焼きそばを焼いたり、あるいは神輿を担いだりといった中で、やはり品川区のまちがすごく好きなのです。なので、そういう思いを皆さんと共有しながら、区政を前に進めていきたいと思っています。

いずれにしても、行動のメルクマールとしては、区民の幸せにとって何が大事かだと思っていますので、先ほどの財政調整の話もそうですが、やはり、それこそ都政であれ国政であれ、何であれだと思えますけれども、協力すべきところは協力する。しかし、やはり対峙していくところはきちんと対峙していく。それこそ、協力するのは別に都政でなくても、地域の皆さんであれ企業であれ、みんなそうだと思うのです。いずれにしても、よりよい品川区をつくっていくということが大事だと思っていますので、そういう熱い思いを持って仕事に邁進していきたいと思っていますので、どうかお力を頂きたく、よろしくお願いいたします。

財政調整も先ほど申し上げたとおりで、財政調整に関しては、正直、私自身、立場が両方あるとは思っていないのです。というのは、もちろん、もう都庁に私は席がないわけですから。もう、辞めてここにいるわけですから。であるからこそ、言うまでもなく、区政の立場で、区民の立場で、きちんと向き合っていきたいと考えているところでございます。それは、財政調整に限らず、あらゆる施策に対して、そうしていきたいと思っていますところでございます。

○藤原委員 何か、私の質問だったのですがけれども、就任の挨拶みたいに。いや、すばらしいですね。本当に期待しております。本当に私もわくわくします。

それで、新副区長、東京都を退職なさるときに小池都知事には挨拶に行かれたのですか。そして、都知事に何かお言葉を頂いたら、私にではなくて、どういう言葉を頂いたか。

あと、そのノウハウ。東京都の企画というか中心にいた方ですから、いろいろなやり方が分かると思うのです。だから、その辺をぜひ品川区のために使っていただきたいと思うのですけれども、その2点だけもう一回、答弁いただけますか。

○新井副区長 まず、都庁を辞めるときに小池知事から何か言葉をもらったかという話は、2人で会った場なので、具体はあれですけれども、温かく送り出していただき、正直、私のほうから品川区に行きたいと申し出て、知事に理解を頂いたという部分があるので、そこは本当に感謝を申し上げたとともに、せんべつを、せんべつはお金ではないですよ。頂いたところであり、それはそれでありがたいことだと思っています。その上で、きちんとこれまで以上に品川区と連携してやっていきたいということで、具体の施策も幾つか、お話を頂いているところですので、それはそれでしっかりやっていきたいと思っています。

これまでのノウハウをという話なのですけれども、確かにこれまでの知見を活かして、いろいろ、わくわくすることを、ここ品川区から、まち全体に、あるいは社会全体に発信していきたいという思いを持っていて、チームでいろいろなことをやっていきたいと思っていますところであります。

ただ、一方で、私ももう都庁に席がない立場でもありますし、別に都庁の人間だから云々というのは本質的ではないと思っています。なので、これまで何をやってきたかということは正直本質ではなく

て、これからこのチームで何を成し遂げていくか、あるいは議会の皆さんと共にどうやって品川のまちをつくっていくか。そちらが大事だと思っておりますので、品川区の人間として、しっかり汗をかいていきたいと考えているところでございます。

決意表明で失礼いたしました。

○藤原委員 心から期待しています、副区長。

最後に事務事業評価に行きます。区長の100の政策の中の87、88が私は好きなのです。87、88の一つは、区長の退職金を2割カットし、区長の給与を2割カットする。そういう区民とのお約束。もう守っていただけました。まさに身を切る改革を、区長自ら。今まで私が当選しているときの区長がやられなかったことを、区長がしてくださって、私をはじめ私の会派は本当に敬意を表します。ありがとうございます。

そして、事務事業評価。だからやるのです。やれるのです。だって区長は、1%、20億円と書いていらしゃいます。担当部長、いつまでに20億円にするのですか。そして、10年ですよ。10年ぐらいやっていなかったのに、何か急にやるという話になって。それは、区長がやると決めたからだと思うのですけれども。もう、今までたまったものをシャッフルして、今、時宜にかなった政策、施策。福祉に関しても、今やらなくてはならない、そこに充てていかないといけないとは思っているのです。どういう流れで今やっているのか。そして、限りなく20億円に近づけますという答弁を頂きたいと思っているのですけれども、いかがでしょうか。

○久保田企画部長 まず事務事業評価のことでございますけれども、私どもは、久しぶりというか10年ぶりに事務事業評価を始めたということでございます。区長の公約にあるのは当然のことですけれども、あとは新公会計制度等で、新たな手法で取り組むということで、今回、事務事業評価を始めたというものでございます。

いつまでにということでございますけれども、現在、令和4年度の事務事業の評価を行ってございますので、今年度中にはきちんと評価を行いまして、その結果を議会に報告し、区民にも公開していきたいと考えてございます。

そして、財源の確保につきましても、1%、20億円ということを区長も公約で掲げておりますので、我々もそれにできるだけ近づく形で、20億円、財源を確保するような形で、また、そうした財源を捻出したものにつきましては、新たに品川区がこれから取り組む事業に積極的に活用していきたいと考えているところでございます。

○藤原委員 福祉部長、今、答弁を聞きましたよね。大丈夫ですから、予算をばんばん福祉に充ててください。大丈夫ですから、きちんとやってくれるのですから、どんどんリクエストしてください。よろしく願いいたします。

あと、監査委員事務局長、監査委員は、この事務事業評価には関わらないわけですよ。そこだけ1点教えてください。

○高山監査委員事務局長 事務事業評価につきましては、首長自らが実施するPDCAサイクルの中で行われるものです。その一方で、監査委員の皆様に関わっていただきます監査制度につきましては、予算が適正に執行されているか、目的に沿って執行されているかといった点を中心に、その正当性などを監査委員の皆様に見ていただくものですので、若干、性質が似通う部分もございますが、独立した機関として、しっかり区長部局、執行機関の動きを監査していただくよう、事務局としても支えてまいります。

○藤原委員 区長、事務事業評価は、最後の英断は区長だと私は思っております。ぜひ目標を達成するために英断を下していただきたいと思います。最後にその辺の答弁を頂けますか。

○森澤区長 ありがとうございます。事務事業評価、品川区では10年ぶりということで、今、行政評価シートが出てきておりますけれども、やはり客観的ないろいろな指標を持って、そして自分たちで振り返ることで自律的に見直しをしていく。そういったことが必要ではないかと思っております。そして、政策を時流に合わせて、そして区民のニーズに合わせてアップデートしていく。そういったことをしっかりと行っていきたいと思っております。

そしてまた、先ほど来ご指摘いただいておりますけれども、選挙でも掲げさせていただきました。しっかりと、1%、20億円ということを実現すべく、区の職員、皆さんと共に一緒に取り組んでいきたいと思っております。

○塚本委員長 以上で、藤原正則委員の質疑を終わります。

次に、松本ときひろ委員。

○松本委員 品川区議会日本維新の会を代表して、総括質疑を行います。

品川区のいじめ対策について伺います。先ほど安藤委員からも、令和2年度に行われたいじめについて質疑が行われました。私からもこの点について質疑を行わせていただきたいと思いますのですけれども、やはり、今後こうしたいじめを防いでいくためには、今回起こった事案に対してしっかりと原因分析を行い、それに基づいて対策を立てていくことが重要だと考えています。いじめの問題が起こってしまうと、教育委員会の対策というのは、総花的といいますか、全部やっていきます、研修をやっていきますという対策になりがちですが、本件と同じ事案が生じたときに、二度と同じようなことが起こらない。例えば今回は、いじめの認知自体は適切に行われたと評価されています。でも一方で、重大事態の認定およびその後の対応がやはり不十分であったと考えないといけないと思っております。その観点から、今後どうしたら、同じ事案が起こったときに、二度と同じ対応をしない、対応が起こらない、もっと言えば今回の事案というのは、最終的には令和2年10月に、被害に遭った生徒の方が区外に転校する、転出するという事になっているわけです。やはり対応としては失敗してしまったという事案ですので、二度とこういうことが起こらないように、どういう対策が取れるのか、そこを考えていきたいと思っております。

まず、先ほどの安藤委員の質疑がありましたので、重複は避けつつ、私からも聞いていきたいのですけれども、今回、区長が委嘱された品川区いじめ問題調査委員会の答申が出されている。こちらの答申に基づいて質疑を行っていただきたいのですけれども、ただ、この質疑を行うに当たって、答申に書かれていることが、実際は教育委員会の認識とは異なるということになってしまうと、議論がかみ合わなくなってしまいます。そこで、まず品川区いじめ問題調査委員会の答申で認定されている事実および評価について、教育委員会として真実ではないと考える点、または評価が不当である点と考える点があるのか伺います。また、本件はいじめ自体も問題ですが、繰り返しになりますが、答申によれば、認知のところだけではなくて、重大事態の認定のところ、つまるところ、教育委員会事務局の対応についてもかなり詳細に述べられているところです。本件、いじめ事案について適切な対応がなぜ取られなかったのか。先ほど教育委員会からの答弁もありましたが、区長部局として、この点、なぜこういう対応になってしまったのか、伺いたいと思っております。

○米田教育次長 まず最初のお尋ねに、私からお答え申し上げます。

調査委員会による報告書は、当時、教育委員会事務局で対応した職員もヒアリングを受け、それに基づき作成されたものでございます。内容や評価について、教育委員会として、調査委員会の報告書につ

いては真摯に受け止めさせていただいているところでございます。

○堀越総務部長 区長部局としての原因分析についてでございますが、調査委員会の報告書と同様の認識に立っておりまして、いじめ重大事態に対する理解として、国の重大事態ガイドラインの内容も含めまして、どのような事態がいじめ重大事態に該当するのか、それからどのように判断するのかという点の理解および仕組みが不足していたものと認識しております。また、本件いじめの重大性、本件いじめが被害生徒の心身に与える影響の重大性を十分に理解していなかったという点も挙げられると思います。

それに加えまして、区長への報告が遅れたということもでございます。これは、いじめ重大事態における区長への報告の意義を理解していなかったと、残念ながら認めざるを得ないと考えているところでございまして、これらのことから、調査委員会の報告書にあるとおり、学校および教育委員会事務局において、いじめは断固として許さないとの信念の下、いじめに向き合い解決するという姿勢、学校・教育委員会相互の緊密な連携が不足していたということが原因であったと、大変残念ではございますが、そのように分析しているところでございます。

○松本委員 ご答弁のとおりかと思うのですが、より具体的に伺っていきたいと思っております。

今回は、品川区いじめ問題調査委員会の答申と、品川区いじめ対策委員会の答申の2つが出ていて、品川区いじめ問題調査委員会の答申では、教育委員会が諮問したほうの品川区いじめ対策委員会の答申について、こちらも問題が指摘されているところです。2つ答申がありますので、品川区いじめ対策委員会の答申については対策委員会答申、品川区いじめ問題調査委員会の答申については調査委員会答申と述べながら質疑を行いたいと思います。

さて、調査委員会答申が指摘する対策委員会答申の問題のうち、いじめ重大事態としての認知・対応の遅れの原因検証が行われていないとの評価は、第三者委員会としては、やはり致命的ではないかと思えます。また、対策委員会答申は、教育委員会の対応の検証を行ったと述べているのに、そもそも教育委員会事務局担当者へのヒアリングは行われた形跡もないと批判されています。仮に、区長から品川区いじめ問題調査委員会に諮問がなされなければ、こうした教育委員会が抱える問題は軽視されたままだったのではないかと思います。

そこで、なぜ教育委員会が諮問した品川区いじめ対策委員会では、重大事態としての認知・対応の遅れの原因検証が行われなかったり、教育委員会事務局担当者へのヒアリングが行われなかったのでしょうか、伺います。また、今後の対策として、いじめ対策委員会の調査においては、諮問文を工夫し、教育委員会事務局担当者へのヒアリングを必須としていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○米田教育次長 品川区いじめ対策委員会では、事案に関する事実関係の解明、それから学校教育委員会の対応についての検証、また同種の事態の再発防止のために学校教育委員会が取るべき措置の3点を諮問いたしました。教育委員会事務局の担当者は、学校教育委員会がこれまで対応してきた内容について、対策委員会に資料提供等を行っていたため、改めてのヒアリングは実施されておりませんでした。今後につきまして、教育委員会事務局の担当者もヒアリングを受けるような形で、対策委員会に調査を行っていただくよう努めてまいりたいと考えてございます。

○松本委員 そちらを徹底していただければと思います。

今回の調査委員会答申の指摘は、端的に言えば、教育委員会が諮問したいじめ対策委員会が、これは言葉は強いかもしれませんが、教育委員会に甘い答申をしたと評価できると思います。その原因

はどこにあったのかと考えると、事務局といじめ対策委員、双方にあったのではないかと考えます。

まず事務局の問題ですけれども、いじめ対策委員会の庶務は、規則によれば、教育委員会事務局教育総合支援センターにおいて処理すると定められています。つまり、第三者委員会でありながら、事務局は教育委員会、しかも、いじめ対策を行う部署が担っているという規則になっています。一方で、区長が諮問した、いじめ問題調査委員会の庶務は、総務部総務課において処理すると定められています。この両者の事務局体制の違いが、対策委員会答申と調査委員会答申の内容に差をもたらしたのではないかと考えますが、教育委員会の見解を伺います。また、本件いじめ事案を担当した教育総合支援センターの係名と、品川区いじめ対策委員会の庶務を担当した係名をお答えください。同じ係だった場合は、双方の担当職員が同じだったのか、違ったのか、伺います。

○米田教育次長 まず調査委員会の答申についてですけれども、品川区いじめ対策委員会の調査内容の検証および調査結果の評価など、5項目について諮問を受け、調査を行ったものと認識しております。その諮問事項に対する答申の中で、対策委員会等へのご指摘も頂いたものと受け止めてございます。

また、本件いじめ事案を担当したのは、教育総合支援センターの指導主事でございます。品川区いじめ対策委員会の会議体の庶務は、相談支援担当および指導主事が担当いたしました。職員は複数で対応しており、同じ担当者も含まれているものでございます。

○松本委員 ここがやはり大きな問題の一つではないかと考えていて、今回、調査の対象として、教育委員会の担当についても、その対応が適切だったかということが問われている中で、一方で第三者委員会の事務局の中に、まさに調査の対象が含まれているというのは、これはやはり利害関係があると考えざるを得ないのではないかと思います。

こういった第三者委員会は難しいですけれども、その最終的な報告書を、では一体誰が起案するのか、書くのかというところで考えたところでも、今回の予算書などを拝見させていただくと、やはりなかなか委員の方たちが自分で調査報告書を書けるような報酬体系になっているかといったら、そういうふうにはなっていないと考えます。これはまた別途、提案させていただきたいと思いますが、本件では少なくとも、中立性の観点から、品川区いじめ対策委員会規則を改正し、品川区いじめ対策委員会の庶務を教育総合支援センターから教育委員会庶務課や指導課に移すべきではないかと考えますが、見解を伺います。

次に、いじめ対策委員についてですが、今回のような答申が出されたことについて、やはり対策委員にも一定の責任はあるのではないかと考えます。今後、果たして現在の委員に適切な調査が行えるのかは、疑問があるところです。品川区いじめ対策委員会委員の改任について、教育委員会の見解を伺います。仮に改任しないということならば、教育委員会としてどのような対策を講じるつもりか、見解を伺います。

例えば今後の話になりますけれども、いじめ対策委員には弁護士も想定されています。弁護士といっても専門は様々です。いじめ関係に詳しい弁護士を選出しなければ、適切な調査が行われたい可能性があります。弁護士会が第三者委員会委員の推薦を行っていますが、当区においては推薦の依頼を行っているのでしょうか。行っていないとするならば、今後は推薦依頼を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

○米田教育次長 いじめ対策委員会に今回調査を行っていただいたわけですけれども、役割の一つには、いじめの防止等のための対策の推進についての審議がございまして、こちらも含めると、現行どおり教育総合支援センターが所管することが適していると現時点では考えてございますが、より一層の

中立性を担保する観点から、必要に応じて見直しも図ってまいります。

また、いじめ対策委員会の委員についてですけれども、任期は2年となっております。これまでも定期的にそれぞれの専門的見地からきちんとご助言を数多く頂いております。今回の事案のみをもって改任することは適切ではないと考えてございます。今後につきましては、調査委員会答申の内容を十分受け止めまして、これは委員も、既にお伝えしておりますので受け止めておと思いますが、教育委員会事務局といたしましては、対策委員会と調査内容等の調整を行う際に、ヒアリングの対象やスケジュール等々、各事案に合った調査方法・調査内容について丁寧に打合せを行ってまいります。

また、今後、委員に欠員が生じた際などの推薦の依頼について、弁護士会等ということでのご提案を頂きましたけれども、様々な手法を凝らすことが必要と考えてございますので、それも1つの案として検討させていただければと思います。また、今年度より、こども家庭庁も、いじめに関する調査委員の選出の相談に乗るような仕組みもつくってございますので、そちらも含めまして、有効に活用してまいりたいと考えてございます。

○松本委員 事務局というか庶務のところは、やはり調査対象自体が事務局を務めるというのは、なかなか第三者委員会としては問題があると考えますので、ぜひとも改正を要望したいと思います。

次に、調査委員会答申は、遅くとも被害者が教室で意識を失い、倒れ、緊急搬送された令和2年6月5日に重大事態が発生したと認定しています。しかし実際には、先ほどの安藤委員の質疑でも出てきておりましたけれども、約2年、認定されなかったという事実がある。本件では、法律で定められた区長への報告も、決裁手続の失念により行われなかったと指摘されています。本件のような重大事態認定の遅れが発生した場合、関係者を処分する事例もあります。対応が遅れた結果、責任者が退任・退職してしまった事案では、給料・報酬の自主返納を求める事例もあります。この点について、調査委員会答申では、「学校・教育委員会事務局担当者個人についても、本事案への対応について各種問題点が認められ」と述べられています。伺います。本件について、東京都教育委員会への処分の内申や、品川区教育委員会としての処分の状況、また前教育長と給料・退職手当の自主返納について協議したのか、伺います。

調査委員会答申では、幾つかの点において、学校側の供述と教育委員会側の供述が食い違っており、物的証拠もないため事実認定ができない場面が生じています。それが原因分析の1つの障害になっているとも考えられます。そこでお伺いしますが、いじめに関する報告は、学校から教育委員会にどのような手段で行われていたのでしょうか。今後は、今回問題になっているような、重大事態に当たるかどうかの相談も含めて、メール等、証拠が残るような手段によって行われるべきと考えますが、見解を伺います。

○米田教育次長 まず最初のほうは、処分や報酬の返納協議についてでございますが、こちらについて特段行っているものではございませんが、ご指摘がありましたように、適切な対処ができなかったということにつきましては、教育委員会事務局といたしましても大変重く受け止め、再発防止に全力で取り組んでまいりたい。このように考えてございます。

それから、いじめに関する報告なのですけれども、学校は毎月、定時および、また状況によってはその都度、いじめ実態調査報告書の書類にいじめの事実や対応を記録し、教育委員会に提出しております。また、事案が複雑化しているケースについては、学校が独自に作成している記録も併せて提出しております。それらの記録を補完する意味合いも含め、メールの活用も、現在も行っておりますが、引き続き行ってまいりたいと考えてございます。

○松本委員 処分の点ですが、再発防止に努めるというご発言でしたが、処分はしないということでよろしいのか、改めて伺います。

また、その連絡手段でメールも活用していただくことも検討していただくということで、お願いしたいのですけれども、加えて、例えば学校側が重大事態に該当しているという可能性がある場合には、例えば今、チェックリストのような、チェック項目をつけるような連絡体制があるのか。なければ、そうしたおそれがある、可能性がある段階でも、学校側から教育委員会に対して、「こういう可能性が、該当するおそれがあるんですよ」というふうなチェックリストをチェックして、連絡していただく、相談していただくという体制を要望いたしますが、いかがでしょうか。

さて、調査委員会答申を読んでも、教育委員会事務局の対応については出てきますが、肝腎の教育委員については、ほとんど言及がありません。仮に、いじめ事案の報告がなされていたが、重大事態を看過したということならば、教育委員についても構成を再検討する必要が出てくるのではないかと思います。

本件では、令和2年時点で被害者が倒れて、救急車で運ばれたり、適応障害の診断を受けている。この時点で、少なくとも重大事態ではないかと考えるのが、携わる人間としては通常ではないかと思うのですけれども、こうした事実は教育委員会の教育委員にはいつの時点で報告されたのか、伺います。また、重大事態認定が判断過誤によって行われたい事態を防ぐためには、誰が認定権限を持っているのかははっきりさせておく必要があります。重大事態認定について認定を行う責任権限は誰にあるのか、伺います。仮に学校が重大事態の認定を行わなかった場合、教育委員会において認定を行う権限はあるのか、あるとしたら教育委員会の誰が行うのか、伺います。また、款別審査でも議論になりましたが、重大事態の認定フローをどのように設定する方針なのか、伺います。この点、明確に現時点でご回答いただけないということだと、現状は認定フローが存在しないということになると思いますが、それでよいのかも確認いたします。

○米田教育次長 処分や報酬の返納協議については行っておりません。今後も特段、その辺りについては行う予定はございません。東京都には、いじめの重大事態の発生等々で適宜報告はしております。そういった報告等を通じ、連絡を密にし、また体制としても、先ほども申し上げましたが、重く受け止めた上で、再発防止に事務局といたしましても全力で取り組んでまいりたいと考えてございます。

それから調査報告書については、例えばいじめの重大事態に相当するかどうかを判断できるようなチェック項目というのですか、微細にいろいろチェックをつけていただく欄がありますので、そういったものを活用して今やっておるところではございますけれども、こちらの書式につきましても、より一層充実を図っていければと考えてございますので、今も取り組んでいるものであるということをご認識いただければと思います。

それから、教育委員への報告に関してでございますが、こちら重大事態の認定が遅れました関係で、重大事態の認定に関する令和4年5月24日の教育委員会で報告をさせていただいておりますので、教育委員が早い段階で知っていたということは、こちらの手続の関係もございまして、特にございませぬ。

それから、いじめの重大事態の認定についてですけれども、いじめ防止対策推進法第28条にあり、学校の設置者またはその設置する学校が対処することになっており、教育委員会または学校が認定するものでございます。いじめの重大事態に至る前までに、教育委員会と学校が連携して、いじめの対応を現在も行っております。法に照らして重大事態と考えられる際には、学校に対して重大事態の発生報告を行うよう指示も行っております。そういったところでコミュニケーションを取りながら、重大

事態の認定を図っているものでございます。

それから認定のフローに関してですが、法に基づき、いじめにより児童・生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、あるいはいじめにより児童・生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、認定を行うものでございます。現在、国のガイドラインや他自治体が作成した方針も参考にしながら、区のいじめ防止対策推進方針の中における重大事態への対処についての記述の充実や、認定フローについても盛り込んでいくよう作業を進めているところでございます。こちらは近日中に完成させられればと考えているものでございます。

○松本委員 認定フローですけれども、今後という話ですので、では現状が明確に整備されていないのかと思ひまして、今、現状も、やはりいじめ自体は偶発的に散発的に発生することがありますので、そこは早急に定めていただきたいと思ひます。

そして、認定フローと同時に、やはり重大事態の認定ができるかどうかというのが大事になってくると思うのですが、先ほど法文を読み上げていただきました。「重大な被害」という文言になっていて、これはなかなか解釈の可能性がある記述だと思います。例えば今回だったら、PTSDと診断された時点を基準にしてしまうと、その前の、複数回、緊急搬送されたというところは重大事態として認定されないというふうになってしまいます。より具体的な事例を挙げながら、重大事態はこういう事態だと事例を示しながら基準をつくっていただきたいと思ひますが、この点について伺うとともに、現状、今どのように基準を設けていらっしゃるのか、伺いたいと思ひます。

続けてですけれども、再発防止については今の基準ももちろん大事ですけれども、研修体制が重要でございます。これまでも、いじめについては、研修は行われていたはずですが、でも今回認定できなかったということで、これまでの研修と今回行われている研修の違いがどこにあるのか。また、款別審査でもそうでしたけれども、学校に対しては研修は行っているけれども、教育委員会および教育委員会事務局については、まだ研修を行っていないということです。外部講師を使った、教育委員会および教育委員会事務局に対する研修も行っていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。それに加えて、今回の答申では、効果検証・効果測定についても述べられています。これまでの答弁を伺うと、研修は行ったけれども、ではどうやって効果検証をするのかということでは答弁がありません。例えばテストを行うのか。テストを行うのであれば、これを区議会に公開していただきたいと思ひますが、見解を伺います。

○米田教育次長 まず、現在の重大事態の認定の状況でございますけれども、この辺が各自治体とも非常に悩ましい部分というのは、ご案内のとおりかと思ひます。それにのっとり、基本的に国のガイドライン等もございまして、国のガイドラインに沿って、重々協議の上、判断しているところでございますが、他自治体の事例等も含めた判断、あるいは法律家等への相談も含めた判断を現在は行っているところでございます。

先ほども申し上げましたが、改定作業を進めている区の基本方針の中にも、できる限り判断基準となる例示を行い、認定フローとともに、学校教育委員会が適切に判断できるようにしてまいればと考えているところでございます。

それから、再発防止策の研修でございますが、教育委員会ではこれまでも、若手教員育成研修や生活指導主任会などの教員研修を通じまして、いじめの定義や重大事態の定義、学校における組織的な対応について説明をしてまいりましたが、今年度は管理職も含め、対策委員会および調査委員会の調査結果を周知するとともに、本区におけるいじめの認知率の低さ、法に基づいたいじめの認知について、理解

を深めているところでございます。学校いじめ対策委員会の定期開催も含め、組織として対応に当たることにより一層の徹底、また法令上のいじめ・重大事態の具体の事例検討等が足りなかったと考え、今年度の研修に反映しているものでございます。

また、教育委員会事務局向けの研修ということですが、9月6日に実施した全ての教員対象の研修には、教育長をはじめ、教育次長、教育総合支援センターの管理職、指導主事、HEARTSなども参加し、研修を受講してございます。一例ではありますが、教員と同じように、いじめについての理解を深めさせていただいたところでございます。今後も幅広く、事務局も取り組んでまいればと考えているものでございます。

また、効果測定でございますが、今挙げました9月6日の研修後には、教員向けのアンケートを行いました。「講演を通していじめの定義について理解することができた」、肯定的な回答が99%を超えたり、「いじめの防止等の対策を進めていく上で参考となる内容だった」、肯定的回答が98%。その他自由意見の中でも、「いじめの定義について分かりやすく2つの要素にまとめて教えていただくことができたので、年3回のいじめ防止授業の際に、いじめの定義を児童にも伝え、日頃の行動を振り返ることができるようにしたい」、「いじめの定義からすれば、いつどんなときも起こり得ることを、校内で再度確認していきたい」、あるいは「科学的な構造について自分なりに勉強していきたい」などの前向きなご意見等も頂いているところでございます。こういった形を踏まえた効果検証といいますが、今回は振り返りを行っているわけでございますが、今後、いじめの認知件数、認知率などの具体的な数値の公表や、また次年度に向けていじめ予防プログラムの実施などの検討も進めてまいりますので、その内容と併せて効果検証等についても、議会の場でもご説明ができればと考えているものでございます。

○松本委員 効果検証については、アンケートということなのですが、アンケートはやはり主観になってしまうと思うのです。分かっていると思っても、実際には分かっていなかった、認定できなかったという可能性もあります。テストのような形で、こういう事案の場合はどうですかというふうに検証していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

あと、防犯カメラを、今回昇降口に、まだ恐らく全部の学校に設置できていないと思いますが、これは来年度の予算でしっかり予算要望を出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、教育委員会だけではなく区長部局にもしっかりと対応を求めていきたいと思いますが、答弁を求めます。

○米田教育次長 まず研修の手法ですけれども、今回はこういう形で研修を行っておりますが、ご提案いただいた内容も含めて、研修の方法というのは様々だろうと思っております。今ご提案いただいた内容も含め、次なる研修に向けてはどのような形が適切であるかというのを、事務局内、あるいは校長等とも連携した上で、また開催できればと考えているところでございます。

それから、区立学校の屋内には、31校に86台の防犯カメラを設置しており、その多くは昇降口、廊下等についていると認識しております。いじめに関していえば、個々の事案等を勘案しまして、必要に応じて設置等の対応を行っていければと考えているものでございます。

○堀越総務部長 区長部局における全体的な考え方、あと再発防止策について、先ほどまでと一部重なる部分がございますが、お話をさせていただきます。

今回、補正予算でご審議いただいていますように、1月からいじめ問題に対応する部署を区長部局に設置し、対応に当たってまいります。その中で、いろいろ広く相談を受けるということ。それから、今ご質疑の中でありました、いじめの認知や重大事態の判断、それから児童・生徒などへの対応について、

学校・教育委員会と連携する一方で、弁護士であるいじめ専門相談員を活用しながら、区長部局として、第三者的視点、中立性や公平性も活かしながら、教育委員会や学校へ助言すること、対応を促すことにより、解決に向けた取組を行ってまいります。

これも先ほどの答弁と一部重なりますけれども、これらの考え方につきましては、調査委員会の報告書の提言を踏まえていること。それから、いじめ防止対策推進法においては、首長部局と教育委員会が総合的かつ効果的に措置を講じて推進することを目的としております。これが法の趣旨でございます。その法の趣旨を踏まえたということ。加えて、こども家庭庁が、学校の外からのアプローチによるいじめ防止対策に取り組むことを勧めている。これらを踏まえているものでございまして、これらの考え方により、区として総合的に効果的にしっかりと教育委員会と連携して対応してまいりたいと、このように考えてございます。

○塚本委員長 以上で、松本ときひろ委員の質疑を終わります。

これをもって、総括質疑を終了いたします。

以上で、令和4年度品川区各会計歳入歳出決算についての質疑は全て終了いたしました。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後4時30分休憩

○午後4時40分再開

○塚本委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、令和4年度品川区各会計歳入歳出決算の認定に当たりまして、各会派の賛否の意見表明をお願いいたします。

委員長より、順次ご指名申し上げます。

品川区議会自民党・無所属の会、西村直子委員。

○西村委員 品川区議会自民党・無所属の会は、令和4年度品川区一般会計、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、災害復旧特別会計、全ての歳入歳出決算を認定いたします。

令和4年度の一般会計は、実質単年度収支62億円余と健全財政を維持していることを評価いたします。

また、本決算特別委員会において、我が会派の委員より、区民の皆様や各種団体などから頂きました声をまとめた上、令和5年度の品川区予算事務事業に反映され、実現されることを期待し、意見、要望、政策提言をいたしました。委員会質疑では熱意あるやり取りがあり、我々品川区議会自民党・無所属の会としても新体制となり、本気で挑ませていただきました。物価上昇への対応と地域経済の回復と支援を含め、より一層の区民生活の向上、区民の幸せを意識した行政と議会の連携に向けて、お約束いたします。

以上、品川区議会自民党・無所属の会の意見表明といたします。

○塚本委員長 次に、品川区議会公明党、若林ひろき委員。

○若林委員 品川区議会公明党の意見表明を行います。

令和4年度品川区一般会計は、歳入総額1,959億円余で執行率93.1%、実質収支は62億円余の黒字、財政健全化判断比率も良好と認められました。また、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計の決算状況も適正と判断し、執行のなかった災害復旧特別会計を含め、各

会計歳入歳出決算を認定いたします。

新型コロナウイルス感染症が6・7・8波と続き、加えて物価高騰による影響が色濃く出たこの年は、地方創生臨時交付金などを活用し、5回の補正予算を組み、区民等の生活や経済活動を支え守る1年でありました。子育てや低所得世帯への特別給付、福祉施設の感染防止や経済的支援、プレミアム付区内共通商品券、キャッシュレスポイント還元事業の実施、中小企業への融資あっせんの拡充、また出生数が統計開始以降、最少の80万人を下回る見込みとなったことなどから、出産・子育て応援ギフト事業などが実施されました。

また、当初予算では、会派の要望も含め、コロナ拡大防止対策、アイルしながわやエコル戸越の開設、認知症施策の拡充、区と都の合同防災訓練、コミュニティバスの試行運行開始、発達障害教育支援員の配置、また3歳児視力検査フォトスクリーナー、子宮頸がん・HPVワクチンの個別勧奨再開に伴うキャッチアップ事業、ネウボラネットワーク拡充、デジタル波対応指針防災ラジオ、住宅確保要配慮者入居促進事業の本格実施、手話の理解・促進など障害児者支援、行政手続オンライン化などの施策が着実に実施されました。区におかれましては、コロナ対策の検証と、医療機関などとの関係性の一層の深化を図り、新たな感染症への備えを行っていただきたいと思っております。

本決算特別委員会を通じ、会派からの意見・要望を真摯に受け止められ、今後の区政運営および来年度予算に反映されるよう求め、意見表明といたします。

○塚本委員長 次に、しながわ未来（無所属・立憲・ネット）、松永よしひろ副委員長。

○松永副委員長 しながわ未来は、令和4年度品川区一般会計をはじめ、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、災害復旧特別会計の各歳入歳出決算を認定いたします。

令和4年度の一般会計は、歳入総額約1,959億円、歳出総額約1,893億円、執行率が93.1%となり、普通会計の実質収支も約62億円を超える黒字となっており、財政健全化判断比率においても適正であり、健全財政を維持していることを確認しました。

令和4年度も、新型コロナウイルス感染症が蔓延する、感染者数の急増や、ロシアによるウクライナ侵攻に伴い、エネルギー価格の高騰や円安等による物価高騰など、区民生活と区内経済活動に大きく影響を与えました。その中で品川区は、保健所機能の強化、新型コロナウイルス感染症拡大防止、重症化予防を進めるとともに、商店街支援強化や、中小企業への融資あっせんの拡大、アフターコロナへの地域活動再開に向けた町会・自治会への支援強化、高齢者・障害者への生活安定に向けた支援拡大等取組を進め、区民生活と地域経済の安定に向け、取り組んでこられました。今後も区民生活の福祉向上に向け、施策を確実に実行していただくよう求めます。

併せて、AIやIoTなどの最先端技術の活用や利便性、効率性向上につながるデジタル化のさらなる推進、子育て支援の充実、学校教育の充実、福祉の充実、地域経済活性化施策の推進、防災対策の強化、環境対策の推進、庁舎建て替え、羽田新ルート問題、オリンピック・パラリンピックレガシーの活用、多様性の推進など、各課題への積極的な取組を着実に進めるとともに、本決算特別委員会での我が会派の指摘・提案を今後の施策に反映していただくよう求めます。

また、現代社会においては変化のスピードが速く、多様なニーズがあり、迅速かつ柔軟な対応・対策が必要です。こうした視点を持って取り組んでいただきますよう、お願い申し上げます。

以上で、しながわ未来の意見表明といたします。

○塚本委員長 次に、日本共産党品川区議団、鈴木ひろ子委員。

○鈴木委員 日本共産党品川区議団を代表して意見表明を行います。

令和4年度一般会計、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計の各歳入歳出決算の認定に反対、災害復旧特別会計は予算執行がなかったため、賛成します。

自民・公明政治の失政によって、30年にわたる経済の停滞と衰退を招き、先進国で唯一、賃金が上がらない国、実質賃金がピーク時より平均64万円も減少する事態となりました。そこに襲いかかった異常な物価高騰が、より国民生活に深刻な打撃となっています。しかし、岸田政権の経済対策は物価高騰に無策。消費税減税に背を向け、大企業支援が中心です。さらに、中小業者やフリーランスなどを苦境に追い込むインボイス制度を強行。怒りが渦巻いています。こんなときこそ地方自治体は、国の悪政への防波堤となり、区民生活を支える支援策を打ち出すべきです。ところが区は、コロナ禍と物価高で多くの区民が苦境にある中、国の支援策が次々と終了すると同時に打ち切り、今回の決算で品川区の財政は約63億円の黒字。今年も基金に49億円余を積み増し、基金総額は980億円余に上ります。豊かな財政は、区民の暮らしの支援にこそ活用すべきです。

以下、意見と要望を具体的に述べます。

23区トップで進める再開発は、巨額の税金をつぎ込み、住み続けたいと願う多くの区民を追い出すもの。区は定住者数を把握しながら、不都合な数字は隠蔽して公表しない。税金の使い方の検証のためにも公表すべきです。庁舎跡は、中央公園と一体の開発として検討されているPFIの導入やアリーナ建設に反対です。中央公園の緑は区民の貴重な財産。今のまま残すべきです。庁舎は、現庁舎敷地も一体に中低層とし、情報公開と区民参加で進めること。区民の切実な特別養護老人ホームや老健施設、障害者施設など福祉施設の建設とすべきです。

羽田新ルートは、国土交通省に求めてきた固定化回避は、品川区上空を飛ばないことを求めたものではないと、区が明言。区民を欺いてきたことが明らかになりました。これ以上、区民を欺くことをやめ、反対の立場を表明することを求めます。

リニア新幹線は、マシンの故障で1年以上止まったまま、調査掘進が5月に再開。しかし7月に、再びマシンの故障でストップ。昨年3月終了予定が大幅に狂い、見通しが立たない状況。区は、JR東海に対して説明会開催を求め、区民への説明責任を果たさせるべきです。そして、トラブル続き、問題だらけのリニア新幹線は、本掘進に入る前の今こそ、中止の決断を求めています。

気候危機は、今できる限りの対策を取らないと手後れになります。年度ごとのCO₂削減目標とその具体化を明確に示し、PDCAサイクルでの検証を求めます。省エネ・再エネ拡大へ、住宅断熱化と太陽光発電設置への助成拡大を求めます。

防災対策は、被害を出さない予防対策を中心に、耐震不燃化助成や感震ブレーカーの設置助成の全域拡大と、家具転倒防止器具助成の拡充を求めます。

中小業者支援として、省エネルギー対策設備更新助成金の継続、固定化補助の支援を行うよう求めます。区が発注している公共事業や委託先の最前線で働く労働者の適正な賃金確保へ、労働者へのアンケートを実施し、早期の公契約条例の制定を求めます。

ジェンダー平等推進条例の策定に当たっては、リプロダクティブヘルス/ライツの捉え方に、女性の自己決定権の保障を位置づけることを求めます。

障害者福祉は、グループホームやショートステイ、人工呼吸器利用者も含めた医療的ケア児者の通所施設などの増設、手話通訳者の障害者支援課の前日配置や同行援護の拡充など、障害者権利条約の趣旨に沿った充実を求めます。

後期高齢者医療は、令和4年10月から実施の2割負担を、元に戻すよう国に求めること。高過ぎる

国民健康保険料は、区の法定外繰入れを戻し、引下げこそすべきです。18歳まで無料化を求めます。

介護保険は、来年度からの第9期に向け、23区で品川区だけが地域に設置していない地域包括支援センターを、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーの3職種をそろえて設置すべき。18億円余と積み増しされた介護保険の基金は、第9期の保険料引下げに活用を求めます。介護労働者の待遇改善は待ったなし。国に処遇改善交付金の復活を求めるとともに、区として家賃助成制度などの支援策を求めます。

私立保育園や認証保育園の子どもの欠員に対する補助制度は20区が行っています。人材確保、保育士の待遇改善のためにも、区として補助制度創設を求めます。

コロナ対策は、検査キットの配布、後遺症について区としての調査、相談窓口の設置と、後遺症に苦しむ人に対して支援の仕組みをつくること。インフルエンザワクチンは、23区でも多くの区が行い、近隣区が全て行っている、高齢者の接種費用の無料化を行うよう求めます。

教育の問題では、以前、区立中学校でのいじめ・自殺があり、様々な対策がされたにもかかわらず、今回、いじめ重大事態に対するいじめ問題調査委員会からの調査報告では、学校関係者および区教育委員会に対して大変厳しい指摘がされました。この指摘を真摯に受け止め、教訓とすること。そして、二度とこのようなことを起こさないために、教職員へ報告書を配布し、各学校での議論の場を保障するなど、対応を求めます。

教員の過酷な労働実態は、多くの教員が労働基本法の残業時間上限45時間を超え、21名の病休、うち精神面が17名、欠員は19名にも上る深刻なもの。一刻の猶予もなく、改善が求められています。国に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の抜本改善、残業代不支給制度の廃止と、教員の増員、少人数学級を求めるとともに、区としてできる職員配置をさらに進めるよう求めます。学校図書館司書は直接雇用とし、週5日の配置を求めます。性教育は、命の安全教育が始まっても、相変わらず学習指導要領にのっとったもの。いまだ、避妊や中絶、性交についての科学的な知識は教えられていません。産婦人科医など外部講師の活用も含め、包括的性教育の実施を求めます。

以上で意見表明を終わります。

○塚本委員長 次に、品川改革連合、須貝行宏委員。

○須貝委員 令和4年度の一般会計、国民健康保険事業会計と後期高齢者医療・介護保険・災害復旧の特別会計の各決算を、品川改革連合は認定いたします。

暮らしや商売に活気が戻り、所得や収入が増えてきたものの、税金や社会保険料の負担増、戦争や異常な円安で光熱費や物価が高騰し、多くの国民は賃上げもできず、家計と企業経営は悪化しています。買い控えや節約で消費が減少。中小企業は値上げができず、人手不足と資金難で融資返済もできず、廃業や倒産が増えているので、区は支援に一層取り組んでいただきたい。介護士、保育士、幼稚園先生の賃上げと、労働環境を改善するとともに、子どもや被介護者を予約なしでいつでも預けられる施設の開設に取り組んでいただきたい。また、羽田新飛行ルートの変更を国に働き続けていただきたい。そして、高額所得者には社会保険料の負担増をお願いし、行き詰まる福祉を支えていただきたい。さらに、都が採用する若手教員や職員を区が独自に採用し、品川区に定着するように、生活費の負担減を図るため、借り上げ住宅や災害待機寮を提供するべきです。いじめ問題に対しては、区の信頼と教員・職員のプライドを守っていただきたい。先ほど藤原委員が提案した選挙管理委員の給与は、時給に換算すると10万円にもなり高額なので、他の自治体のように日当3万円の出会手当にするべきです。

最後に、ウクライナ侵攻や中東紛争など、多くの死傷者やエネルギーと食糧危機をもたらす戦いを人

類は止めるべきです。

以上、品川改革連合の意見表明を終わります。

○塚本委員長 次に、品川区議会日本維新の会、せらく真央委員。

○せらく委員 品川区議会日本維新の会は、令和4年度品川区一般会計、同国民健康保険事業会計、同後期高齢者医療特別会計、同介護保険特別会計、同災害復旧特別会計の各歳入歳出決算を認定いたします。

令和4年度は、新型コロナウイルスの影響下で、感染拡大防止やワクチン接種の推進に取り組む一方、デジタル化やテレワークの普及も進展したと感じています。地域づくりへの参加が高まり、防災や福祉への取組が一層重視されました。また、男女平等への意識が高まり、地域コミュニティの多様性や包括性にも取り組まれています。多くの課題に立ち向かいながら、地域社会の発展と区民の幸せを追求し続けていただきたいと思います。

本年度の形式収支は約65億円の黒字となりました。区民税収は前年度の4.9%増、経常収支比率は前年度と同率、23区と平均すると1.9ポイント下回っている状況であり、健全財政は維持されているものと認識しています。

今回の決算特別委員会では、長寿お祝い事業、防災ラジオ経費、広告料収入について指摘・提案を行いました。また、財政の硬直化を防ぐために、行財政改革、各事業見直しの検討を要望いたします。そして、町会・自治会、地域のつながり、男女共同参画社会の推進、不妊治療助成の拡充、幼児期からの命の安全教育、出産・育児応援ギフトの利便性向上、放置自転車対策強化、通学路の安全確保、公園の熱中症対策、教育現場の見守り体制について、様々な提案・要望をさせていただきました。

また、いじめ事案については、今、多くの区民、保護者の皆さんから注目されています。いじめの未然防止・早期発見が求められますが、起きてしまった事案に対しては、学校は毅然とした態度を取るべきです。保護者間の話の広がりや、思っているよりも早いものです。学校は、穏便な解決に向けた被害者・加害者などの当事者同士を守るだけでなく、周りの児童・生徒や保護者の方も安心できるように、加害者への指導、出席停止や別室登校をさせる決断をすることは、保護者や地域の方から学校に対しての信用に大きく影響すると思います。教育委員会は、重大事態の認定方法について早期に方針を決定するとともに、区長部局においては、いじめ相談体制の整備にとどまらず、いじめ解決に向けた積極的な取組の体制の構築を要望いたします。

今回の決算特別委員会において、弊会派の各委員の質疑の中で指摘・提案した点について検討され、次年度予算や今後の施策・事業に反映していただくよう要望するとともに、区が遂行する政策等については評価・検証・改善を徹底していただき、区民サービスの向上が図られることを求め、品川区議会日本維新の会の意見表明といたします。

○塚本委員長 以上で、各会派の意見表明を終わります。

これより採決に入ります。

初めに、令和4年度品川区災害復旧特別会計歳入歳出決算を採決いたします。

お諮りいたします。

本決算を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長 ご異議なしと認めます。

よって、令和4年度品川区災害復旧特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決定いたしました。

次に、令和4年度品川区一般会計歳入歳出決算、令和4年度品川区国民健康保険事業会計歳入歳出決算、令和4年度品川区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算および令和4年度品川区介護保険特別会計歳入歳出決算の4件を一括して起立により採決いたします。

本決算を認定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○塚本委員長 起立多数であります。

ご着席願います。

よって、令和4年度品川区一般会計歳入歳出決算、令和4年度品川区国民健康保険事業会計歳入歳出決算、令和4年度品川区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算および令和4年度品川区介護保険特別会計歳入歳出決算は、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○塚本委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

この際、区長より発言を求められておりますので、ご発言願います。

○森澤区長 ただいま、令和4年度の各会計の歳入歳出決算につきまして、委員会としてのご認定を賜りました。誠にありがとうございました。

延べ7日間にわたりまして、各委員の皆様から熱心なご審議とともに、多くのご意見、ご要望、ご提案を頂きました。頂いたご意見等につきましては既に事業に取り入れさせていただいているものもございますが、今後、現在、編成作業を進めております来年度予算編成において活かすべきもの、また今後の区政運営において活かすべきものなど、しっかりと検討の上、健全財政を維持しながら、施策のアップデート、スクラップ・アンド・ビルドを図ってまいります。

一方で、区民生活や区の行財政に大きな影響を与える物価高騰など、今後も続いていく可能性があります。さらに、災害や少子高齢化、デジタル化への対応など、時代とともに、行政に求められる役割も多様化しております。このような役割を的確に捉えながら、区民の幸せ、ウェルビーイングに向けて、不断の行財政改革をさらに進め、スピード感を持って重点政策を積極的に展開してまいりたいと思っております。そして、「誰もが生きがいを感じ、自分らしく暮らしていける品川」の実現に向けて、職員、チーム一丸となってチャレンジしてまいります。

引き続き、区議会の皆様方のご協力を頂きますよう、心よりお願いを申し上げます、私のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○塚本委員長 区長の挨拶が終わりました。

決算特別委員会の終了に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

当決算特別委員会においては、本日の決算認定に至るまでの7日間にわたり、有意義な審査が行われました。この間、副委員長および理事の皆様、また委員各位のご協力により、効率的な委員会運営をすることができ、当初の日程どおり審査を終了するに至りました。ここに、改めて皆様のご協力に対し、心より厚く御礼を申し上げます。

また、森澤区長をはじめ理事者の方々のご協力に対しても、厚く御礼申し上げます。

区長をはじめ理事者の方々におかれましては、委員会における意見ならびに要望等を十分に配慮され、今後の区政発展に努められますよう、改めてお願い申し上げます。

簡単ではございますが、委員長の挨拶とさせていただきます。

これをもちまして、決算特別委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

○午後5時07分閉会

委 員 長 塚 本 よしひろ